

世田谷区地域公共交通計画 (素案)

令和6年7月

世 田 谷 区

目次

1. 計画の趣旨	1
1.1 計画策定の背景と目的	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画の対象交通サービス	3
1.4 計画の期間	3
1.5 計画の区域	3
2. 世田谷区の現状と課題	4
2.1 区の現状	4
2.1.1 位置	4
2.1.2 社会的状況	5
2.1.3 地理的状況	10
2.1.4 国内の動向及び上位・関連計画	20
2.1.5 地域公共交通の現状	28
2.1.6 公共交通不便地域について	37
2.2 地域公共交通の課題	38
2.2.1 社会の変化	38
2.2.2 地域公共交通の課題	46
3. 基本方針と目標	56
3.1 計画で目指す基本方針	56
3.2 計画の目標	57
4. 計画の施策と取組	58
5. 計画の推進	102
5.1 計画の達成状況の評価	102
5.2 計画の推進体制	103

1. 計画の趣旨

1.1 計画策定の背景と目的

世田谷区では、区内の交通に関する計画として平成14年9月に「世田谷区交通まちづくり基本計画」を定め、以後改定を重ねながら、公共交通不便地域対策をはじめとする各事業を交通事業者や地域の方々との協働により取り組んできました。

一方で、近年は公共交通機関利用者の減少や、交通の担い手である乗務員不足などが大きな課題となっており、高齢化の進展に伴う交通弱者の増大やコロナ禍を経てのライフスタイルの多様化、新たな交通サービスの進出などにより、誰もが安全に安心して移動できる環境の創出がより一層求められる時代となってきています。

このような背景から、国は令和2年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正し、地域にとって望ましい鉄道、路線バス、タクシー等の地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとして「地域公共交通計画」を定めることを自治体の努力義務としました。

区としては、区民・交通事業者・行政が協働して、さらなる公共交通不便地域対策の推進、公共交通ネットワークの確保・維持などに取り組んでいく必要があることから、現行の「交通まちづくり基本計画及び行動計画」が令和6年度末に期間満了を迎えることも踏まえ、新たに「世田谷区地域公共交通計画」を策定することとしました。

【「交通まちづくり」について】

交通は街づくりの重要な要素のひとつであり、交通に関わる施策や事業は、区外の含めた広域的なネットワーク、区内全域のネットワーク、及び地域に即して進められている街づくりを踏まえ、総合的に行われることが重要です。

また、区民、交通事業者、区などの関係者が協力・連携して、交通問題に取り組んでいく必要があります。

区では、このような取組を「交通まちづくり」と定義しています。

この「世田谷区地域公共交通計画」では、これまでの計画を踏襲しつつ、複雑化する社会に柔軟に対応する、持続可能な公共交通体系を確保していくための取組を定めるとし、引き続き関係者が協力・連携しあう「交通まちづくり」に取り組んでいきます。



出典）2040年、道路の景色が変わる（国土交通省、令和2年6月）

1.2 計画の位置付け

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号、令和2年改正)の第3条に規定する「国の基本方針」及び第5条の規定に基づき策定するものです。

また、「東京都における地域公共交通の基本方針」とも整合を図ります。

区の上位計画との関連については、最上位の「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」および区の都市計画マスタープランである「世田谷区都市整備方針」に整合を図ります。

また、都市整備方針に定める「分野別整備方針」の1つとして位置づけるものです。

あわせて、同じ「分野別方針・計画」である「世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画」や「せたがや道づくりプラン」とも連携・整合を図ります。

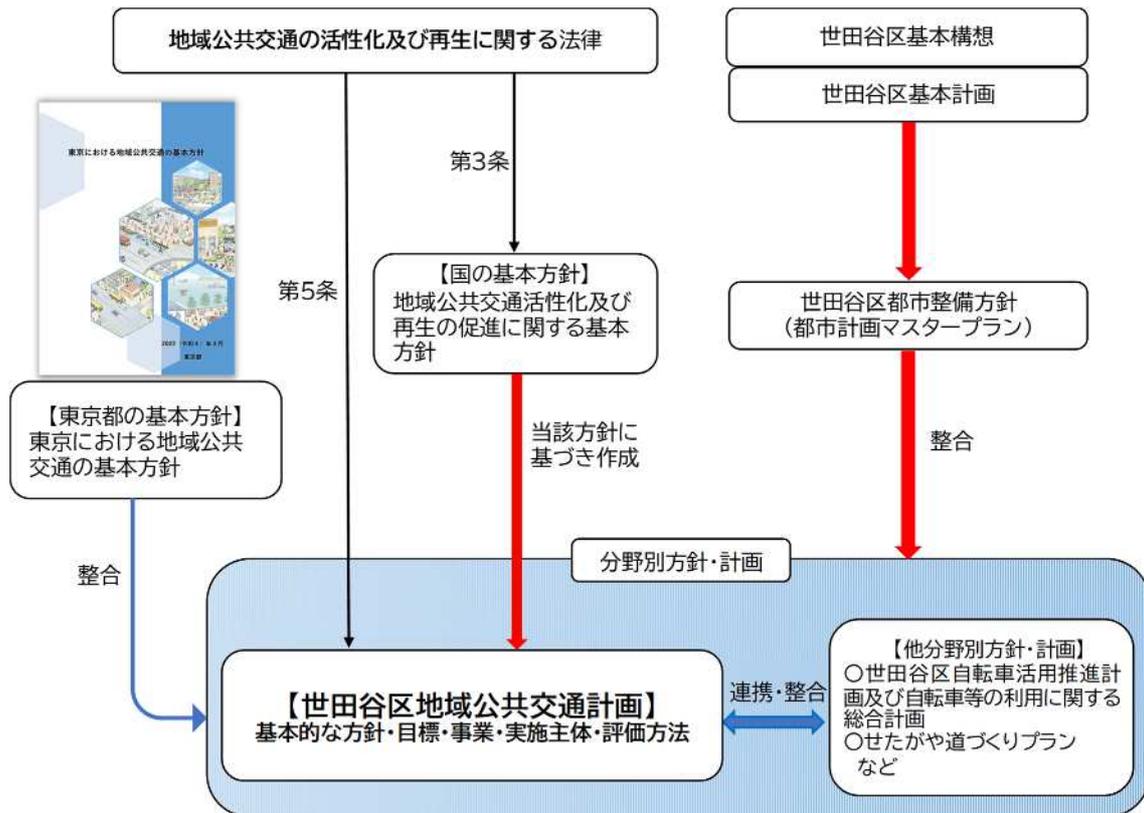


図 1 地域公共交通計画の位置づけ

1.3 計画の対象交通サービス

本計画で対象とする移動手段は、既存の公共交通機関サービスに加えて、自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送など、地域における多様な輸送資源についても対象とし、あわせて、自動車や自転車のシェアリングサービスや新たな交通サービスの活用についても検討の対象とします。

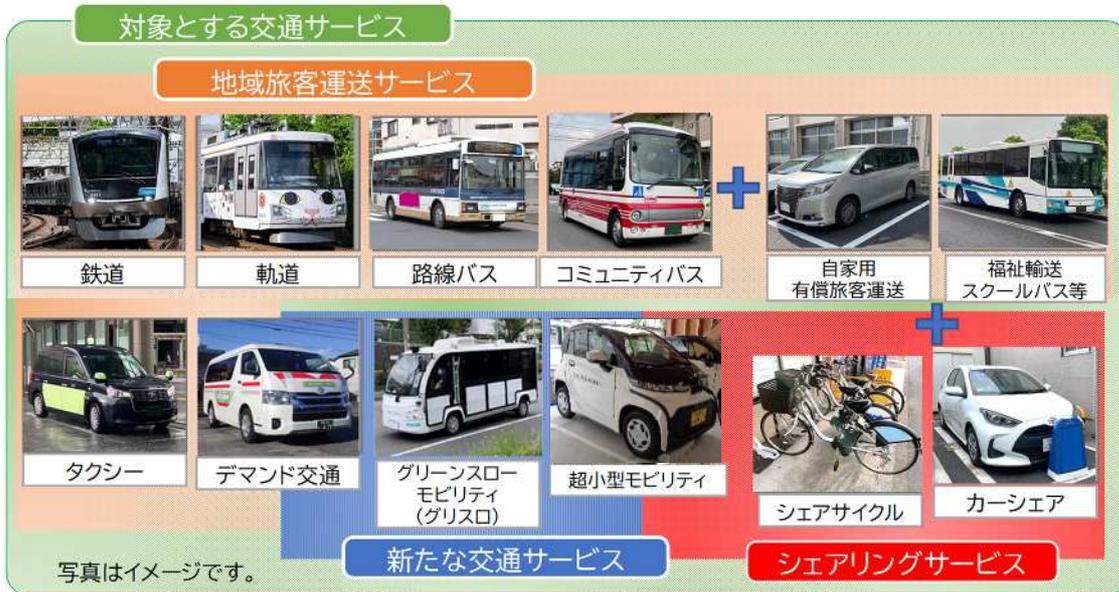


図 2 本計画で対象とする交通サービス

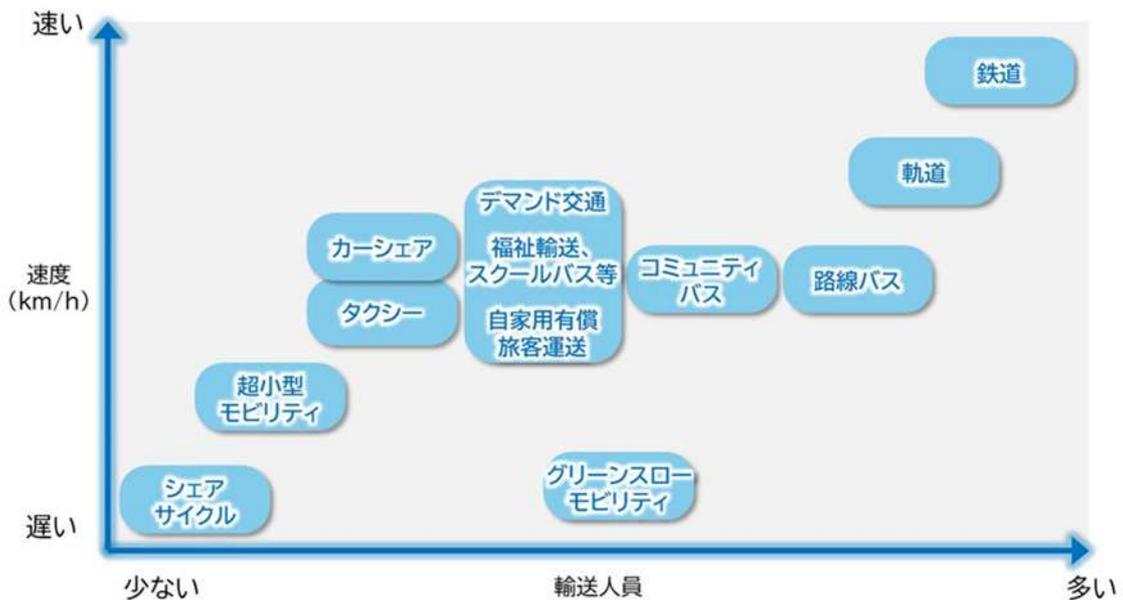


図 3 本計画で対象とする交通サービスの輸送人員と速度の概念図

1.4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度（5年間）とします。

1.5 計画の区域

本計画は、世田谷区全域を対象とします。ただし、行政区域をまたぐ移動も活発であるため、必要に応じて東京都、隣接する自治体とも連携・協働するものとします。

2. 世田谷区の現状と課題

2.1 区の現状

2.1.1 位置

世田谷区は、東京 23 区中の南西部に位置し、都心まで約 9～18 km、副都心まで約 1～10 km の距離にあります。東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれ接し、さらに多摩川を挟んで神奈川県川崎市と接しています。



図 4 世田谷区の位置図

出典)世田谷の土地利用 2021(世田谷区、令和 5 年 4 月)

2.1.2 社会的状況

(1) 人口動態

世田谷区の人口は特別区で最多の約91.8万人であり、区内の人口分布をみると、総人口及び65歳以上人口ともに、区の東側に集中している傾向があります。

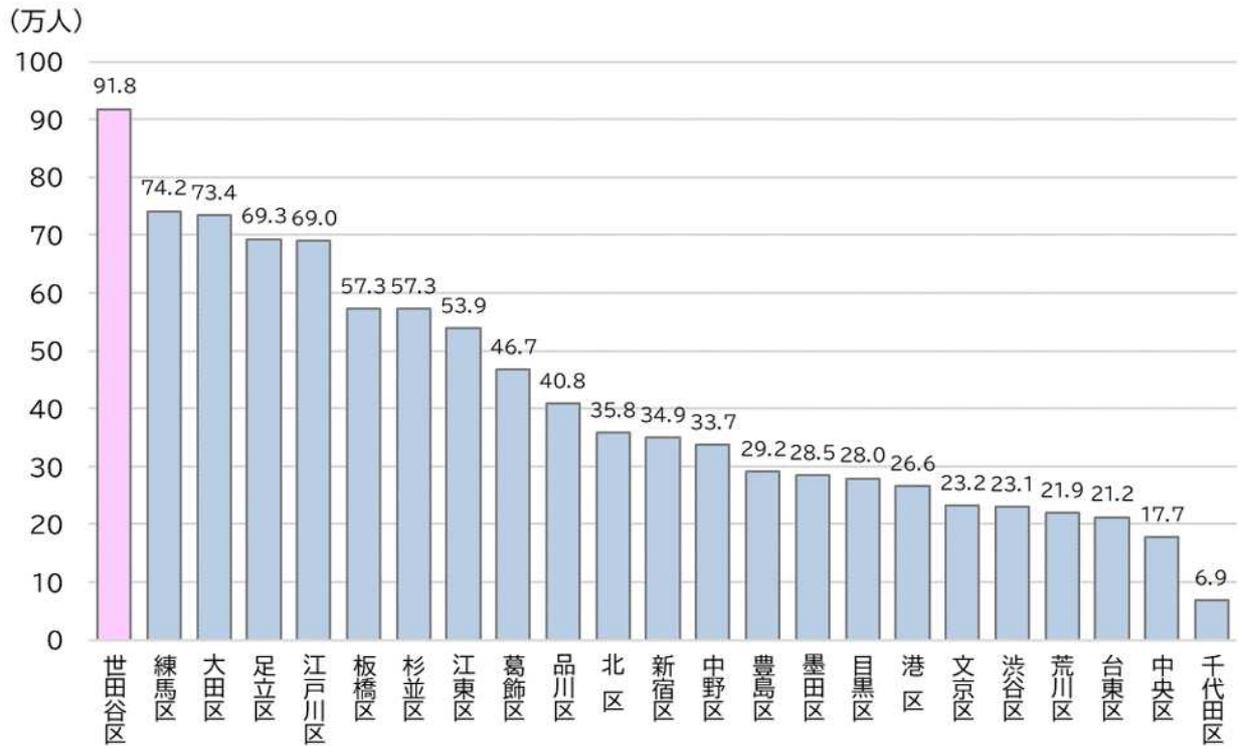


図 5 東京23区の人口

出典)住民基本台帳による東京都の世帯と人口(東京都、令和6年1月)を基に作成

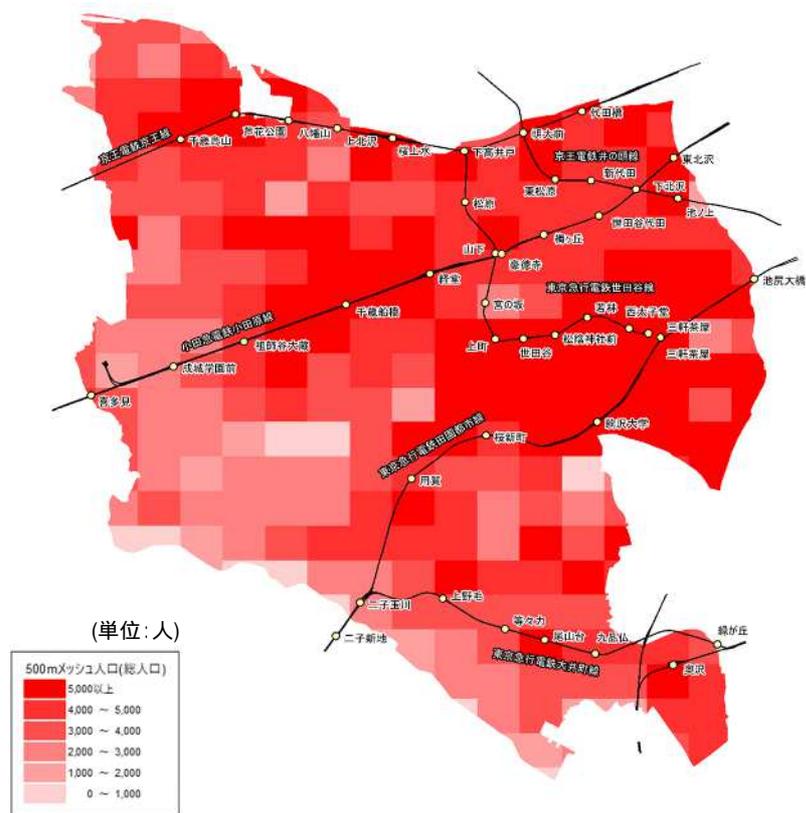


図 6 世田谷区の総人口分布

出典)令和2年 国勢調査

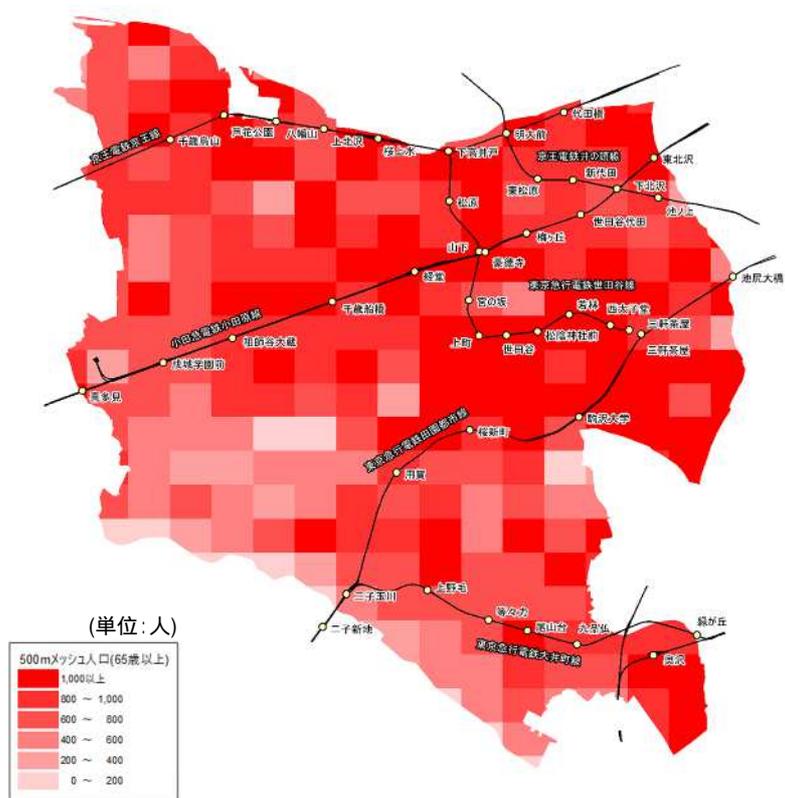


図 7 世田谷区の65歳以上人口分布

出典)令和2年 国勢調査

(2) 移動特性

世田谷区に関連する総トリップ数は238万トリップ/日で、このうち世田谷区内外を移動とするトリップが約7割となっています。代表交通手段別にみると、世田谷区内々の移動では「徒歩」「自転車」の順に多くなっています。世田谷区内外の移動では「鉄道」の割合が多く、区内外と区内々をあわせた移動でも「鉄道」が最多となっています。

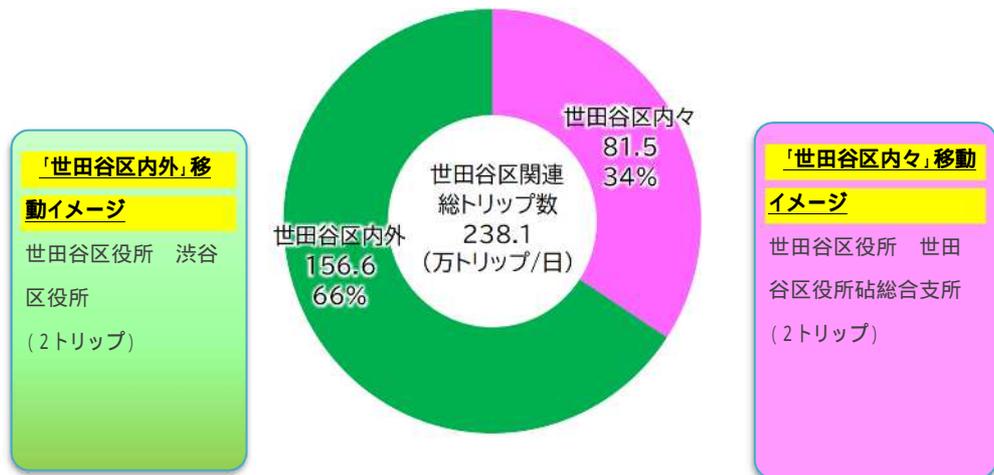


図 8 世田谷区関連交通のトリップ種別

出典)第6回東京都市圏パーソントリップ調査

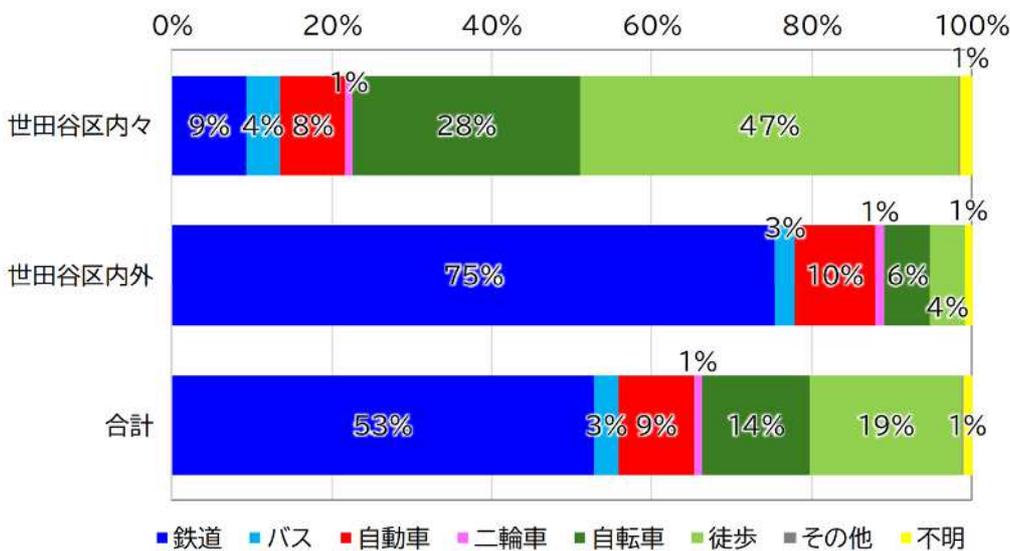


図 9 世田谷区関連交通の代表交通手段分担率

出典)第6回東京都市圏パーソントリップ調査

代表交通手段：1つのトリップがいくつかの交通手段で成り立っているとき、このトリップで利用した主な交通手段を指します。主な交通手段は、鉄道、バス、自動車、二輪車、徒歩の順に優先順位が定められており、利用した交通手段のうち、より上位にあるものが代表交通手段となります。

(3) 自家用車保有数

世田谷区の自動車保有台数の推移をみると、2014年を境に微減傾向にあり、2023年時点では194.7千台(2014年比0.97)となっています。

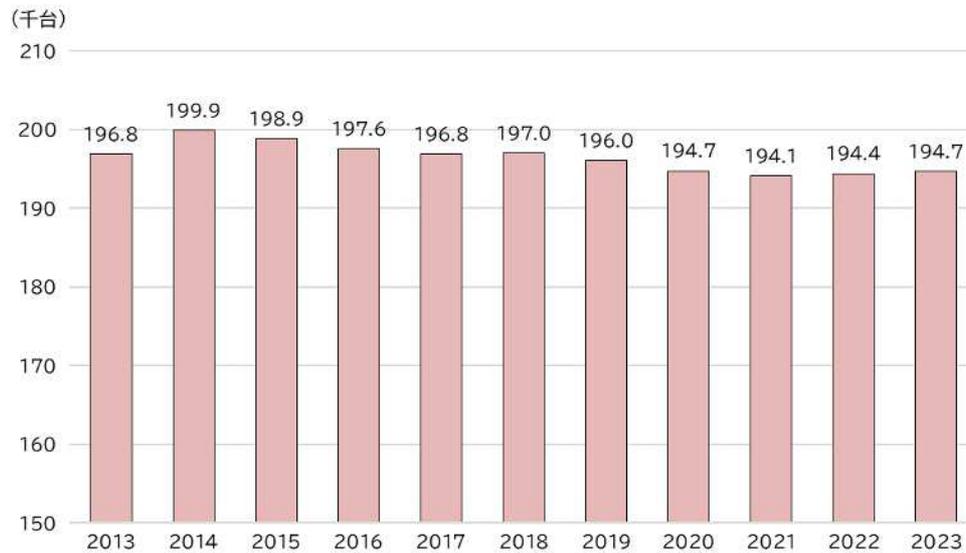


図 10 世田谷区の自動車保有台数(自家用普通車、自家用小型車、軽自動車の合計)

出典)2013～2023年 世田谷区統計書

(4) 運転免許保有者数、運転免許取消件数

世田谷区の運転免許保有者数についてみると、2020年までは増加傾向でしたが、それ以降は概ね横ばいの状況となっており、2023年時点では568.9千人となっています。

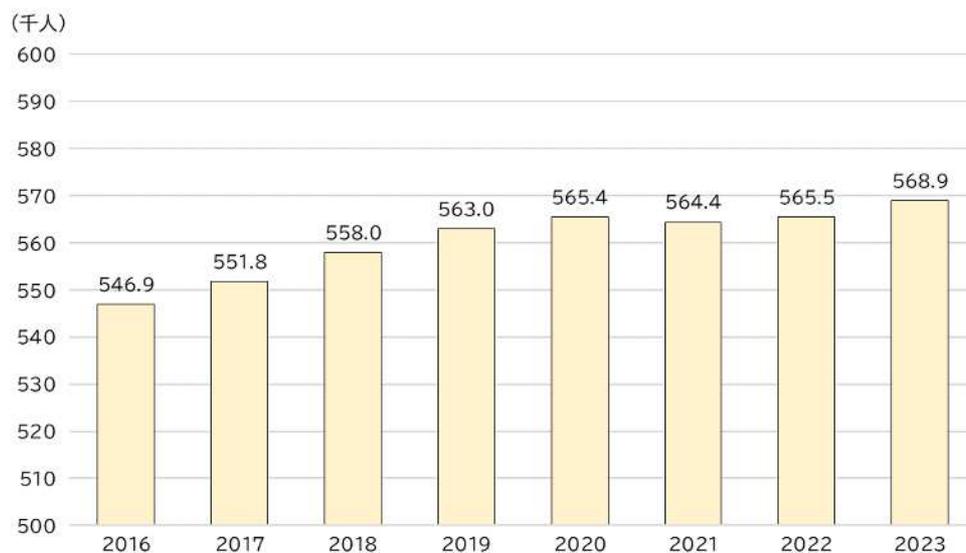


図 11 世田谷区の運転免許保有者数

出典)2016～2023年 警視庁資料

世田谷区の運転免許取消件数についてみると、令和元年（2019年）をピークに、それ以降は減少傾向となっており、令和5年（2023年）時点では2.2千件となっています。

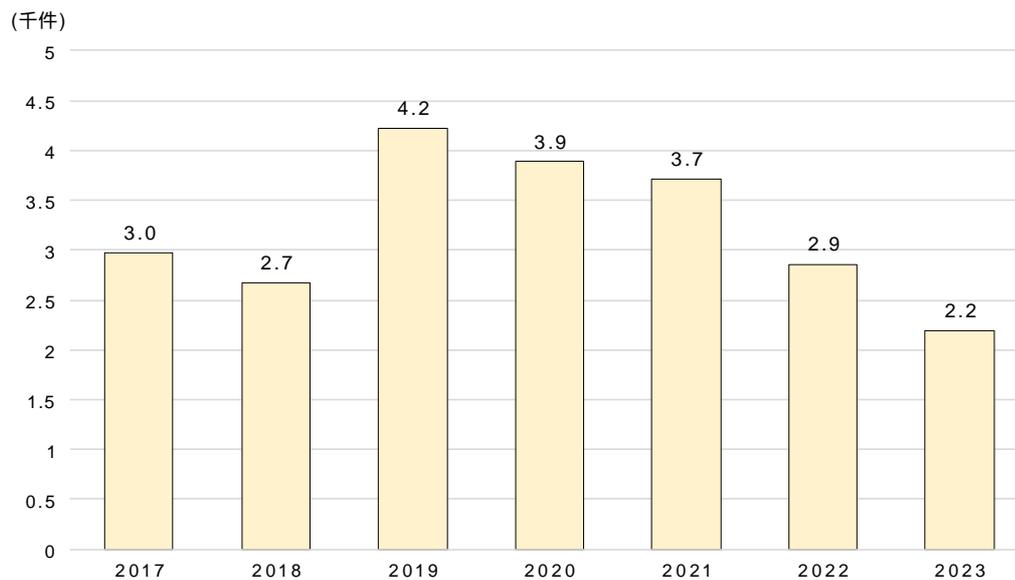


図 1 2 世田谷区の運転免許取消件数の推移

出典) 2017～2023年 警視庁資料

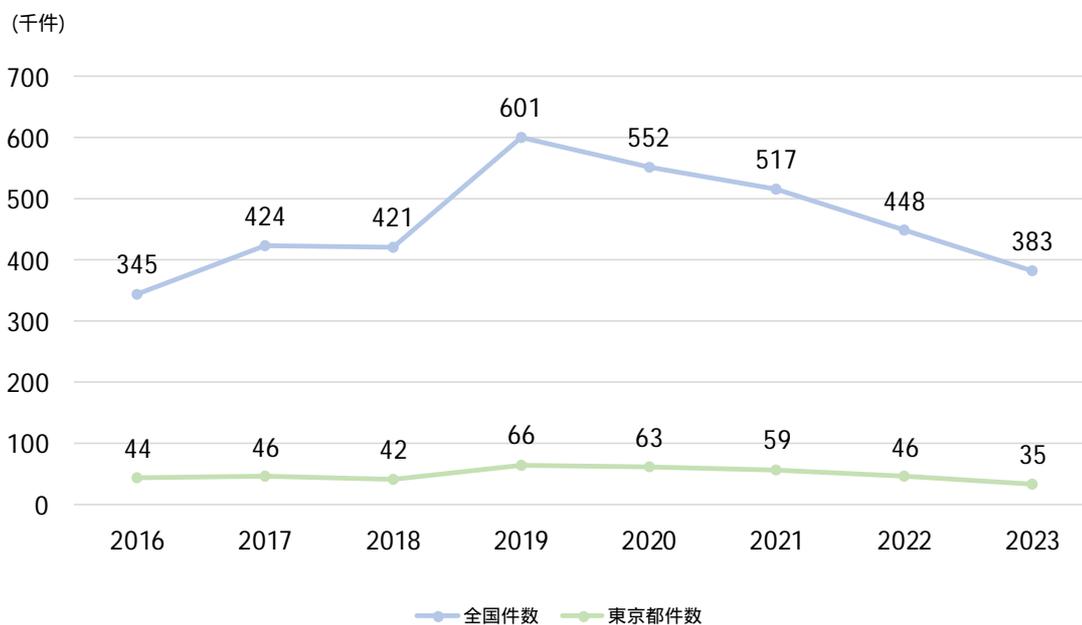


図 1 3 全国及び東京都の運転免許取消件数の推移

出典) 2016～2023年 警視庁資料

2.1.3 地理的状況

(1) 地形

世田谷区は、多くの部分を占める武蔵野台地と、その南西側を流れる多摩川沿いの低地から成り立っています。武蔵野台地の東南部は、多摩川によって形成された河岸段丘で、標高の低い立川面と、高い武蔵野面の二段が形成されています。

区内を流れる河川には、南西部を流れる一級河川が多摩川や、仙川、野川、谷沢川などがあります。これらの河川は区内を枝分かれ状に流れ、大地を侵食しながら丘や谷の起伏を形成してきました。こうしてできた代表的な地形が国分寺崖線です。国分寺崖線は約10万年前にわたる武蔵野台地の浸食によりできた崖地であり、多摩川と野川に沿って10~20mの高さを有するその斜面は、区内で唯一の帯状の緑地帯となっています。

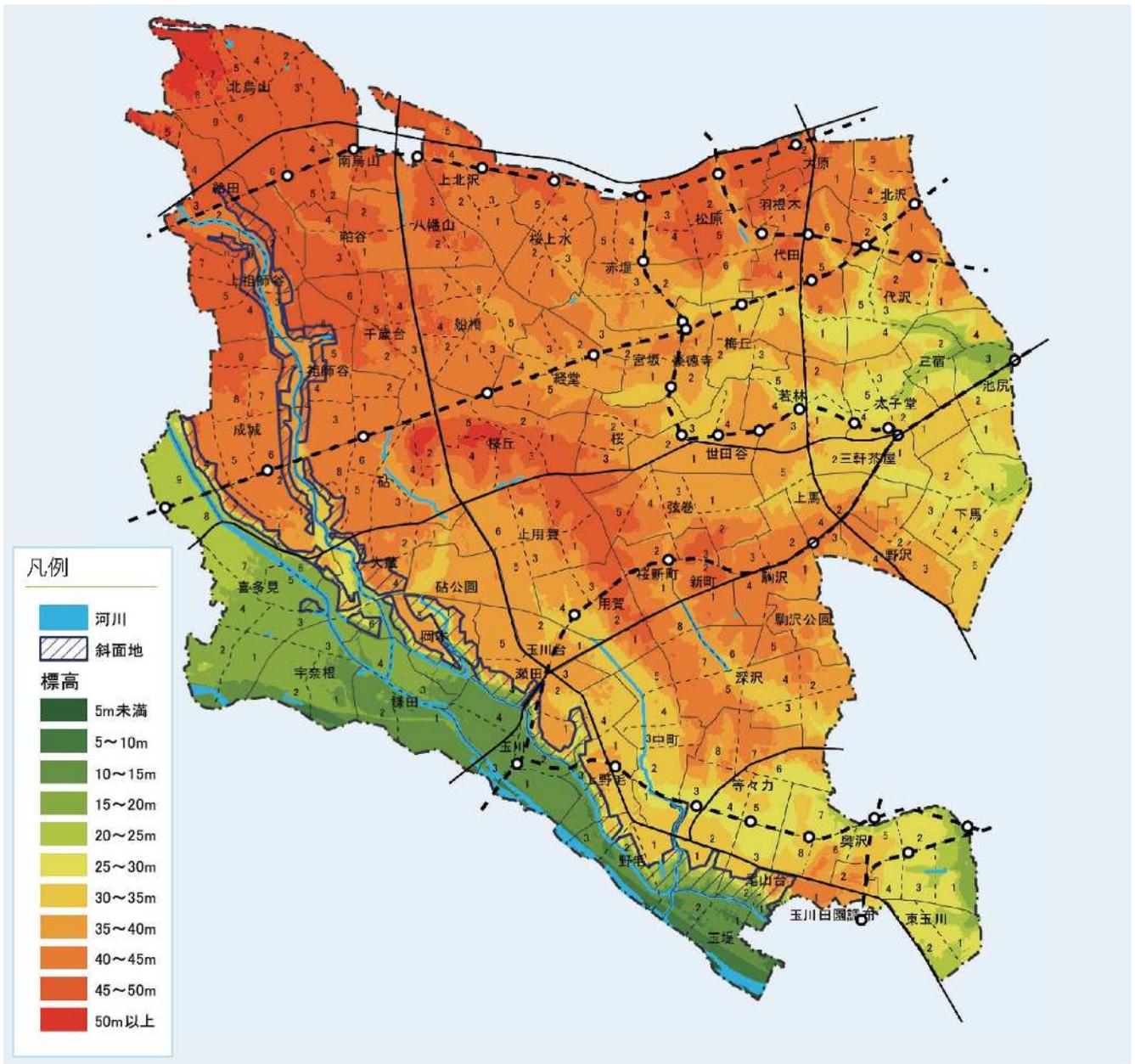


図 1 4 世田谷区の標高図

出典)世田谷の土地利用 2021(世田谷区、令和5年4月)

(2) 道路状況

道路整備率

区内の都市計画道路の整備率は、5割程度となっています。都市計画道路のうち、幹線道路は8割以上が整備済みとなっていますが、地区幹線道路（補助線街路）の整備率は4割程度と低く、整備が遅れています。主要生活道路の整備率についても、4割程度と低い状況にあります。

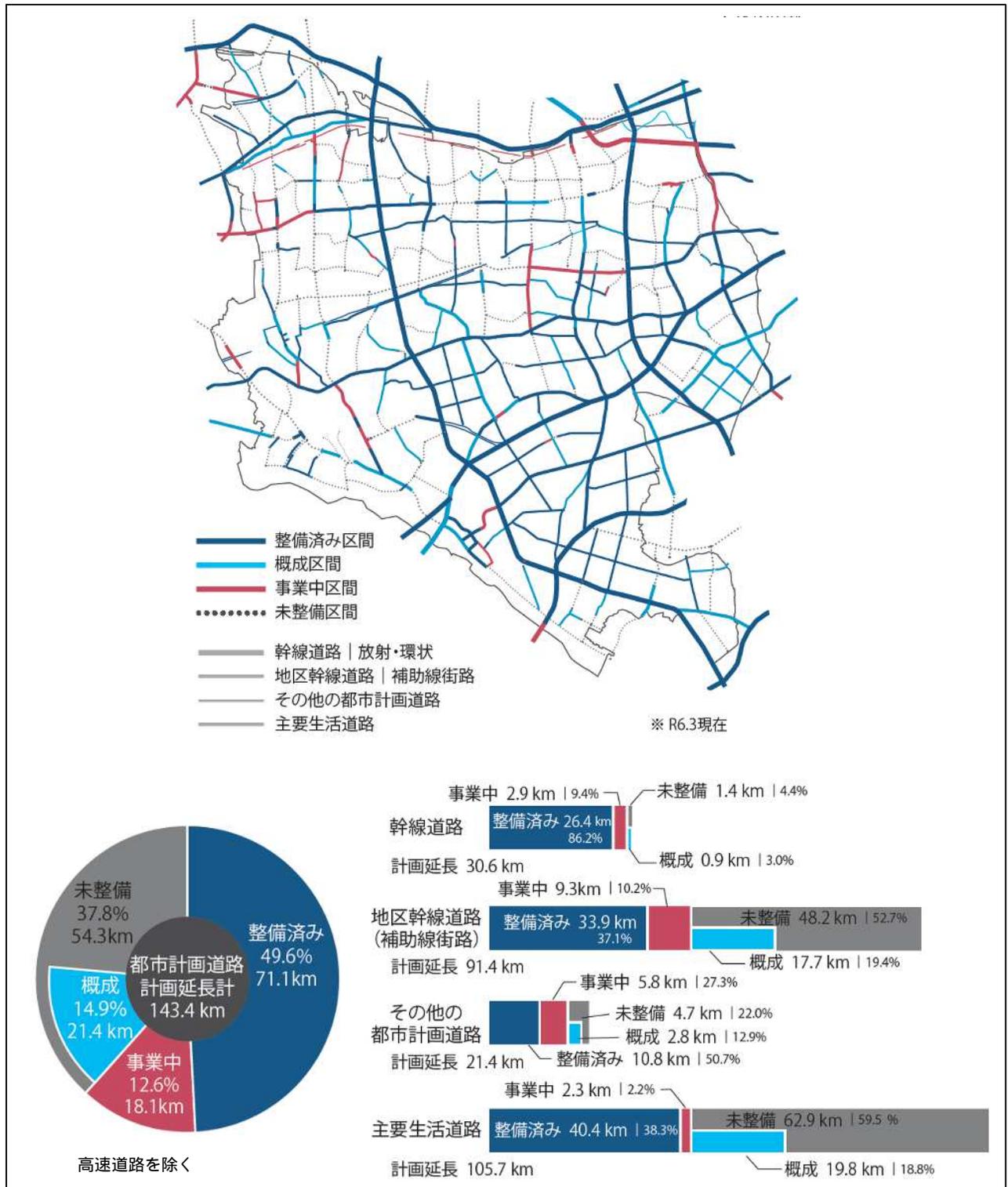


図 1 6 世田谷区の都市計画道路・主要生活道路の整備状況

出典)道路整備白書(世田谷区、令和6年4月)

戦災復興事業などにより基盤整備が進んだ都心部の区や東部に位置する区と比べて、西部に位置する世田谷区の都市計画道路の整備率は低い状況にあります。

このような経緯から、地域公共交通を支える路線バス等が通行できる道路が限られている状況です。

また、世田谷区内は、東西方向に鉄道が発達しており、路線によっては鉄道による地域分断が課題となっています。現在、京王線の連続立体交差事業による踏切の除却をはじめとし、東急大井町線や東急目黒線において地域分断の解消を目指しています。

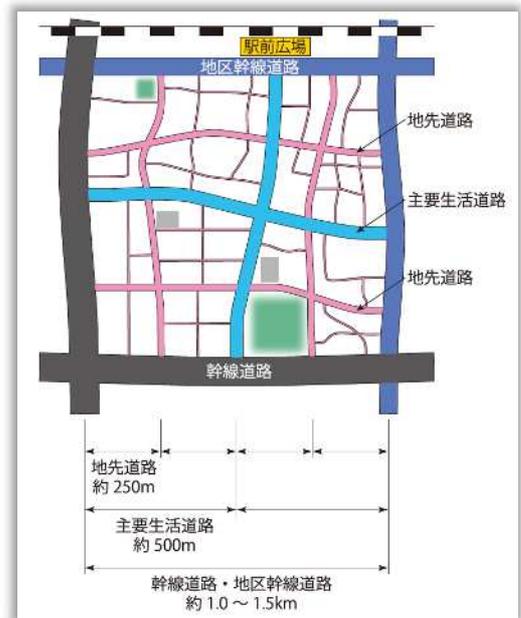


図 17 道路網の段階的な構成イメージ

出典)せたがや道づくりプラン(平成28年3月見直し版)

都市計画道路を約1~1.5km、主要生活道路を約500mの間隔で整備し、道路・交通網の充実を図る。



令和5年度 国土交通省都市計画現況調査を基に作成

図 18 都市計画道路の整備率

出典)道路整備白書(世田谷区、令和6年4月)



図 19 現在事業中の京王線連続立体交差事業の概要

出典)東京都建設局 HP

道路幅員

区内には、国道約 13km、都道約 67km、区道約 1,095km と、合計 1,200km におよぶ道路が整備されています。最も多いのは、4m 以上 6m 未満の区道で 419.4km となっており、約 1/3 を占めています。

次いで 6m 以上 10m 未満の区道が 304.7km と約 1/4 を占めています。

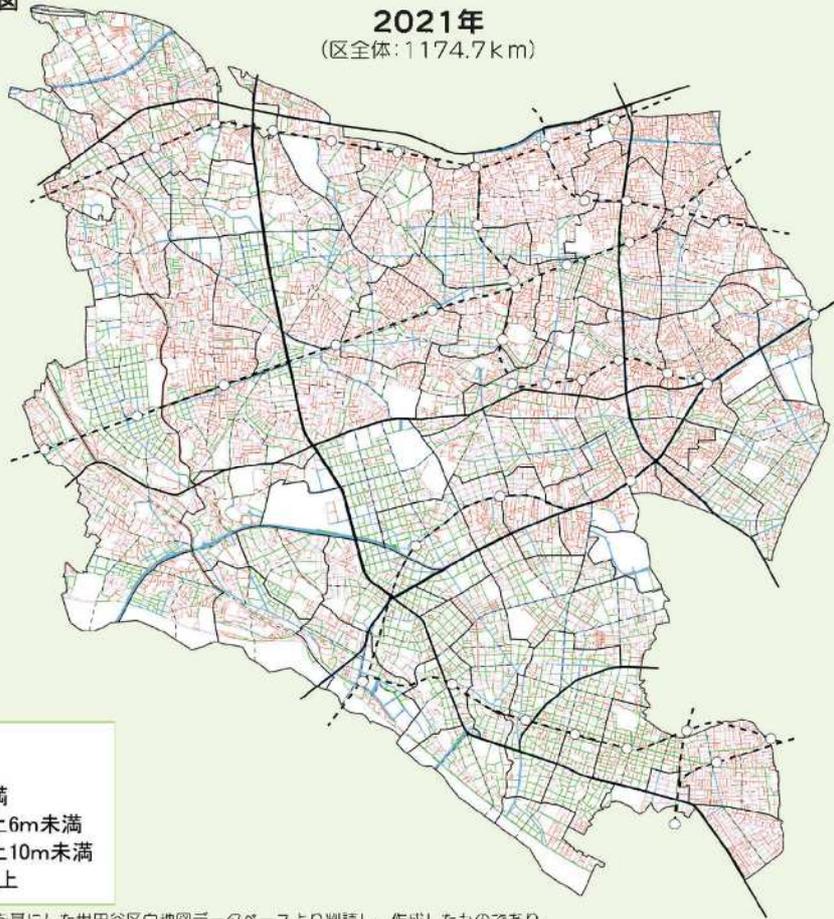
幅員別道路現況図をみると、区西部の成城付近や中央部の用賀付近など、耕地整理や土地区画整理などの都市基盤整備事業が行われたエリアで街の骨格を形成していることがわかります。一方で、4m 未満の区道が 290.0km あり、約 1/4 が幅員の狭い細街路といわれる道路となっています。こうした細街路は入り組んだ形状をしており、区の北半分の都市基盤整備が遅れている地域、および東南端の奥沢付近に多く分布しています。

幅員別の道路延長(区道のみ)



幅員別道路現況図

2021年
(区全体: 1174.7 km)



凡例

- 4m未満
- 4m以上6m未満
- 6m以上10m未満
- 10m以上

※この図は、航空写真を基にした世田谷区白地図データベースより判読し、作成したものであり、私道や通路状の空間を含まないため、道路法に基づく認定幅員とは異なる。

図 20 世田谷区の幅員別道路現況図

出典)世田谷の土地利用 2021(世田谷区、令和5年 4月)

細街路率

幅員 4m未満の細街路について、総延長に占める割合(細街路率)を見てみると、区全体では 31.9% となっています。地域別に見ると、北沢地域(41.6%)、世田谷地域(35.9%)、烏山地域(33.9%)、の細街路率が高くなっています。

表 1 区全域及び地域別の細街路延長と細街路率

地域名	細街路延長 (m)	道路延長 (m)	細街路率
世田谷地域	141,331.7	394,188.1	35.9%
北沢地域	122,131.6	293,286.9	41.6%
玉川地域	94,722.0	436,823.7	21.7%
砧地域	103,004.3	366,516.0	28.1%
烏山地域	77,102.5	227,672.3	33.9%
世田谷区全域	535,946.1	1,682,225.5	31.9%

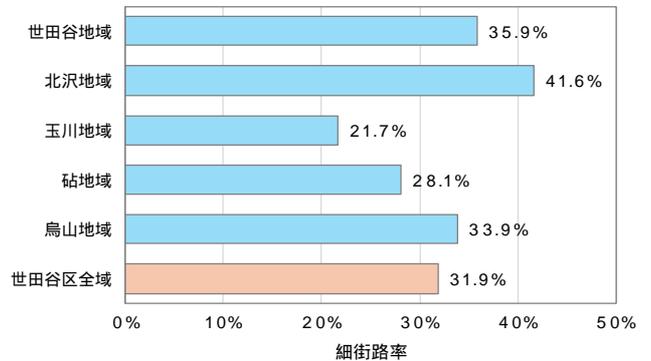


図 2 1 区全域及び地域別の細街路率

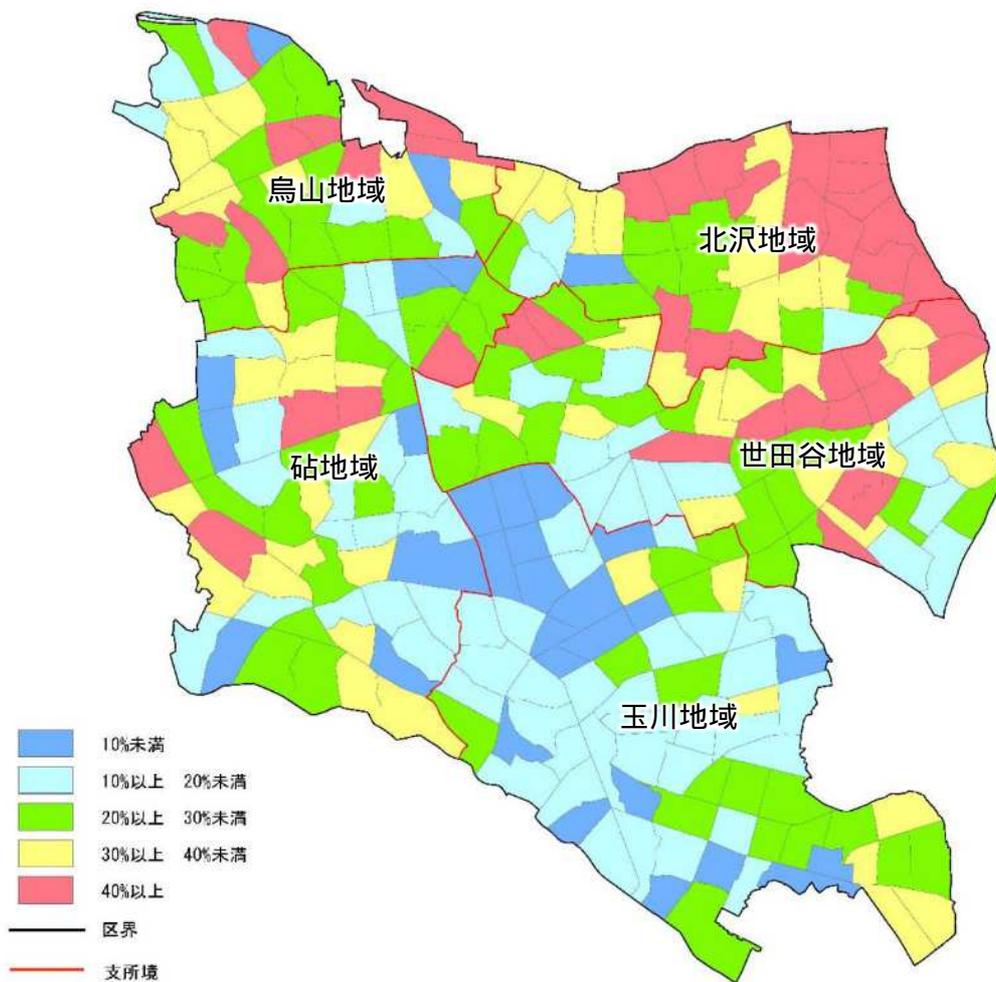


図 2 2 世田谷区の町丁目別細街路率

出典)令和 3 年度 世田谷区土地利用現況調査報告書

(3) 施設分布

病院

世田谷区内の病院(病床数 200 床以上)については、10 件存在しています。(小児専門、精神専門含む)

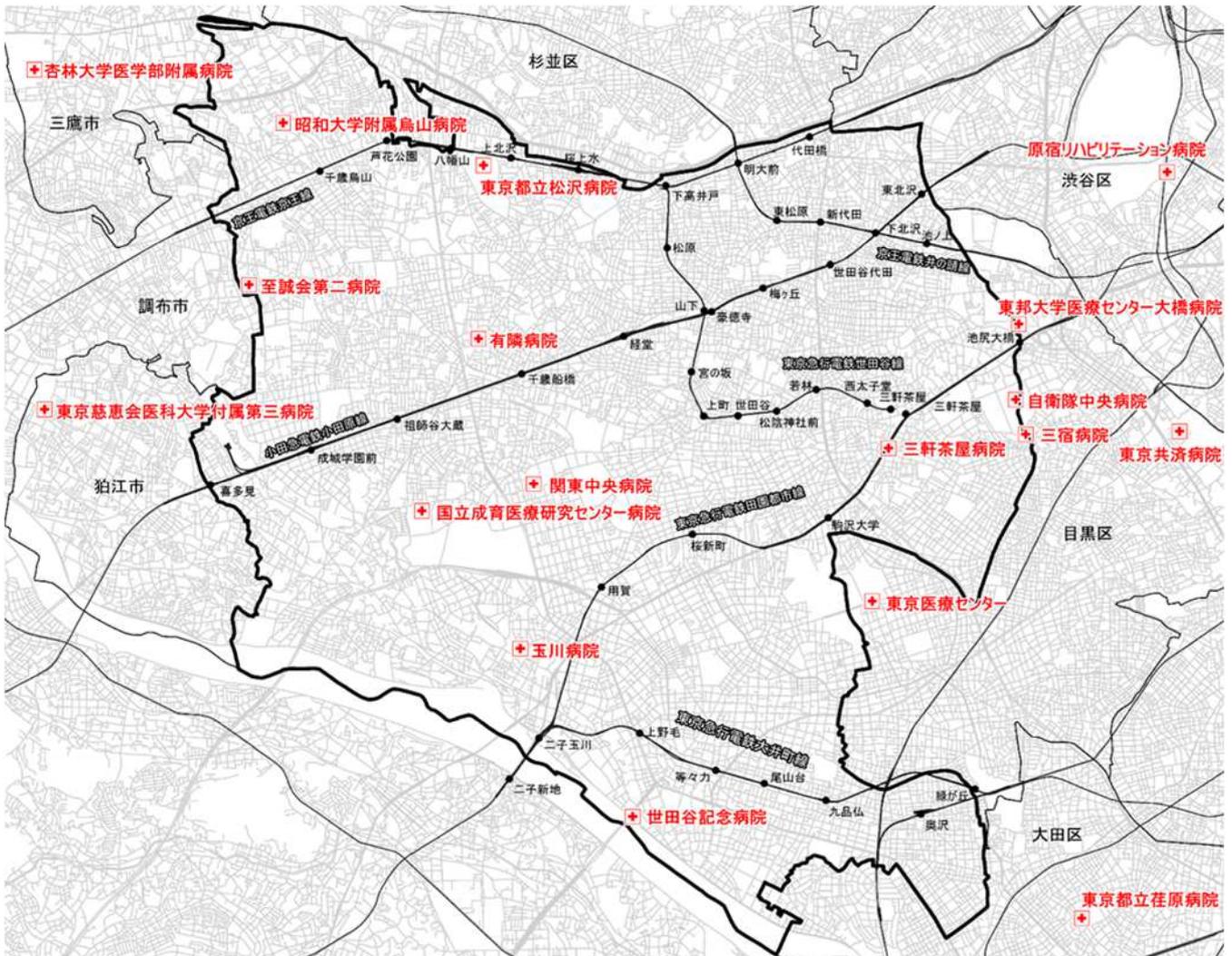


図 2 3 世田谷区内の病院 (2 0 0 床以上) 位置図

出典)医療機関名簿(東京都福祉保健局、令和 4 年)

公共施設(区役所等)

世田谷区内の主な公共施設としては、区役所・総合支所 10 件、出張所 5 件、まちづくりセンター 28 件、あんしんすこやかセンターが 28 件立地しています。

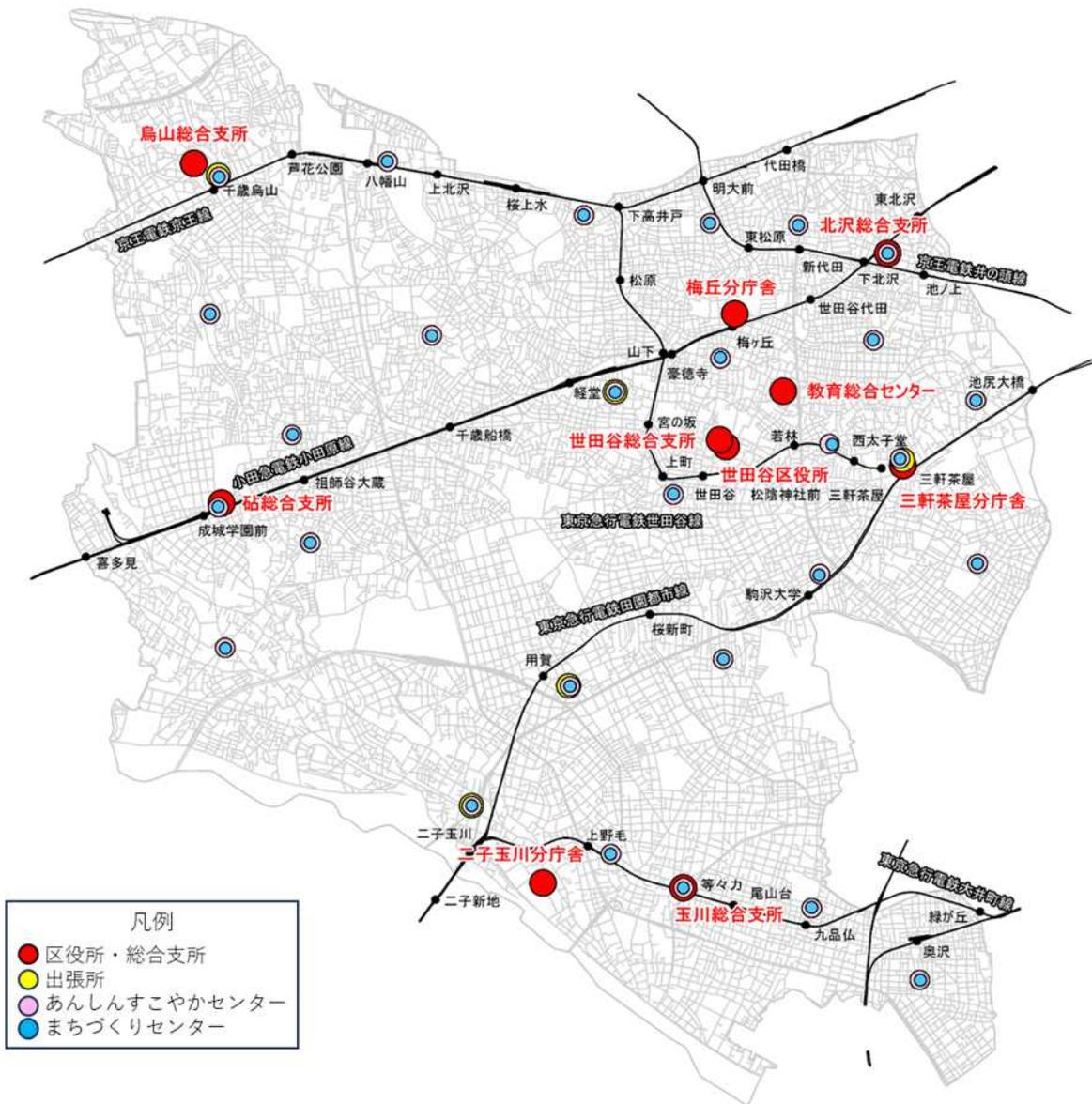


図 2 4 世田谷区内の公共施設位置図

出典)せたがや便利帳 2023(令和 5 年)

商業施設

世田谷区内の主要な商業施設として大規模小売店舗の立地状況をみると、スーパー（総合・食品）が40件、百貨店（百貨店・寄合百貨店）が2件、専門店が16件立地しています。

大規模土地取引及び特定商業施設以外の施設も入れた図に差し替え予定

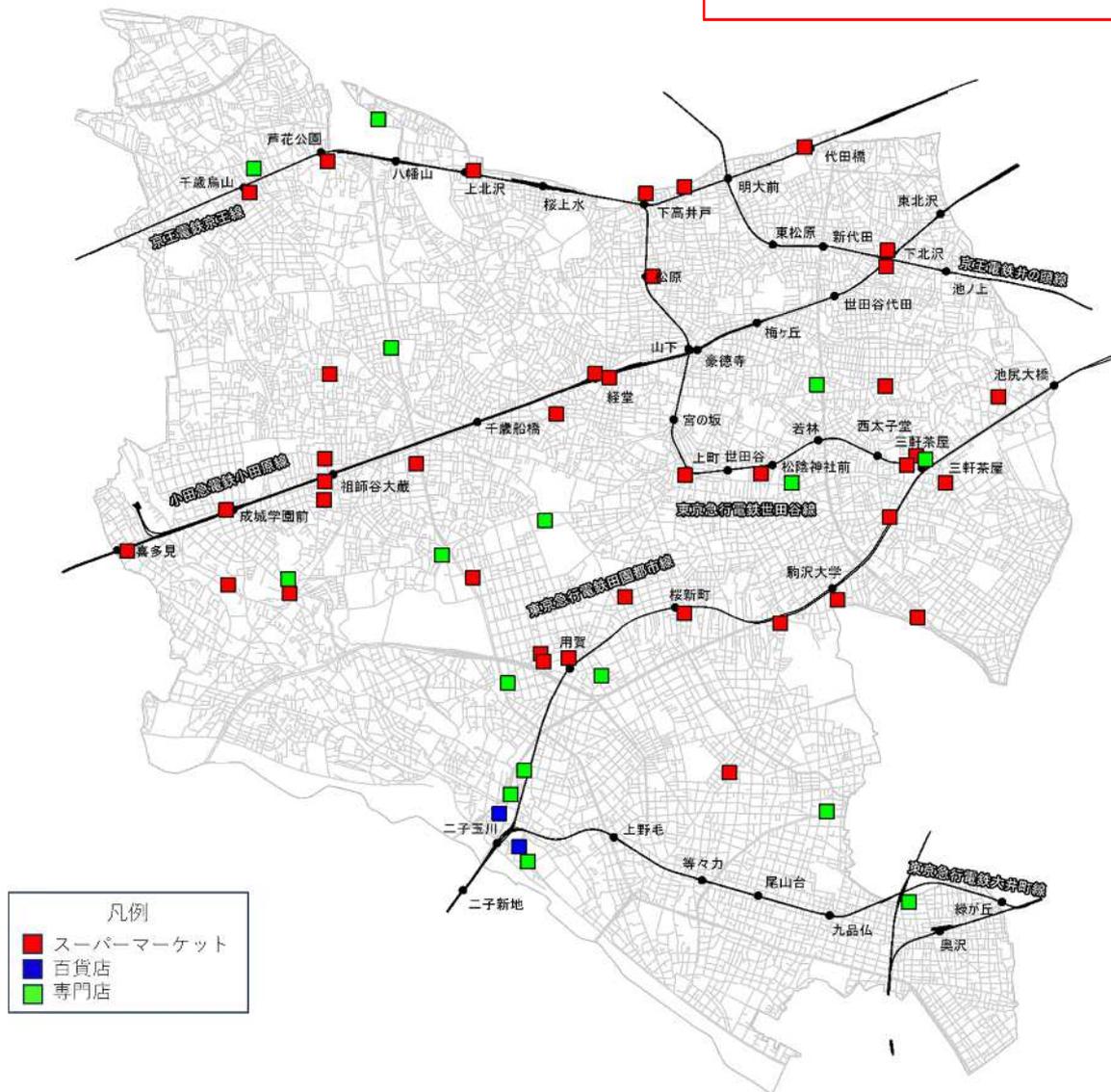


図 25 世田谷区内の商業施設位置図

出典)全国大型小売店総覧(2023年版)

教育施設

世田谷区内の教育施設の立地状況をみると、大学が15件、高校が38件、中学校が52件、小学校が70件立地しています。

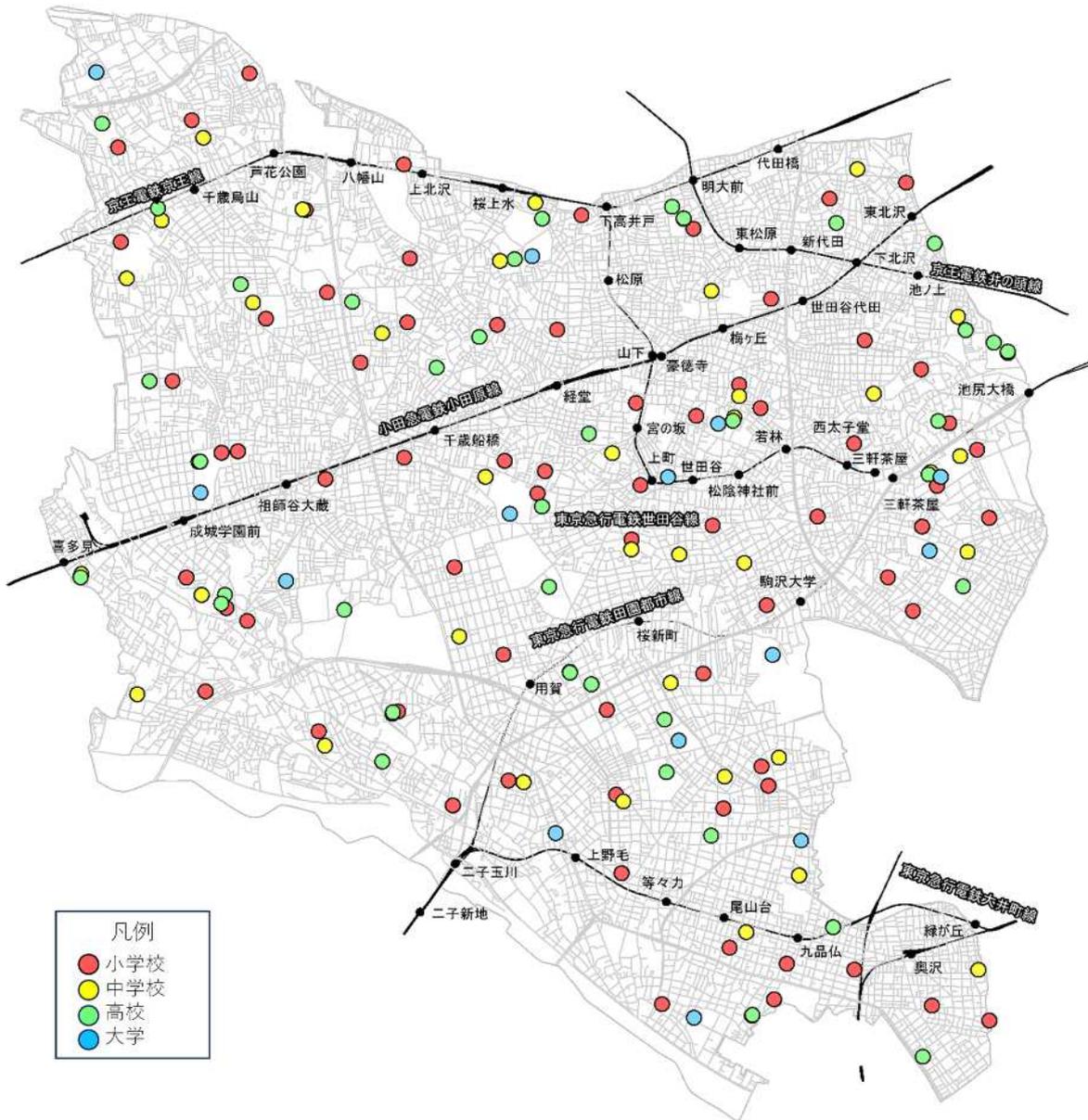


図 2 6 世田谷区内の教育施設位置図

出典)せたがや便利帳 2023(令和5年)

2.1.4 国内の動向及び上位・関連計画

(1) 交通に関する法令

<p>交通政策基本法</p>	<p>交通政策基本法は、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、交通に関する基本理念、関係者の責務、基本的施策等について定めた法律です。</p> <p>地方公共団体の責務として、以下のように示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 ・地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民その他の者の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。 								
<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律</p>	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（通称：地域公共交通活性化再生法）は、地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定めた法律です。</p> <p>現在、地域公共交通は、ライフスタイルの変化の影響もあり、大変厳しい状況に置かれており、本法律を改正し、地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進めるための枠組みを創設・拡充しています。</p> <p>市町村の努力義務として、以下のように示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。 								
<p>道路運送法</p>	<p>道路運送事業の適正な運営と利用者の利便の増進、道路運送の総合的な発達を図るとともに、道路運送に関する公正な競争を確保するための法律です。</p> <p>道路運送事業とは、旅客自動車運送事業の免許・許可制、業務の規制・監督、自動車道の免許制、自家用自動車の使用などについて詳細に規定するものです。</p> <p>2000年の改正によりタクシー、バスは免許制から許可制に移行し、参入、撤退が容易になりました。料金も上限以下ならば原則として自由に設定できます。</p> <p>なお、貨物自動車運送事業については貨物自動車運送事業法が定めています。</p>								
<p>鉄道事業法</p>	<p>鉄道事業を営む者に関する基本的な事項について定めた法律であり、すべての鉄道事業者に適用される基本法としての役割を担っています。</p> <p>事業路線の免許、運賃・料金の認可、運行計画の届け出、事故の報告など、鉄道事業の基本となる規定のほか、鉄道事業の区分や鉄道の種類に関する規定も設けられています。</p> <p>【鉄道の種類】</p> <table border="0" data-bbox="518 1877 1444 2016"> <tr> <td>普通鉄道</td> <td>懸垂式鉄道（モノレール）</td> </tr> <tr> <td>跨座式鉄道（モノレール）</td> <td>案内軌条式鉄道（新交通システム）</td> </tr> <tr> <td>無軌条電車（トロリーバス）</td> <td>鋼索鉄道（ケーブルカー）</td> </tr> <tr> <td>浮上式鉄道（リニアモーターカー）</td> <td>前各号に掲げる以外の鉄道</td> </tr> </table>	普通鉄道	懸垂式鉄道（モノレール）	跨座式鉄道（モノレール）	案内軌条式鉄道（新交通システム）	無軌条電車（トロリーバス）	鋼索鉄道（ケーブルカー）	浮上式鉄道（リニアモーターカー）	前各号に掲げる以外の鉄道
普通鉄道	懸垂式鉄道（モノレール）								
跨座式鉄道（モノレール）	案内軌条式鉄道（新交通システム）								
無軌条電車（トロリーバス）	鋼索鉄道（ケーブルカー）								
浮上式鉄道（リニアモーターカー）	前各号に掲げる以外の鉄道								

軌道法	<p>一般公衆（公共）の運輸事業を目的とする軌道を監督する法律です。なお、道路に敷設される軌道のうち、一般公衆用ではないものについての規定は国土交通省の省令により定められています。</p> <p>軌道法は主に路面電車を対象としてきましたが、モノレールや新交通システム等にも適用例があります。なお、地下鉄・トロリーバスは原則的に鉄道事業法に準拠しています。</p>
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）は、ハートビル法と交通バリアフリー法が一体となった法律です。</p> <p>高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としており、本法律に基づき、ハード・ソフト施策の充実や、高齢者・障害者等を含む全ての人暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しています。</p> <p>地方公共団体の責務として、以下のように示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 <p>また、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化するため、令和2年に法改正が行われ、市町村等による「心のバリアフリー」の推進に関する内容が盛り込まれました。</p>

Column ニューノーマル、ウェルビーイングに関する動き

新型コロナウイルス感染症を契機として、従来の生活や働き方を見直す大きな転換期を迎え、インターネットを利用した買い物や場所にとられない柔軟な暮らし方、テレワーク、地方移住など、「新しい生活様式」が浸透してきています。

また、心も体も社会的にも満たされた状態、実感としての幸せ、心の豊かさなどを表す言葉として「ウェルビーイング（well-being）」が国内外において注目されており、この考え方を指標に設定した自治体も登場してきています。

交通に関するニーズも多様化してきており、従来の移動することそのものの価値や時間の価値に加えて、移動時の快適さを重視するニーズなど、多様な価値観に対応した、よりきめ細やかな交通サービスを考える必要が出てきています。

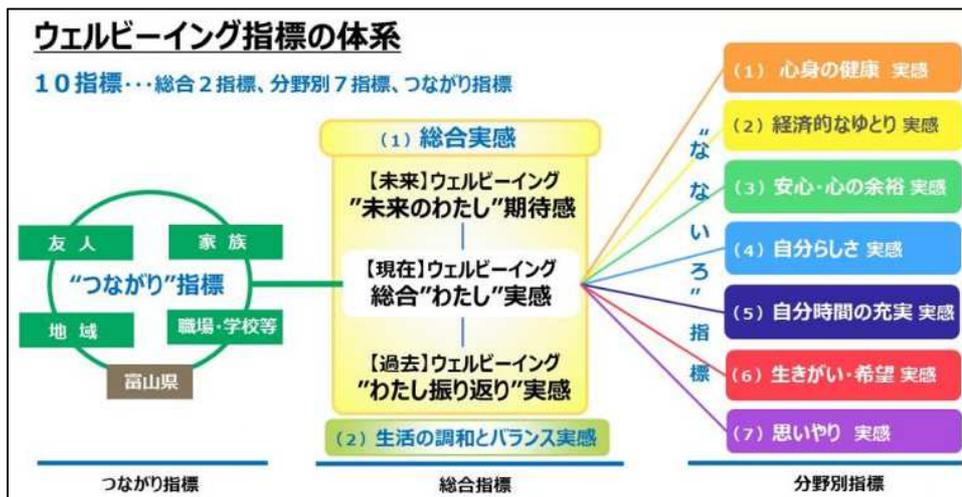


図 27 ウェルビーイング指標の全体像

出典) 富山県ウェルビーイング指標の策定について

(2) 国の動向

地域公共交通に関する動き

国は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を令和2年に改正し、地域にとって望ましい鉄道、路線バス、タクシー等の地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての「地域公共交通計画」の策定を自治体の努力義務とし、地域の交通資源を総動員する措置を設けました。

その後、ニーズや移動手段が多様化していること等を踏まえ、交通と他分野との連携、DXの活用など、あらゆる交通モードにおける地域の関係者の連携・協働(=共創)を通じ利便性・持続可能性・生産性が向上するよう、地域公共交通ネットワークを再構築(リ・デザイン)することを主眼とした法改正を令和5年に実施しました。



図 28 地域公共交通のリ・デザイン

出典) 地域公共交通のリ・デザイン 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 理念編 第4版(令和5年10月)

(3) 東京都の動向

東京都は、令和4年3月に「東京における地域公共交通の基本方針」を策定しました。

2040年代を目標年次としており、「高齢者や障害者をはじめ、誰もが移動しやすい利便性の高い都市の実現と、人・モノ・情報の自由自在な移動と交流により、あらゆる人が活躍できる「挑戦の場」を創出する都市交通環境の実現に資する取組の方針」として、地域特性に即した地域公共交通の目指すべき姿とその実現に向けた支援策の方向性について示されています。

中枢広域拠点域(おおむね環状7号線内側)のイメージ

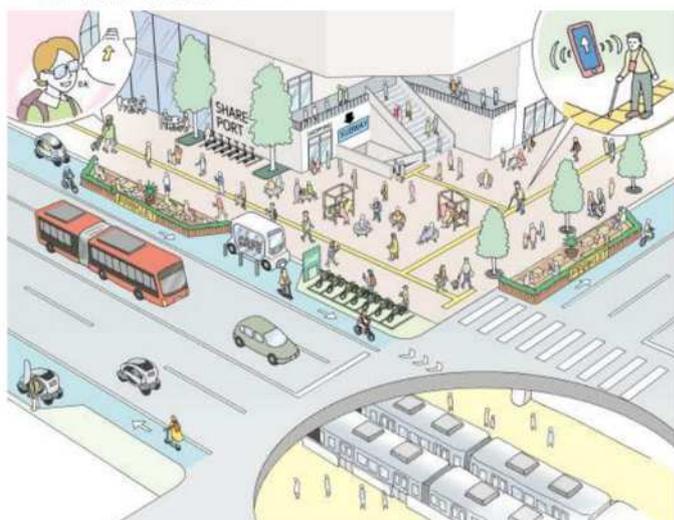


図 29 中枢広域拠点域イメージ図

- ・鉄道、路線バスや、それらを補完するコミュニティ交通、シェアモビリティサービスが充実するとともに、サイバー空間とフィジカル空間の整備を共に進めることにより駅等の交通結節機能が向上し、大量輸送と個人に寄り添うサービスとが両立している。
- ・カーブサイドも活用した、ラストワンマイル移動手段の充実やアクティビティの場の創出にも支えられ、人が集うにぎわいの場が開かれている。
- ・ビジネスパーソン、インバウンド等の来街者、住民など様々な人の活動を、便利で安全で快適なユニバーサルデザインの移動手段が支えている。

新都市生活創造域(おおむね環状7号線から、西側はJR武蔵野線まで、東側は都県境まで)のイメージ



図 30 新都市生活創造域イメージ図

- ・身近な中心地となる、主要なバス停と端末交通との結節点において、地域のインフラストックに適した輸送モードの導入等により、きめ細やかな移動サービスが充実するとともに安全で快適な歩行者空間が生まれ、生活利便性が向上している。
- ・交通結節点には多様なモビリティが集まり移動の選択肢が広がるとともに、平時・発災時間問わず、まちや交通の情報が集まる場として機能している。
- ・域内の多数の居住者の、通勤・通学移動、身近な公園・自然地や商業施設への移動手段が、利用者目線で検討がなされ、行政界を感じることなく快適・便利に移動できるようになっている。

カーブサイドとは、路肩側の車道空間のことです。

出典) 東京における地域公共交通の基本方針(2022年(令和4)年3月・東京都)を基に作成

(4) 世田谷区内の上位・関連計画

世田谷区基本構想

世田谷区基本構想は、今後20年間の公共的指針として平成25年(2013年)9月に策定されました。

○将来像:

信頼関係に支えられてだれもが安心して暮らすことができる都市

○位置づけ:

今後20年間の公共的な指針 = 公のものとして皆で共有する目標

○基本理念:

自治をより確かなものにする

○九つのビジョン

基本構想では、今後の目標や理念を九つのビジョンにまとめています。

- 一、個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする
- 一、子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する
- 一、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする
- 一、災害に強く、復元力をもつまちをつくる
- 一、環境に配慮したまちをつくる
- 一、地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする
- 一、文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する
- 一、より住みやすく歩いて楽しいまちにする
- 一、ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする



図 31 世田谷区基本構想

出典) 世田谷区基本構想(平成25年(2013)年12月・世田谷区)

○実現に向けた方策

基本構想の実現に向け、以下の方策を掲げています。

< 計画的な行政運営 >

・基本計画や実施計画などを作成し、検証しながら推進

< 地域行政と区民参加 >

・区民の視点に立った課題の対応、区民参加の機会創出、区庁舎の整備推進

< 自治権の拡充と持続可能な自治体経営 >

・自治権を広げるとともに、財政基盤を強化

< 区外との協力 >

・広域的な課題への取り組み、災害時の協力体制の構築、国際交流の推進

世田谷区基本計画(令和6年度から令和13年度)

世田谷区基本計画は、世田谷区基本構想のもと、今後8年間において区が重点的に取り組む政策、施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針、区の最上位の行政計画であり、令和6年3月に策定されました。

○計画の理念

計画全体を貫き計画の土台となる根本的な考え方として、次の6つの計画を理念として位置づけています。

- ・参加と協働を基盤とする
- ・区民の生命と健康を守る
- ・子ども・若者を中心に据える
- ・多様性を尊重し活かす
- ・地区・地域の特性を踏まえる
- ・日常生活と災害対策・環境対策を結びつける

○重点政策

基本方針の目標実現に直結し、基本計画の具体化に不可欠で特に重点的に取り組むべき政策であり、分野横断的な体制を整えて取り組む必要がある政策について、次の6つを重点政策として位置づけています。

- ・子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備
- ・新たな学校教育行と生涯を通じた学びの充実
- ・多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成
- ・誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化
- ・自然との共生と脱炭素社会の構築
- ・安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出

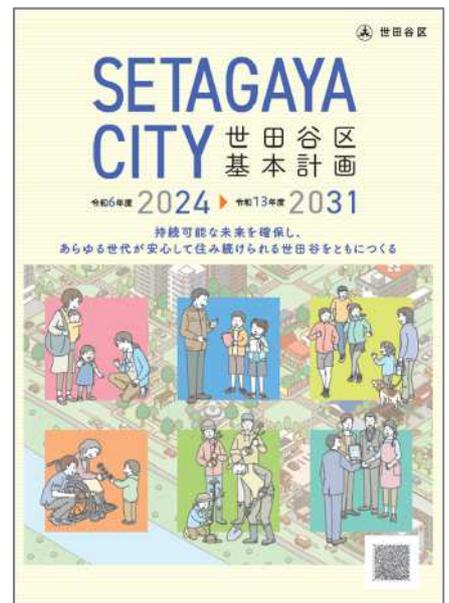


図 3 2 世田谷区基本計画

出典) 世田谷区基本計画 令和6年度～令和13年度(令和6年3月・世田谷区)

分野別政策

基本計画では、基本構想に定める「九つのビジョン」を具体化するための政策を各分野において体系的に整理するとともに、各分野における課題や施策の方向性などを示しています。

交通まちづくりに関わりが深い「都市整備」についての政策等は、以下のとおりです。

- < 魅力ある街づくり >
 - ・地区特性に応じた街づくりの推進
 - ・魅力あるにぎわいの拠点づくり
 - ・歩いて楽しめる魅力づくり
- < 交通環境の整備 >
 - ・地域公共交通の活性化
 - ・自転車利用環境の整備
- < 都市基盤の整備・更新 >
 - ・道路ネットワークの計画的な整備
 - ・公園・緑地の計画的な整備

世田谷区都市整備方針(都市計画マスタープラン)

世田谷区都市整備方針は、世田谷区街づくり条例を根拠とし、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、長期的な視点に立った都市づくり・街づくりの総合的な基本方針です。

第一部が「都市整備の基本方針」、第二部が「地域整備方針」の二部構成となっており、第一部は平成26年、第二部は平成27年に策定されました。

計画区間は、世田谷区基本構想に即し、平成26年度から概ね20年としており、第二部については社会情勢の変化や改定から概ね10年を経過した時点の進捗状況を踏まえて評価を行い、必要に応じその後10年を見据えて見直しを行う旨が記載されており、令和7年に見直しを行う予定となっています。



図 3 3 世田谷区都市整備方針

出典) 世田谷区都市整備方針 第一部「都市整備の基本方針」(2014年4月・世田谷区)、世田谷区都市整備方針 第二部「地域整備方針」(2015年4月・世田谷区)

世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画

世田谷区では、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、年齢、性別、国籍、能力等に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境をつくりだしていくために、平成19年に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、その理念を具現化するために、平成21年には「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定しました。

区の基本構想・基本計画を踏まえた10年間(平成27年度から令和4年度)の計画(第2期)では、施策の点検・評価・改善(スパイラルアップ)の取組を継続して行い、生活環境の整備を進めていくこと等を位置付けています。

令和5～6年度を調整期間としており、令和7年度以降の計画として、「第3期」を策定する予定となっています。第3期では、「世田谷区移動等円滑化促進方針」と一体的にユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくことを明記しています。

世田谷区移動等円滑化促進方針

世田谷区では、令和元年(2019年)に「先導的共生社会ホストタウン」に認定されたことを契機として、共生社会の実現に向け、より一層、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーなどを推進していくこととし、令和5年(2023年)にはその取組内容をまとめた「世田谷区移動等円滑化促進方針」を策定しました。

高齢者や障害者等が日常生活で多く利用する駅や公共施設、これらを結ぶ道路において、円滑な移動や施設利用を促進するためのバリアフリーに関する方針として、促進地区の選定や促進地区内における配慮事項を記載しています。

第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和6年度から3年間の高齢者福祉や介護保険事業についての、施策展開の考え方や目標、介護サービス見込み量等を定めており、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画に相当するものです。

基本理念に「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を掲げ、重点取組みとして「(1)健康づくりと介護予防の一体的な推進」「(2)高齢者の生きがいづくり」「(3)在宅医療・介護連携の推進」を定めています。

「高齢者の健康寿命をのばす」、「高齢者の活動と参加を促進する」といった目標にも関連して、高齢者の外出促進は極めて重要となることから、地域公共交通の役割はますます高まってきているといえます。

せたがやインクルージョンプラン-世田谷区障害施策推進計画-(令和6 - 8年度)

世田谷区の障害に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、世田谷区民のための障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保や円滑な実施を図るため、令和6年度から3年間の障害施策の充実に係る考え方や方向性、障害福祉サービス等のサービス量を定めた計画です。

法的な位置付けとしては、障害者基本法に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画に相当するものです。

多様な人々が、それぞれの生き方を尊重され、排除されることなく、同じ社会の一員として受け入れられるインクルージョン(社会的包摂)の考え方が、これまで以上に大切となっており、基本理念として「障害のある人もない人も お互いの人格や個性を尊重して 住み慣れた地域で支えあい 選択した自分らしい生活を 安心して継続できる社会の実現」を定めています。

自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画

身近で環境にやさしい自転車について、安全・安心・快適な利用環境を計画的かつ体系的に推進するため、今後 10 年間に計画期間として令和 3 年に策定されました。

○計画の基本理念

人口 90 万人を超える住宅都市世田谷にふわしい安全・安心・快適な交通社会の実現に自転車を有効に活用するため、環境にやさしく身近な地域での生活に必要な『生活自転車』を、誰もが安全に利用しやすい環境に整備する。

○計画の基本方針

- 1 自転車が安全・安心を守るまち
- 2 自転車が快適に走るまち
- 3 自転車がスマートに駐まるまち
- 4 自転車が身近なくらしを支えるまち



図 3 4 自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画

出典) 世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画(令和3年7月・世田谷区)

せたがや道づくりプラン【道路整備方針】

せたがや道づくりプランは道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針として、平成 26 年度から令和 7 年度までの 12 年間に計画期間として策定されました。

道路整備の目標では、道づくりの方向性として、「防災・減災に寄与する道づくり」「すべての人にやさしい道づくり」「環境の向上に資する道づくり」「人が集い街のにぎわいを高める道づくり」「広域的な課題解決に資する道づくり」を定めています。また、重点化すべき事項として「都市の骨格となる道路ネットワークの整備」「防災対策に資する道路整備」「多様な利用者の安全性を高める道路整備」「街づくりの動きに連携した道路整備」を定めています。

2.1.5 地域公共交通の現状

(1) 鉄軌道

東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄の3事業者が運行している。
 新宿、渋谷などの都心方面から東京郊外（多摩地域）への放射方向（東西方向）の鉄道が基軸となっている。
 各駅停車は比較的近距离の移動を担い、急行などの優等列車は主要ターミナル駅までの高速輸送を担っている。
 軌道は東急世田谷線が三軒茶屋駅と下高井戸駅間で運行している。

駅別に乗降客数をみると、自由が丘駅、二子玉川駅、三軒茶屋駅が多くなっています。

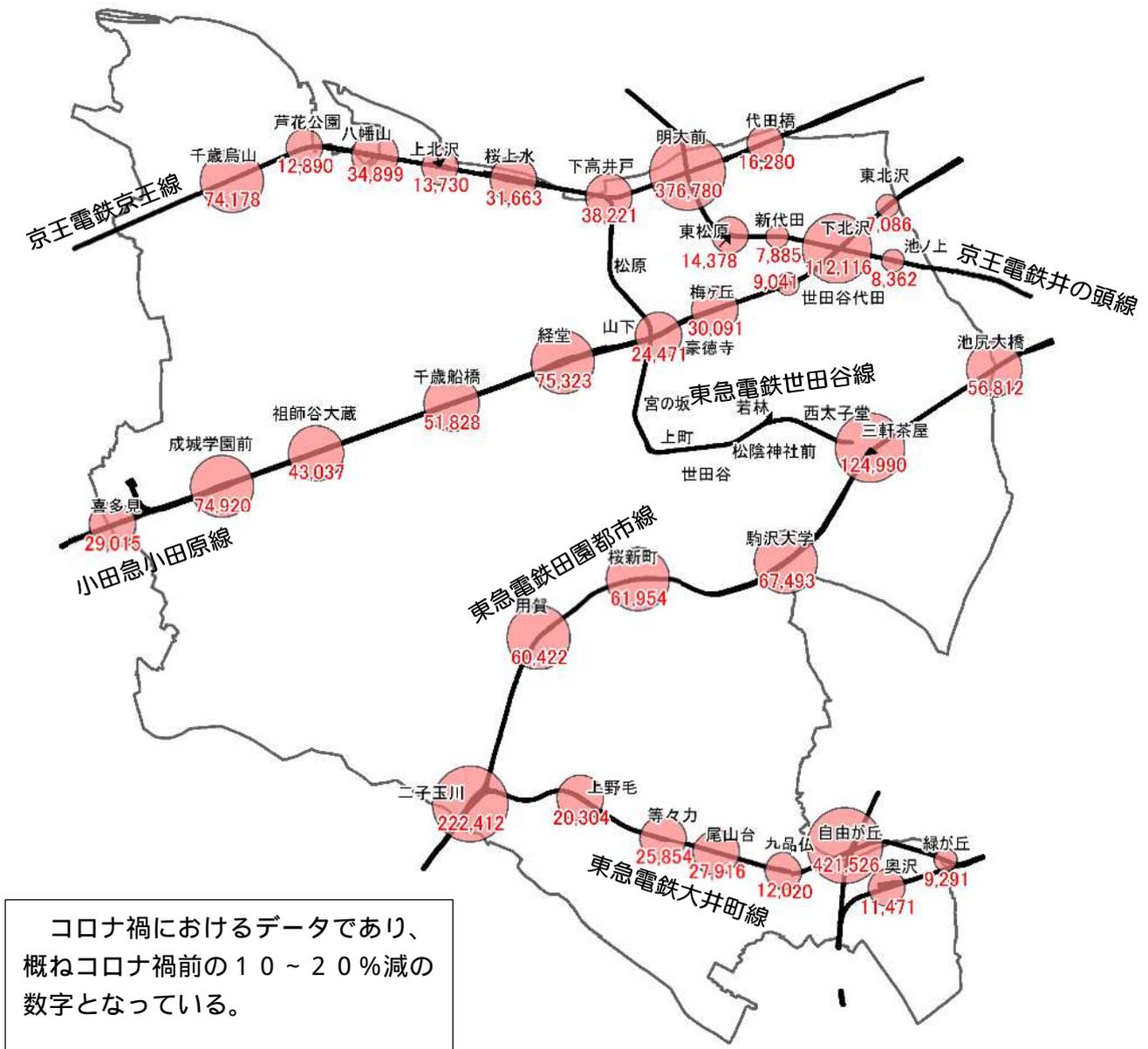


図 35 鉄道駅別の日平均乗降客数（令和4年度）

出典)2023年 世田谷区統計書

道路と平面交差している鉄道路線では、踏切の遮断による慢性的な交通渋滞が生じ、日常生活に大きな影響を与えています。そのため、区内では連続立体交差事業による踏切の解消が進められています。

連続立体交差事業が行われた小田急電鉄小田原線では、平成24年度(2012年度)に区内の踏切がなくなったことで、平成26年度(2014年度)以降は平面交差箇所数が0箇所となっています。

令和5年度(2023年度)時点での区内の鉄道と道路との平面交差箇所数は、55箇所(世田谷線を除く)となっています。また、京王電鉄京王線(笹塚駅～仙川駅間)でも、連続立体交差事業が進められ、令和12年度(2030年度)未完了予定となっており、これにより23箇所の区内踏切が解消される予定です。

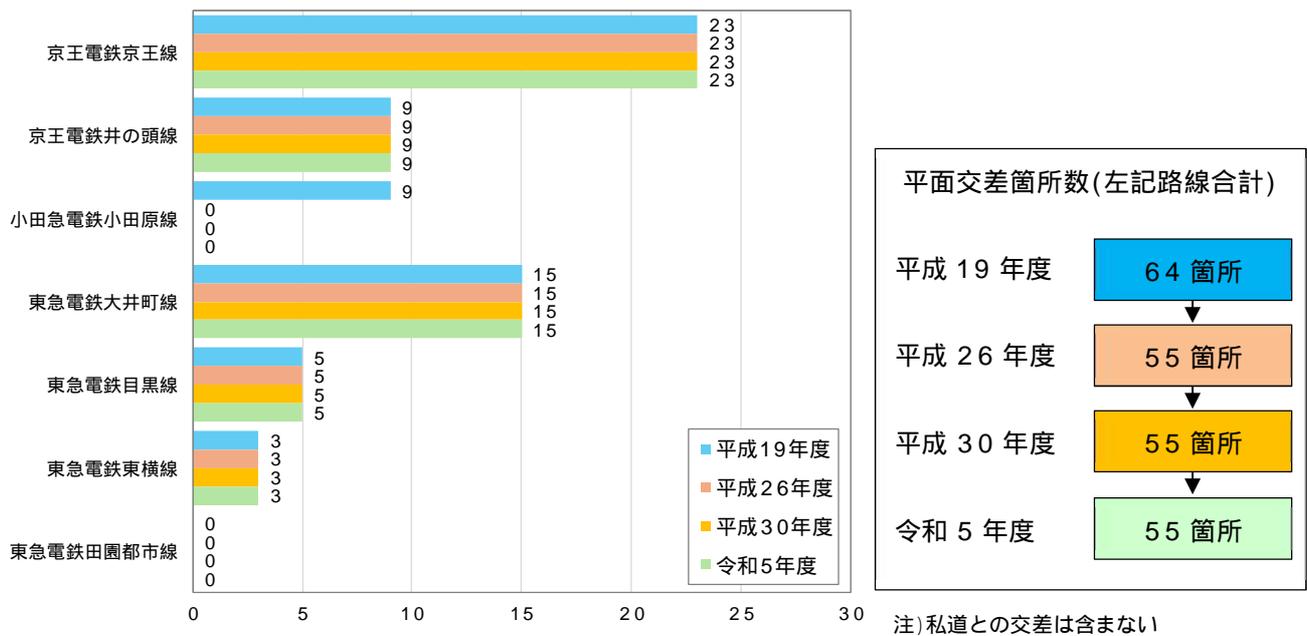


図 3 6 道路と鉄道の平面交差箇所の経年的な変化

出典)平成19年、平成26年、平成30年は世田谷区交通まちづくり基本計画(中間見直し)・世田谷区交通まちづくり行動計画(世田谷区、令和2年4月)の値を踏襲し、令和5年は世田谷区土木施設現況調査 令和5年度(世田谷区、令和5年(2023年))を基に作成

区では、平成 11 年より鉄道駅における車いす対応エレベーター等整備を補助する制度を設けていましたが、東京都が平成 26 年度よりホームドア等整備に関する補助を本格実施したことを受け、区でもホームドア等整備を促進するため、平成 28 年 4 月より、前述の制度にホームドア等整備補助を一体化させた新たな制度を開始しています。

現在、区内の東急世田谷線を除く全ての駅(31 駅)のうち、ホームドア整備済みの駅は 17 駅となっています。

表 2 区内の鉄道駅ホームドア整備状況(令和 5 年 3 月現在)

路線名	駅名
小田急小田原線	・東北沢駅 ・下北沢駅 ・世田谷代田駅 ・梅ヶ丘駅
東急田園都市線	・池尻大橋駅 ・三軒茶屋駅 ・駒沢大学駅 ・桜新町駅 ・用賀駅 ・二子玉川駅
東急大井町線	・九品仏駅 ・尾山台駅 ・等々力駅 ・上野毛駅 ・二子玉川駅
東急目黒線	・奥沢駅
京王線	-
京王井の頭線	・下北沢駅

出典)世田谷区移動等円滑化促進方針(世田谷区、令和 5 年 6 月)を基に作成

(2) 路線バス

東急バス、小田急バス、京王電鉄バス、関東バス、東京都交通局の5事業者が運行している。
 主要な交通結節点である鉄道駅までの移動や、南北方向の移動、世田谷通りや玉川通りなどの主要幹線道路を経由する移動、フィーダー（枝線）システムの移動を支えている。

路線バスの路線数（系統数）は区の内外を行き交う路線を含めて82路線（令和5年4月時点）
 バス停の数は861箇所（令和5年4月時点）となっています。

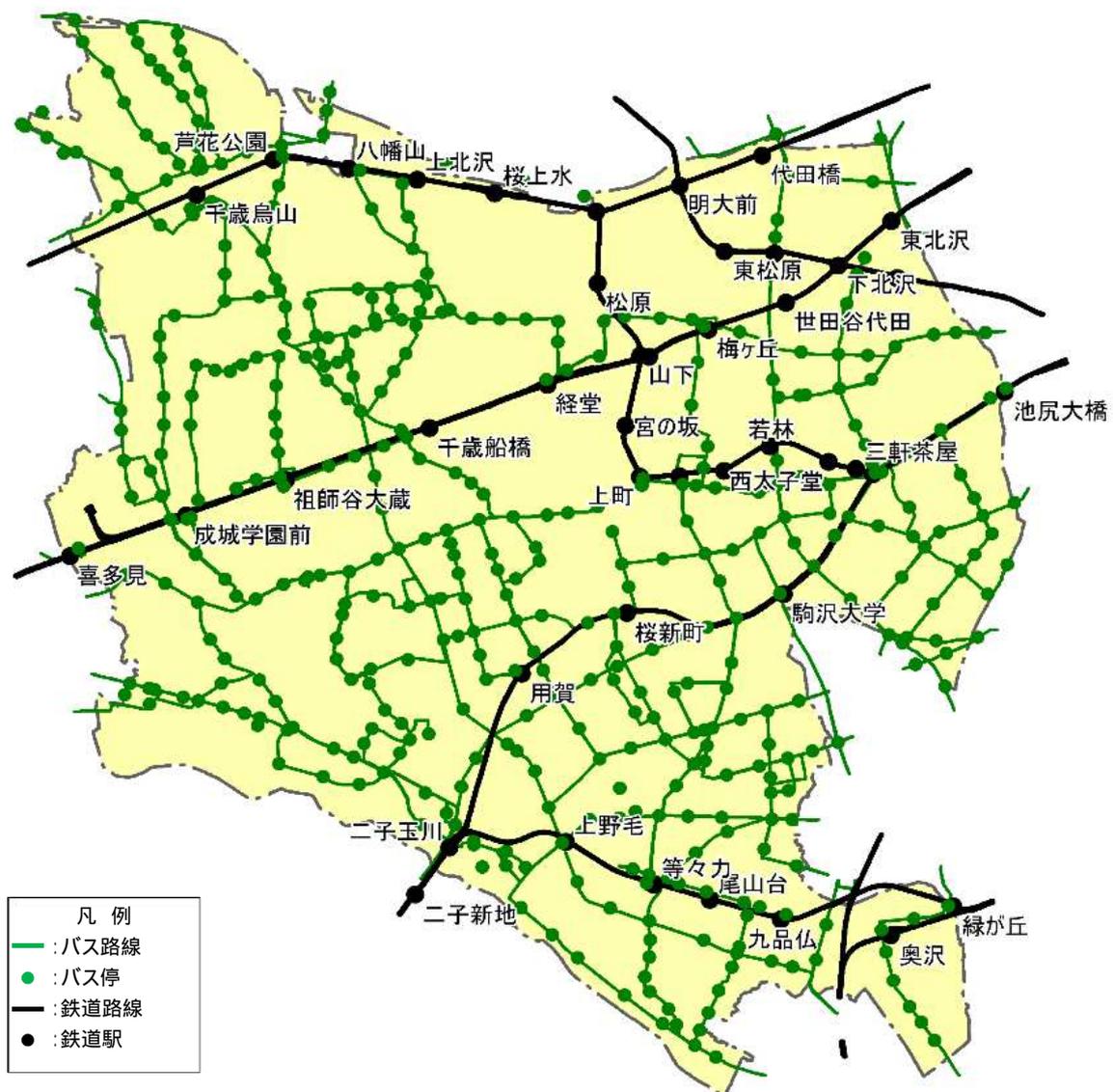


図 37 世田谷区内の公共交通ネットワーク

出典)世田谷区全図(令和5年10月)を基に作成

交通結節点とは、鉄道、路線バス、タクシーをはじめとしたさまざまな交通手段の接続が行われる乗継拠点のことです。

コミュニティバス

区では、本格運行に至るまでの実証運行経費の負担や道路環境整備など、新たな路線バスの導入に際し、区が導入に関与した路線バスを「コミュニティバス」と称している。コミュニティバス10路線を導入（オンデマンド輸送を含む）している。砧・大蔵地区において、ワゴン車によるオンデマンド交通の実証運行を実施している。（令和5年（2023年）5月から3年間で予定）

世田谷区では、地域公共交通の利便性を図るため、平成10年以降、バス事業者と連携し、新規バス路線の導入に取り組んできています。

表 3 区内のコミュニティバス一覧

No	路線名称	系統番号	運行区間、区域	運行事業者	運行開始日
1	玉堤循環路線 (タマリパーバス)	等01	等々力～玉堤(循環)～等々力	東急バス株式会社	平成10年10月18日
2	南北路線	成06	成城学園前駅西口～榎～千歳烏山駅南口	小田急バス株式会社	平成13年6月1日
3	希望ヶ丘路線 (八幡山ルート)	八01	八幡山駅～希望ヶ丘団地(循環)～八幡山駅	京王バス株式会社	平成13年10月24日
4	宇奈根地区路線	狛12	狛江駅南口～こまえ苑・喜多見中学校～宇奈根	小田急バス株式会社	平成15年3月30日
5	希望ヶ丘路線 (千歳船橋ルート)	歳25	千歳船橋駅～大東学園～希望ヶ丘団地	小田急バス株式会社	平成15年3月30日
6	祖師谷・成城地域循環路線 (せたがやくりん)	系統番号なし	祖師ヶ谷大蔵駅～鞍橋・砧総合支所(成城学園前駅入口)(循環)～祖師ヶ谷大蔵駅	小田急バス株式会社	平成17年12月19日
7	経堂・八幡山路線	経02	経堂駅～希望ヶ丘団地～八幡山駅	小田急バス株式会社 京王バス株式会社	平成26年1月16日
8	等々力・梅ヶ丘路線	等13	等々力操車所～駒沢大学駅前・世田谷区民会館～梅ヶ丘駅	東急バス株式会社	平成29年1月27日
9	喜多見・宇奈根・砧本村循環路線	砧06	砧本村～天神森橋・宇奈根地区会館・喜多見小学校・東名高速下(循環)～砧本村(朝時間帯のみ運行)	東急バス株式会社	令和5年3月1日
10	喜多見・宇奈根地区 オンデマンド輸送	系統番号なし	喜多見・宇奈根地区(日中時間帯以降、予約制により運行)	東急バス株式会社	令和5年3月1日

出典)世田谷区のコミュニティバス(世田谷区 HP)

コミュニティバスとは

- ・法的に明確に定義された概念ではありませんが、市・区・町・村などの自治体が住民の交通手段を確保するために運行するバスサービスです。国土交通省のホームページには「地域の住民の利便性向上などのため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置などを工夫したバスサービス」と記載されています。
- ・世田谷区ではコミュニティバスに対し、現在、運行経費の負担やバス事業者への補助は行っていません。

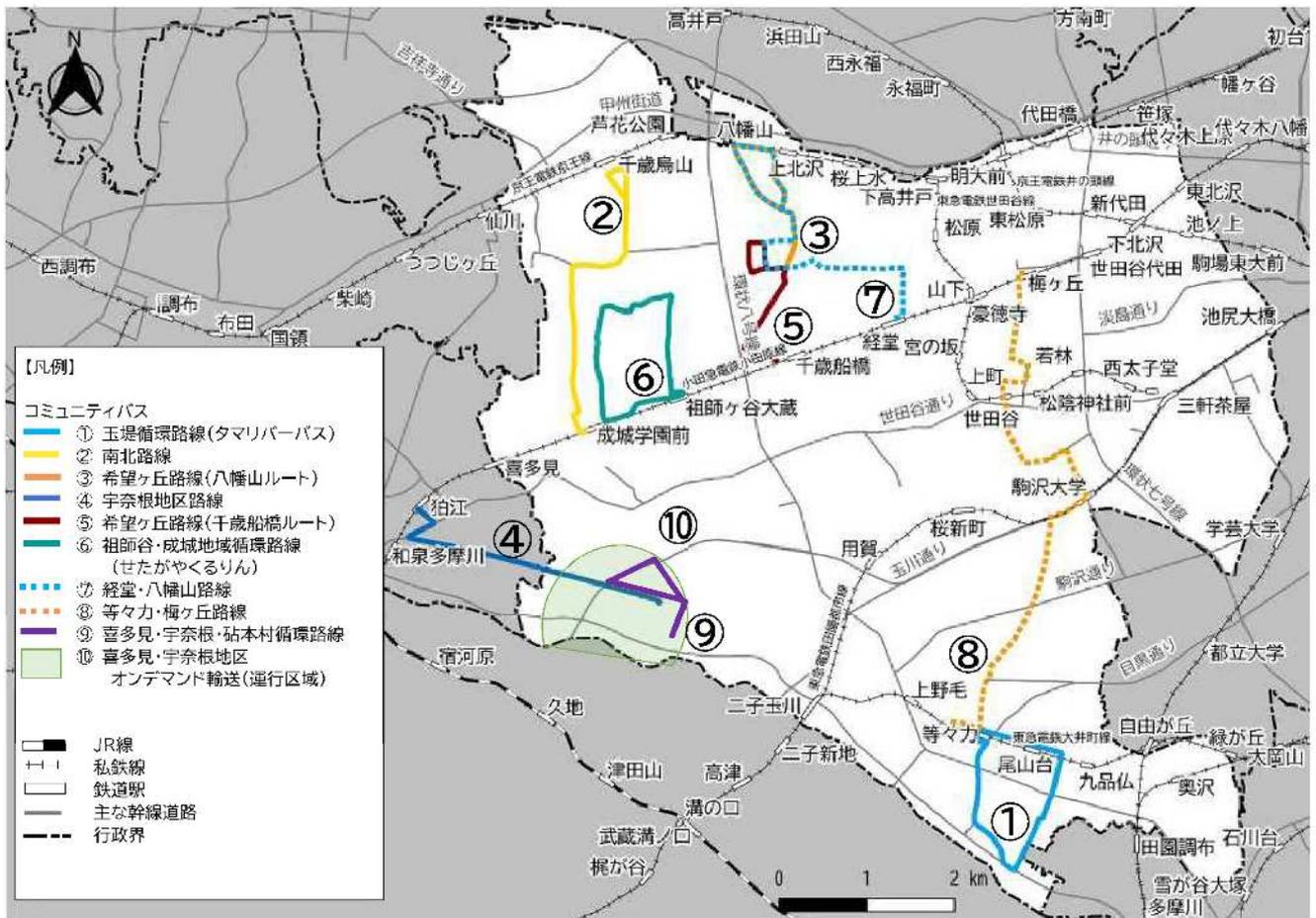


図 38 区内のコミュニティバス

出典)世田谷区のコミュニティバス(世田谷区 HP)

Column

路線バスの自動運転に関する都心部での実証実験

- ・ 路線バス車両の自動運転については、全国各地で実証実験が行われていますが、多くはGNSS（全世界測位システム）を用いて位置情報を取得するものとなっています。
- ・ 一方、都心部においてはトンネルや半地下、高層ビル群などの影響で、位置情報の正確な取得が難しいことが課題となっていました。
- ・ このため、レーザー光を照射し、対象物に当たって跳ね返ってくるまでの時間を計測し、物体までの距離や方向を測定する「LiDAR」(ライダー)という技術を活用することにより、自動走行が可能となっています。
- ・ 令和3年度はこの技術を小型バス車両に搭載し、西新宿エリアにおいて実証実験が行われました。



図 39 LiDARを搭載した小型バスの例

出典)東京都デジタルサービス局ホームページ

(3) タクシー

15社のタクシー事業者が営業している（令和元年9月現在）。
 一部のタクシー事業者はユニバーサルデザインタクシーや出産支援タクシー、子育て支援タクシーなどの利用者ニーズに応じた多様なサービスを導入している。
 タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）の運用が開始されている。

東京都におけるタクシーの総台数をみると、平成20年度の3.7万台をピークに減少し、平成23年度からは概ね横ばいとなっております。令和4年度は3.0万台となっており、平成20年度比で80%となっております。

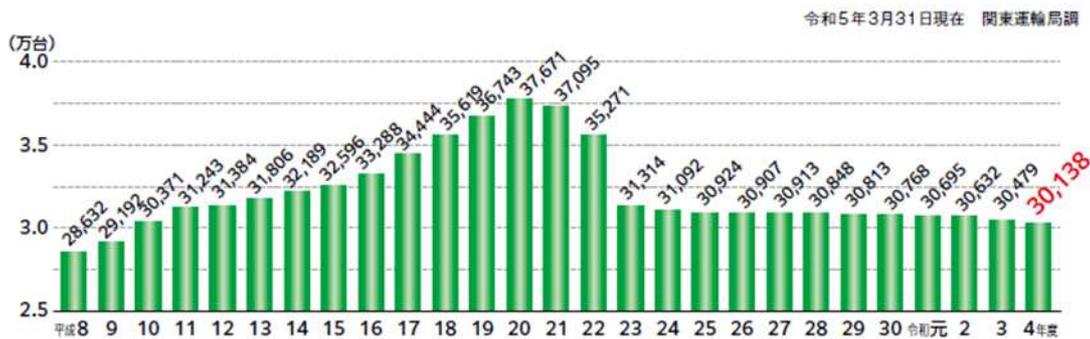


図 4 0 東京の法人タクシー台数の推移

出典)東京のタクシー2023

区内の一部のタクシー会社は、ユニバーサルデザインタクシー（UD タクシー）や陣痛時に妊婦の方を病院まで送迎する出産支援タクシー（陣痛タクシー）、学童保育や塾、実家への送迎など、子供を安全にエスコートし送迎する子育て支援タクシーといった、利用者のニーズに応じた多様なサービスを導入しています。



図 4 1 ユニバーサルデザインタクシー

出典)国土交通省関東運輸局ホームページ



図 4 2 子育て支援タクシー

出典)国土交通省関東運輸局ホームページ

自動運転タクシーサービスを、
2026年初頭に東京都心部で開始予定

GMクルーズホールディングスLLC(クルーズ)、ゼネラルモーターズ(GM)と本田技研工業株式会社(Honda)で共同開発した自動運転専用車両「クルーズ・オリジン」は、指定場所まで迎えにくるところから、目的地に到達するまで全て自動運転で行われ、配車から決済まで全てスマートフォンのアプリで完結するタクシー配車サービスです。

これまで、栃木県での技術実証を中心に、日本国内での自動運転レベル4の自動運転サービスの事業化に取り組まれてきました。

そして新たに、2026年初頭に東京都心部でサービスを提供すると、3社で合意し発表しました。

ステアリングやペダルなど運転席がないレベル4の自動運転車で商用運行するため、関係省庁と連携して緩和規定の活用や最終的な型式認証に向けて詳細を詰めています。

まずは東京都心部で数十台からスタートし、500台に増やす予定です。自動運転の難易度が高い東京都内で成功すれば、日本国内のあらゆる地域やニーズに対応できると見込んでおり、台数やサービス提供エリアは順次拡大していくことが検討されています。

表 4 自動運転レベルの定義

システムが 周辺監視	レベル5	完全自動運転
	レベル4	特定条件下における完全自動運転
	レベル3	特定条件下における自動運転
ドライバー が周辺監視	レベル2	高度な運転支援(自動の追い越し等)
	レベル1	運転支援(衝突被害軽減ブレーキ等)

特定条件とは、場所・天候・速度など
自動運転が可能な条件

出典)国土交通省資料



図 43 JAPAN MOBILITY SHOW 2023に展示された「クルーズ・オリジン」

(4) コミュニティサイクル・レンタサイクル

区内の6駅7箇所にて区コミュニティサイクル・レンタサイクルポートを設置している。
 4年間の実証実験を経て、令和6年度より官民連携によるシェアサイクル事業を本格実施した。
 自転車を所有せずシェア（共有）するサービスが浸透している。

世田谷区では、国内でも先駆けて平成19年からコミュニティサイクルを本格導入し、鉄道駅間の移動の利便性を高めるとともに、不法駐輪の削減、自転車走行空間の整備、環境負荷軽減に取り組んできています。

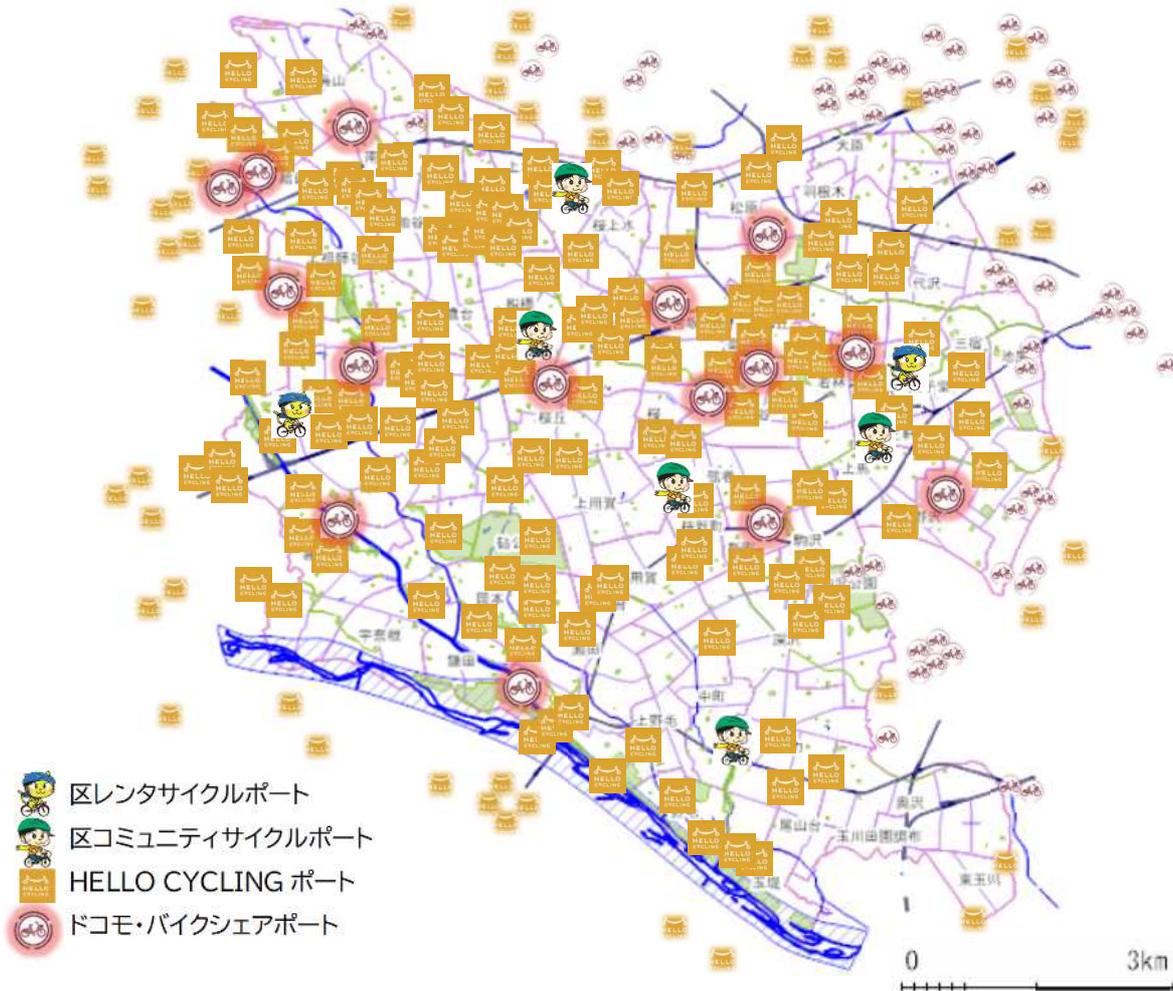


図 4 4 区内のポート設置箇所一覧

表 5 ポート数

		令和6年3月時点
ポ ー ト	区シェアサイクル	7 箇所
	HELLOCYCLING	161 箇所
	ドコモ・バイクシェア	20 箇所

出典) 世田谷区資料を基に作成

2.1.6 公共交通不便地域について

これまでの世田谷区交通まちづくり基本計画では、鉄道駅から500m以上、バス停留所から2000m以上離れている地域を「公共交通不便地域」と定め、当該地域への路線バスの導入支援などにより、玉堤、祖師谷、宇奈根地区などにおいて、公共交通不便地域の解消に取り組んできました。

一方で、区民やバス利用者等からの、地域ごとの課題を考慮すべきとの声を踏まえ、本地域公共交通計画においては、距離の定義を国の基準で示された「鉄道駅から500m以上、バス停留所から3000m以上離れている地域」に改定するほか、勾配、公共交通の運行本数の定義を追加した新たな「公共交通不便地域」を定義しました。

区では、引き続き公共交通不便地域の解消につながる新たな公共交通導入の検討を進めるため、この定義を基にして、公共施設圏域や人口特性などを踏まえた「重点検討地域」を別途定義し、地域ごとのニーズも踏まえながら、地域住民・交通事業者と連携・協働して、公共交通不便地域対策に取り組んでいきます。



図 4 5 新たに定義する公共交通不便地域

2.2 地域公共交通の課題

2.2.1 社会の変化

【コロナ禍の影響後の緩やかな需要回復】

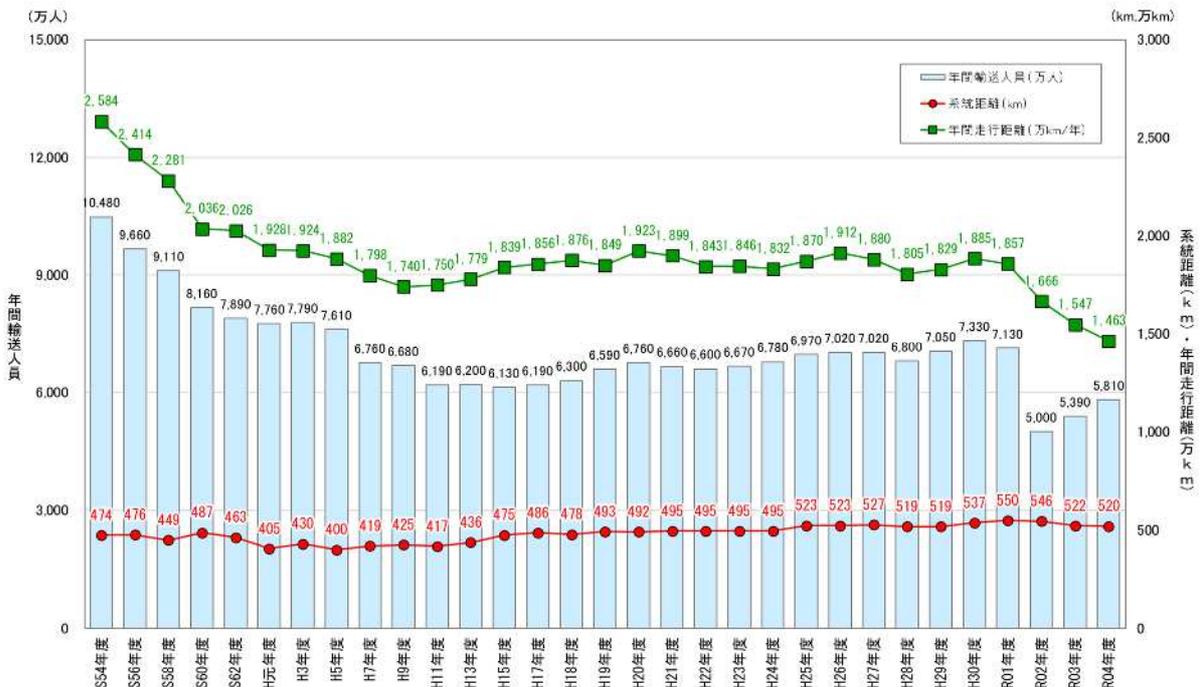
コロナ禍の影響により、鉄道、路線バスともに利用者数が減少し、緩やかな回復傾向にあるが、コロナ禍前までの利用者数には戻っていない。



- 注 1. 下北沢、明大前、自由が丘、二子玉川の各駅には、他線への乗換人員を含む。
 注 2. 八幡山、緑が丘、自由が丘の各駅は世田谷区外であるが、隣接(50m)しているので掲載した。
 注 3. 総数には、八幡山、緑が丘、自由が丘の各駅の乗降人員を含む。
 注 4. 東急電鉄の駅別乗降人員は、年間の駅別乗降人員を日にちで割戻し、小数点第1位を四捨五入した数である。

図 4 6 鉄道乗降客数の推移

出典)2014～2023年 世田谷区統計書



注) 都営バスを除く。

図 4 7 世田谷区内の路線バスの年間輸送人員・年間走行距離の推移

出典)1980～2023年 世田谷区統計書

東京圏では、鉄道のピーク時混雑率180%以内を目標にしており、小田急電鉄小田原線の混雑率は平成28年度(2016年度)では192%でしたが、平成30年(2018年)3月の代々木上原～登戸間の複々線化事業の完了により、平成29年度(2019年度)の混雑率は151%に減少しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、通勤時の鉄道混雑率は大幅に減少しましたが、その後緩やかな上昇に転じており、今後、新たな働き方の進展など社会情勢が変化していく中、引き続き、鉄道の混雑緩和を図り、鉄道のサービス水準を向上していくことが求められています。



注) 混雑率は、以下の区間を対象としている。

京王電鉄京王線：下高井戸 明大前間 京王電鉄井の頭線：池ノ上 駒場東大前
 小田急電鉄小田原線：世田谷代田 下北沢間 東急電鉄田園都市線：池尻大橋 渋谷間
 東急電鉄大井町線：九品仏 自由が丘間

注) 東急電鉄東横線、東急電鉄目黒線については、混雑率データのある区間(東急電鉄東横線：祐天寺 中目黒、東急電鉄目黒線：不動前 目黒)が都心に近く、区内での混雑状況と異なると考えられるため、整理対象から除外している。

図 4 8 鉄道の朝ピーク時の混雑率

出典)三大都市圏の平均混雑率(国土交通省、平成30年度～令和5年度)を基に作成

【混雑率とは】

・混雑率とは、列車の混み具合を示す数値であり、 $\text{輸送人員} \div \text{輸送力} \times 100 (\%)$ で算出され、最混雑時間帯1時間の平均値が用いられます。

→「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(平成28年の交通政策審議会第198号答申)においては、概ね15年後を念頭に、ピーク時における東京圏主要31区間の平均混雑率(最混雑時間帯1時間の平均)の目標を150%にするるとともに、ピーク時における個別路線の混雑率の目標を180%以下としました。

参考) 国土交通省HP：鉄道の混雑緩和に資する情報提供のあり方に関する勉強会

・混雑率の目安は、下図のとおりです。

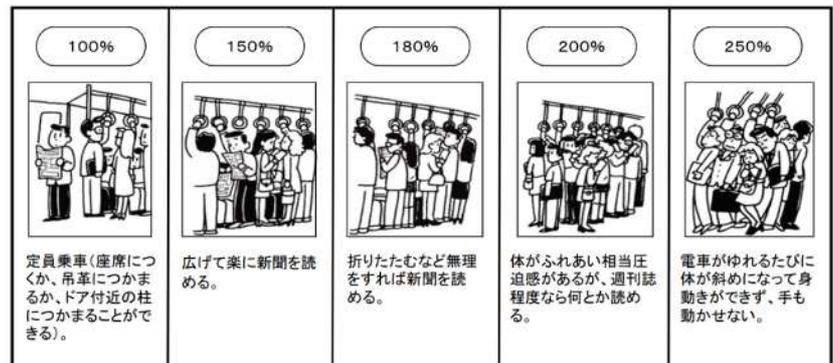


図 4 9 混雑率の目安

【高齢化に伴う交通弱者の増大】

高齢化に伴い、交通弱者が増加している。

日本の高齢者人口（65歳以上の人口）及び総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は、いずれも年々高くなってきています。今後、総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19年（2036年）には国民の3人に1人が高齢者になると推計されています。

世田谷区の人口は、今後も2043年頃までは微増すると推計されており、高齢者（65歳以上）人口についても増加傾向にあり、高齢者（65歳以上）の割合は2048年には28.2%に達する見込みです。

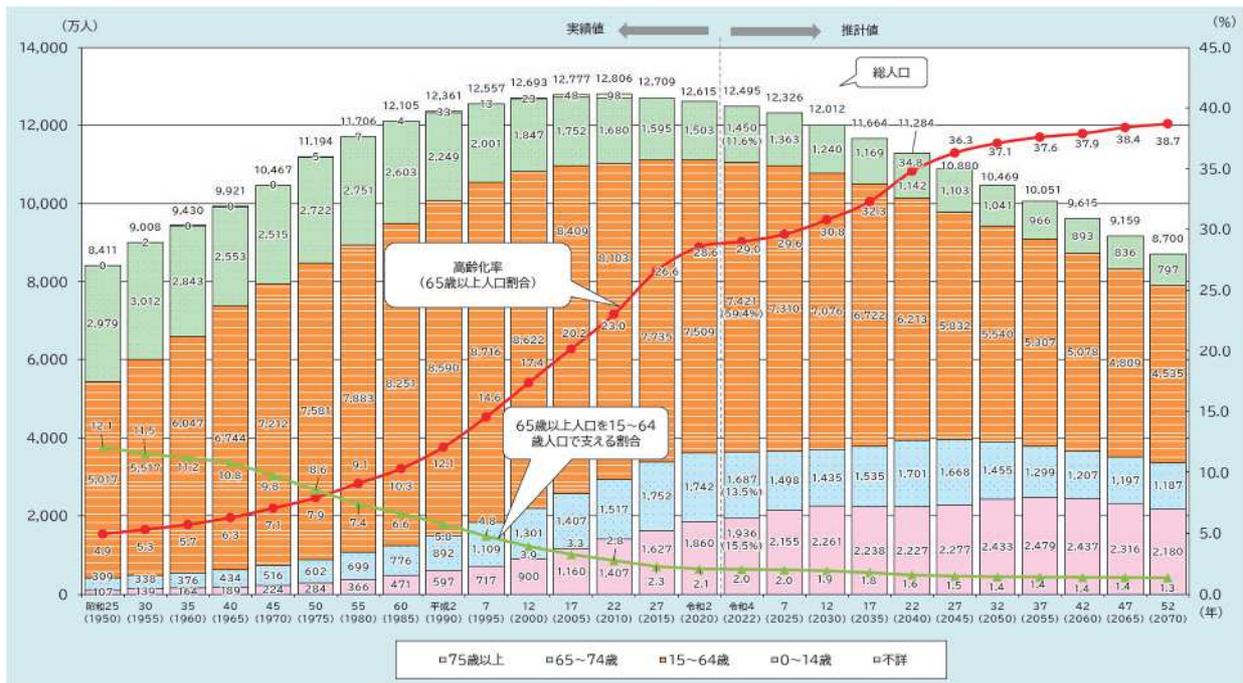


図 5 2 日本の総人口と年齢構成の推移・予測

出典) 令和5年版高齢社会白書(内閣府・令和5年(2023年))



図 5 3 世田谷区の人口推移

出典) 世田谷区将来人口推計(令和5年7月)

国土交通省が2023年1月に実施した「国民の意識に関する調査」では、暮らしや生活環境の重要度・満足度について、高齢者（60歳以上）ほど公共交通の重要度が高いものの、満足度は低い結果でした。

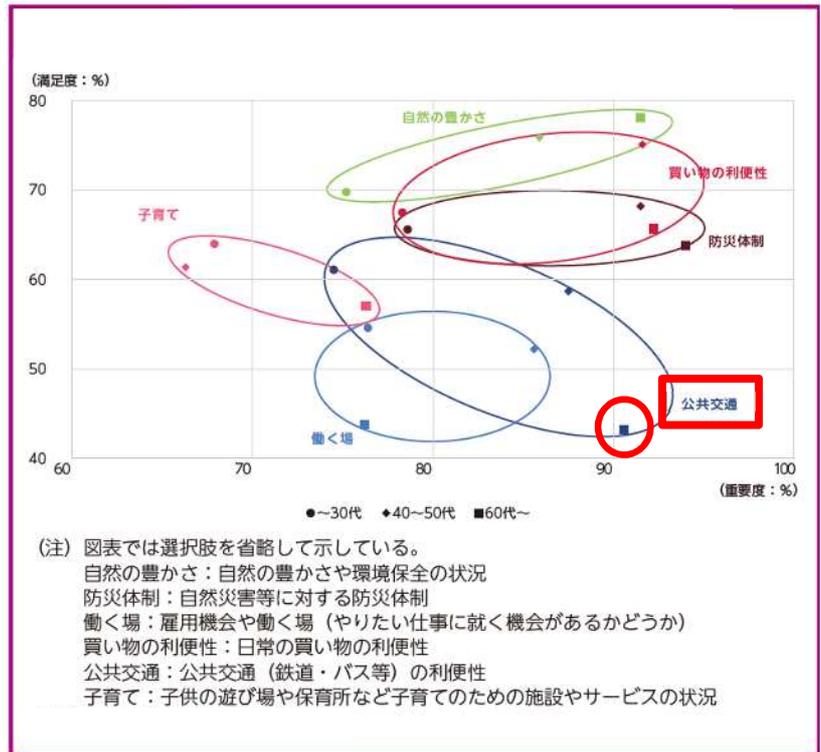


図 5-4 暮らしや生活環境の重要度・満足度（年代別）

出典) 令和5年度国民意識調査(国土交通省)

超高齢社会の到来に伴い、一人暮らしの高齢者（65歳以上）は、男女ともに増加しています。また、高齢者（65歳以上）のみの世帯数も増加傾向にあります。



図 5-5 高齢者の一人暮らしの人の推移・予測

出典) 令和5年版 高齢社会白書(内閣府・令和5年(2023年))

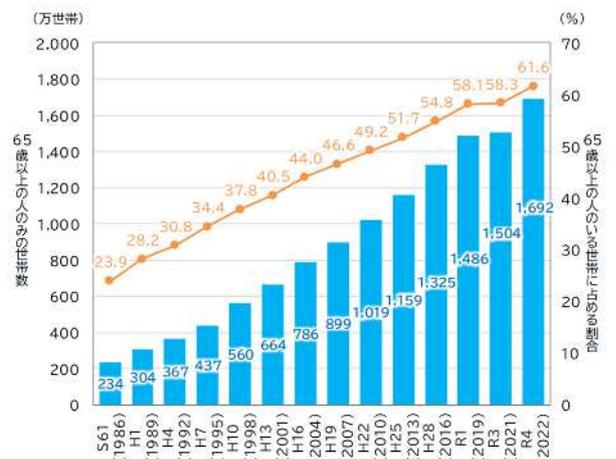


図 5-6 65歳以上の人のみの世帯数の推移

出典) 令和4年 国民生活基礎調査の概況(厚生労働省、令和4年(2022年))を基に作成

同居者がいない(ひとり暮らし)の高齢者は、家族や友人との会話の頻度が低く、日常的な人との交流が少ない傾向にあります。また、人との触れ合いが少ない「社会的孤立状態」と、外出頻度が低い「閉じこもり」の双方の傾向が重なっている高齢者は、死亡リスクが高まるという研究結果が発表されています。

高齢者の外出を促し、人や地域との交流を深めることで、「社会的孤立状態」や「閉じこもり」の予防と、健康増進が期待されます。

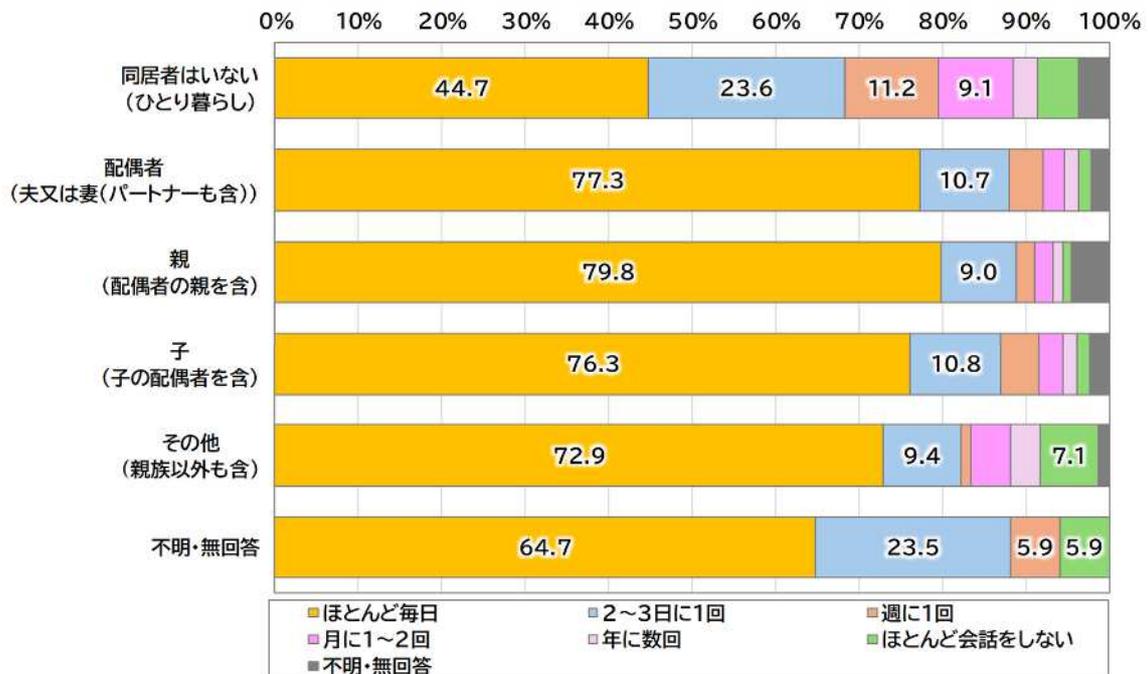


図 5 7 高齢者の家族や友人との会話の頻度(世帯別)

出典)令和4年度 高齢者の健康に関する調査結果(内閣府)を基に作成

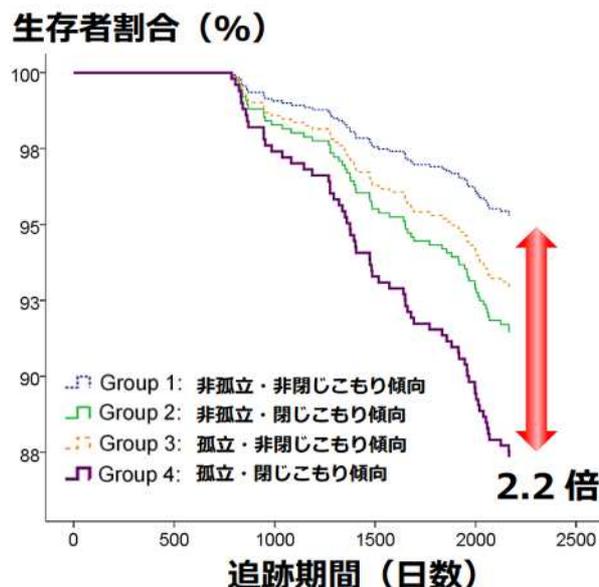


図 5 8 高齢者の孤立・閉じこもり傾向と生存率の関係

出典)地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所プレスリリース「高齢期の社会的孤立と閉じこもり 傾向による死亡リスク約2倍」(平成30年(2018年)7月)

【公共交通情報の「見える化」の進展】

公共交通の情報について、「見える化」が進展してきている。

携帯端末等で鉄道・路線バスの運行状況を得られるようになったほか、鉄道・バス・タクシー等、公共交通に関する情報の取得や予約・決済が可能となるサービスが展開されています。

リアルタイムの位置情報や混雑情報が得られるため、より便利で快適な移動が可能になってきています。

これらを進化させたものとして、様々な移動手法・サービスを組み合わせた、いわば「統一貫サービス」といえる「MaaS」(Mobility as a Service)の展開も進んできています。

例えば、ある1つのスマートフォンアプリを立ち上げれば、全国の交通手段の検索から予約・決済までができるようになり、さらには病院や飲食店、行政サービスなどの予約決済もワンストップで行えるようになります。



図 5 9 交通事業者のアプリによる情報入手の例

新たな移動の概念「MaaS」について

MaaS(Mobility as a Service)とは、出発地から目的地までの移動ニーズに対して、最適な移動手段をシームレスに提供する等、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

2.2.2 地域公共交通の課題

【路線バスが運行しやすい都市計画道路等の整備・南北方向の公共交通の強化】

都市計画道路の未整備な箇所が多く、路線バスが通行可能な道路が限られている。
南北を縦断する道路が少ないため、南北の移動に時間がかかる。

地区幹線道路（補助線街路）の計画延長は東西方向、南北方向で同程度です。しかし、整備率については東西方向と比べて南北方向の方が低くなっており、南北交通の円滑化に課題があります。

また、路線バスは道路渋滞の影響を受けるため、特に朝夕ラッシュ時においてダイヤ通りの運行が困難となっています。

区内の鉄道網は主に東西方向に限られていることから、南北方向の公共交通ネットワークの強化のため、道路網の整備に加え、定時性・速達性に優れた鉄道網（エイトライナー構想）の早期実現も必要です。

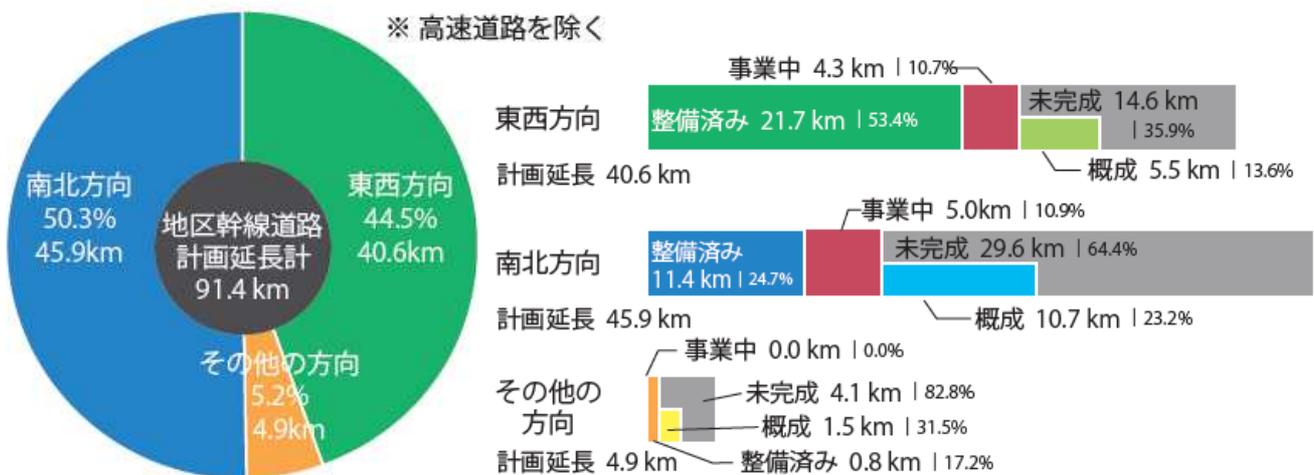


図 6 0 世田谷区の地区幹線道路（補助線街路）の整備状況

出典)道路整備白書(世田谷区、令和 6 年 4 月)

【公共交通不便地域における交通弱者の移動手段の確保】

公共交通不便地域においては、交通弱者の病院への通院や買い物などの日常生活を送るうえで、移動手段の確保が課題である。

国土交通省が2023年1月に実施した「国民の意識に関する調査」では、公共交通の減便・廃止等により移動手段が減少して困ることの質問に対し、「買い物」、「通院」と答えた人の割合が高く、年代別では高齢者ほどその割合がより一層高い傾向にあり、高齢者の買い物・通院の移動手段として公共交通が欠くことができないことがうかがえます。

【公共交通の減便・廃線等により移動手段が減少して困ること】

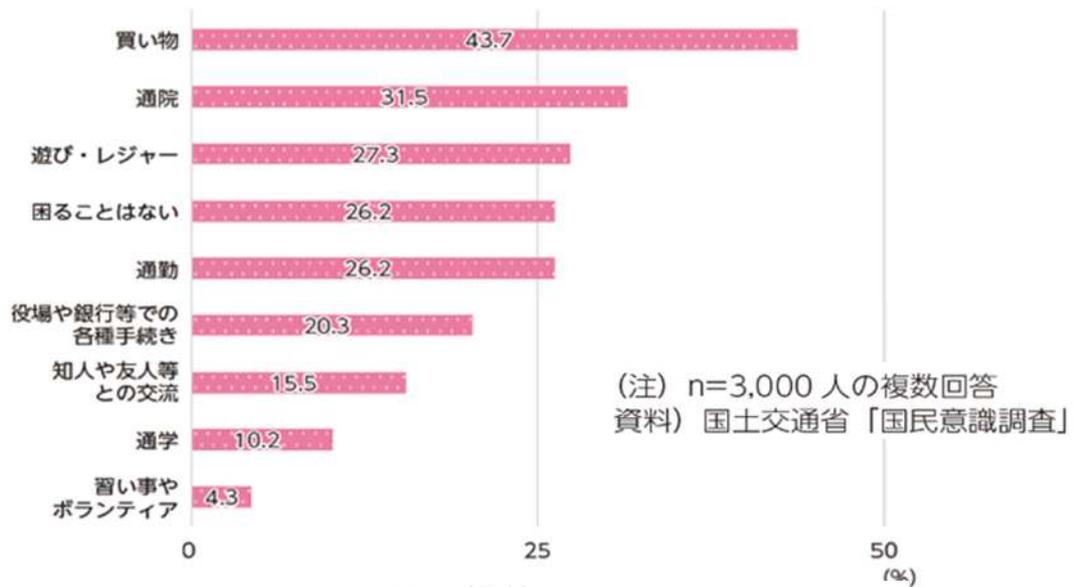


図 6 1 項目別集計

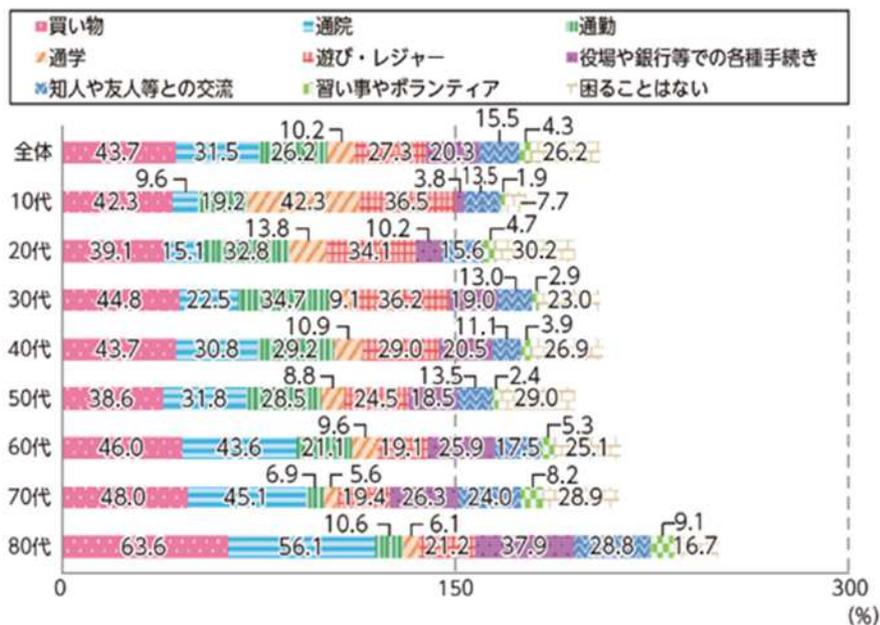


図 6 2 年代別クロス集計

出典) 令和5年度国土交通白書(国土交通省)

【交通渋滞解消、踏切の安全性向上、道路と鉄道の立体交差化】

道路と鉄道の平面交差（踏切）がボトルネックとなり交通渋滞が発生している。

道路と平面交差している路線では、踏切の遮断による交通渋滞が生じ、日常生活に大きな影響を与えています。

世田谷区内には、現在 90 箇所の踏切が存在し、ピーク 1 時間あたりの遮断時間が 40 分以上の「開かずの踏切」は、43 箇所（平成 26 年度調査）となっています。

「開かずの踏切」は、交通渋滞の発生、地域間の分断や踏切事故の危険性など様々な問題を抱えており、区をあげて解決すべき課題となっています。



図 6 3 開かずの踏切における交通渋滞の状況
（地下化前の小田急線下北沢駅付近）



図 6 4 立体交差後の状況
（地下化後の小田急線下北沢駅付近）



図 6 5 歩行者・自転車が滞留する踏切の状況
（京王線千歳烏山駅付近）



図 6 6 歩行者が滞留する踏切の状況
（京王線下高井戸駅付近）

[公共交通の担い手不足の解消]

交通の担い手不足と自動車運転者に関する労働基準の改定により、従来の路線バスの運行ダイヤを維持することが困難となっている。

全国的に路線バスの運転に必要な大型二種免許保有者は年々減少傾向にあり、バス、タクシー事業所の労働者平均年齢は全産業平均より高く、高齢化が深刻となっています。

世田谷区内を走るバス事業者も、乗務員の採用活動で応募者が減っている状況であり、大型二種免許保有者も減少傾向にあるため、ダイヤの維持が難しくなっていると伺っています。

また、高度な技術・技能を有するベテラン職員の大量退職により、若い世代への技術・技能の継承も大きな課題となっています。自動化が進んでも、安全・安心は最終的に人が作り上げるものであり、ベテラン職員による教育訓練、養成の継続が重要です。

これと同時に、担い手不足の中でもサービス水準を維持していけるよう、労働者の負担軽減に資する省力化（運転支援機能の向上）の取組や、自動化の取組を進めることにより、効率的な運用を行っていく必要があります。

さらに、交通の現場に限らず、従業員に対する暴行、脅迫、暴言、不当要求等を行う「カスタマーハラスメント」が社会問題化しています。

東京都では「カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会」を開催し、カスタマーハラスメント（カスハラ）に対する防止対策を進めており、全国初の「カスハラ防止条例」の制定に向けて取り組んでいます。

「カスタマーハラスメント」は、従業員の士気も低下するほか、安心して働ける環境ではなくなり、人材不足も深刻化することが懸念されます。

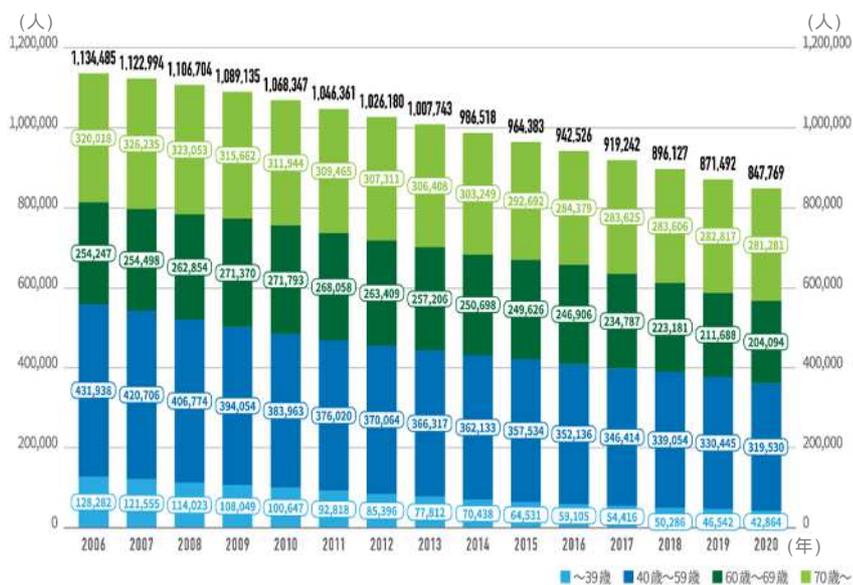


図 6 7 年齢別大型二種免許保有者数の推移（全国）

出典) (公社)日本バス協会ホームページ

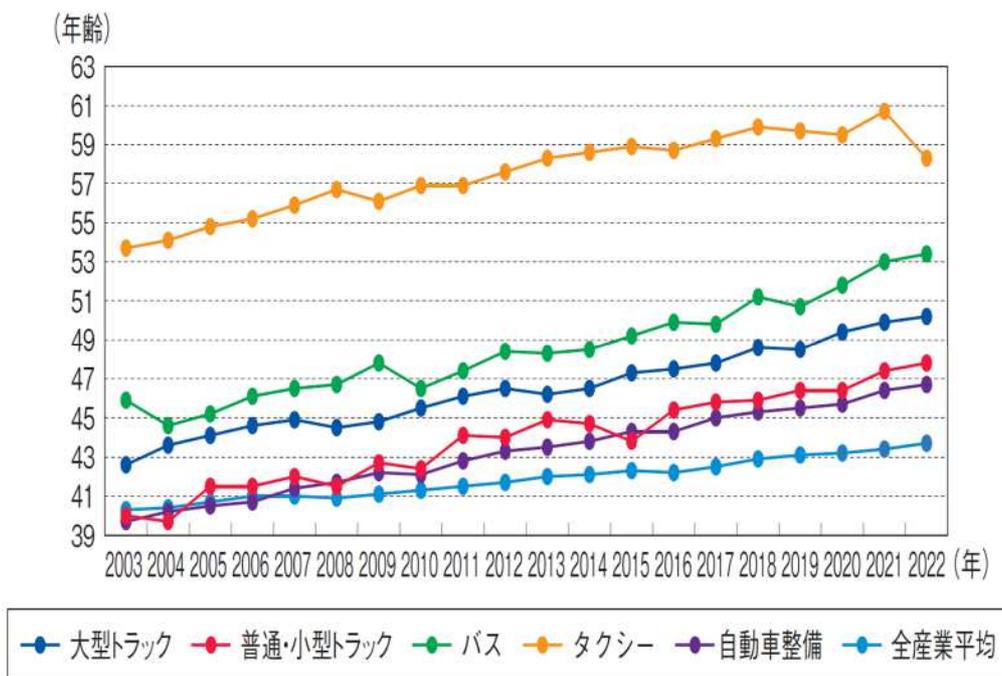


図 6 8 自動車運送事業等における平均年齢の推移 (全国)

出典)令和5年版交通政策白書(令和5年6月 国土交通省)



図 6 9 カスタマーハラスメント防止対策における“ルールを通じて目指す社会の姿”

出典)第4回カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会資料(令和6年4月 東京都)

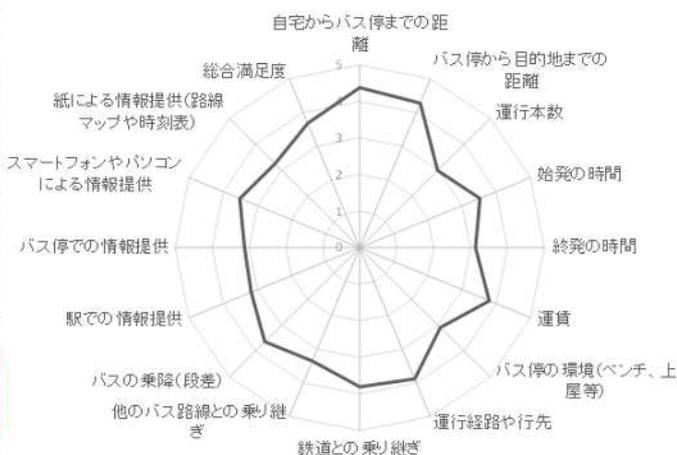
【バス待ち環境の向上】

区民及びバス利用者へのアンケート調査では、バスの環境（ベンチ、上屋等）や運行本数、バス停での情報提供の満足度が低い結果となっている。

令和5年度に実施した路線バス利用者アンケート調査では、5段階評価で「運行本数」は2.98、「バス停の環境（ベンチ、上屋等）」は3.09、「バス停での情報提供」は3.12と、他の評価項目と比較して低い評価となっています。また、世田谷区公共交通に関するアンケート調査においても、「バス停の環境」について満足度が他の評価項目に比べて低い結果となっています。

定時性の確保が困難なバスにおいて、バス待ち環境の向上は、大きな課題となっています。

評価項目	全体	
	評価値	評価順
自宅からバス停までの距離	4.38	1
バス停から目的地までの距離	4.28	2
運行経路や行先	3.89	3
鉄道との乗り継ぎ	3.80	4
運賃	3.80	5
バスの乗降(段差)	3.64	6
始発の時間	3.52	7
スマートフォンやパソコンによる情報提供	3.52	8
他のバス路線との乗り継ぎ	3.36	9
紙による情報提供(路線マップや時刻表)	3.24	10
駅での情報提供	3.18	11
終発の時間	3.13	12
バス停での情報提供	3.12	13
バス停の環境(ベンチ、上屋等)	3.09	14
運行本数	2.98	15
総合満足度	3.68	



【評価指標】

満足	やや満足	どちらでもない	やや不満足	不満足	わからない
<input type="checkbox"/>					
5点	4点	3点	2点	1点	(除外)

図 7 0 バス利用に対する満足度（令和5年度路線バス利用者アンケート調査）

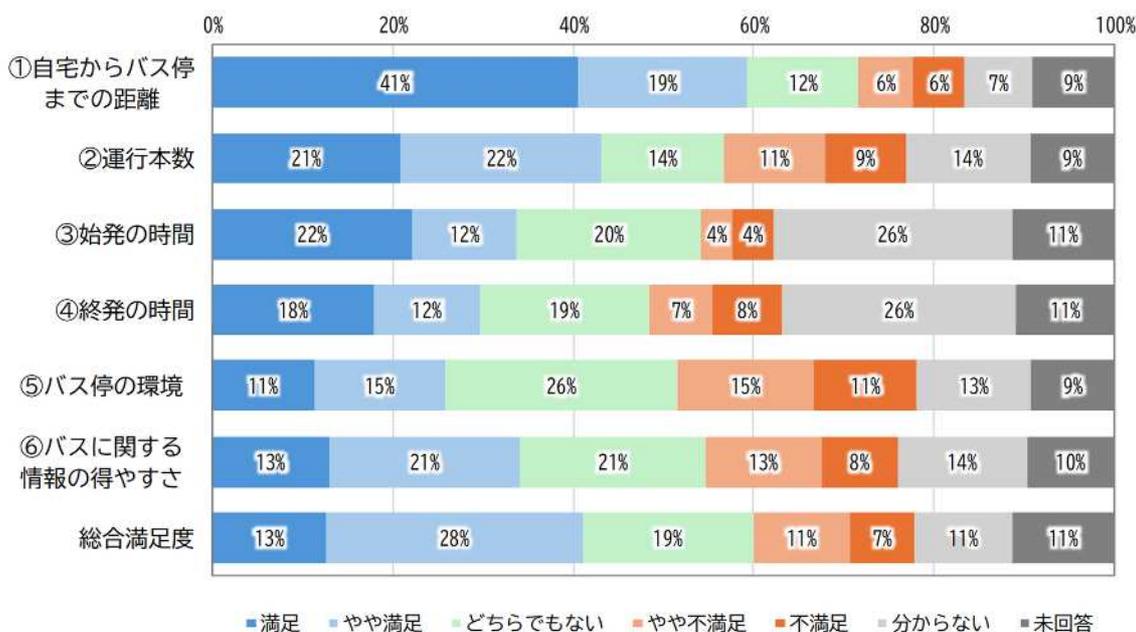


図 7 1 路線バスに対する満足度（令和5年度世田谷区公共交通に関するアンケート調査）

【環境にやさしい持続可能な交通体系の確立】

脱炭素社会の実現にむけて、公共交通においても環境にやさしい持続可能な交通体系の確立が求められている。

国では、2030年度に温室効果ガス46%削減（2013年度比）や2050年カーボンニュートラルの実現を目指し取組みを加速化しており、その一つとして消費エネルギーの削減を図ることが課題となっています。

区の令和3年度（2021年度）の温室効果ガス排出量は、オール東京62市区町村共同事業による推計では、281万t-CO₂eq¹でした。このうちCO₂排出量は253万t-CO₂eqで、全体の約90%を占めます。温室効果ガス排出量は、平成24年度（2012年度）以降は、年度による変動はありますが、概ね減少傾向にあります。

自転車や公共交通など環境負荷の低い交通手段の利用促進、自動車交通における環境負荷の軽減により、環境に配慮した移動が求められています。

脱炭素社会の実現に向けた車両の電動化の動きとして、燃料電池車（FCV）²、バッテリー駆動の電気自動車（BEV）³の開発が進み、公共交通車両においても導入が進みつつあります。

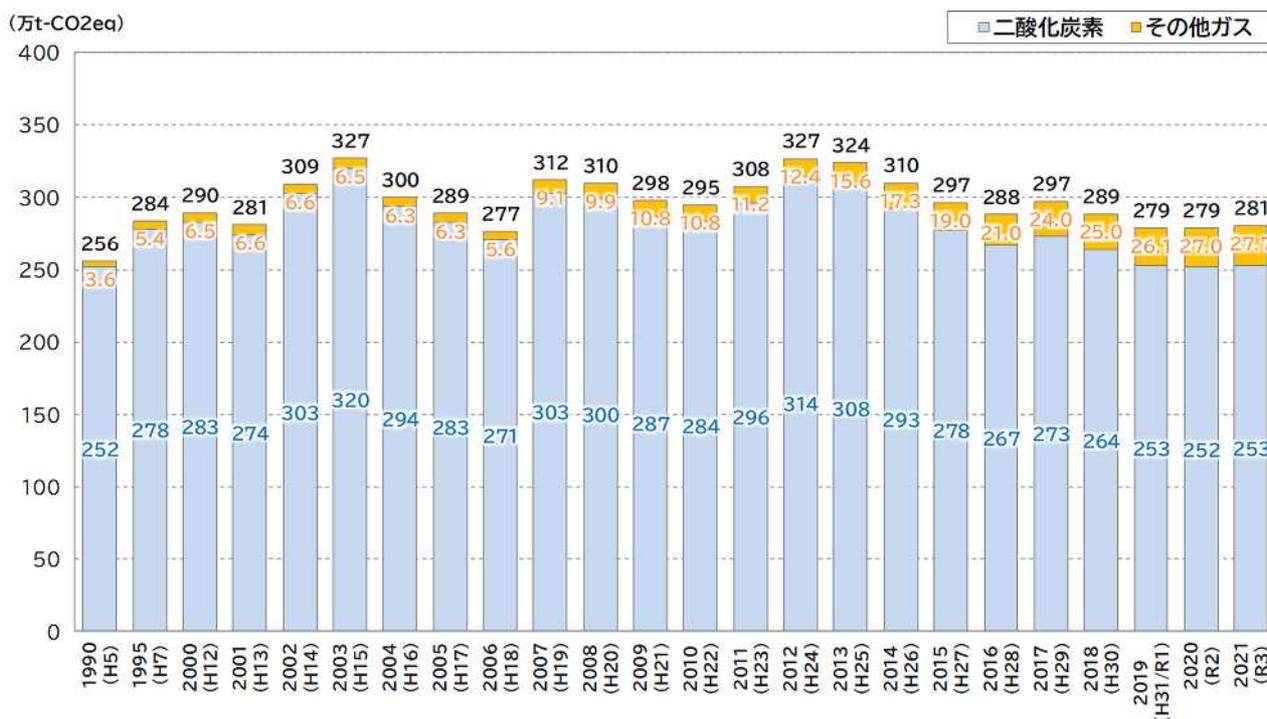


図 7 2 区の温室効果ガス排出量の推移

出典)特別区の温室効果ガス排出量(1990年度～2021年度)(オール東京62市区町村共同事業、2024年3月)を基に作成

- CO₂eq: 単位のCO₂eqとは、「CO₂ equivalent」の略であり、地球温暖化計数(GWP)を用いてCO₂相当量に換算した値です。百万t-CO₂eqは百万tの二酸化炭素相当量となります。なお、吸収源は除きます。
- 燃料電池車(FCV): FCVとは、「Fuel Cell Vehicle」の略。燃料電池で水素と酸素の化学反応を利用して発電させた電気をエネルギー源にモーターを駆動させて走行する車のことです。
- 電気自動車(BEV): BEVとは、「Battery Electric Vehicle」の略。搭載されている大型バッテリーに貯めた電気をエネルギー源にモーターを駆動させて走行する車のことです。

燃料電池バスの運行開始



東京都では、燃料電池バスを導入し、平成29年より路線バスとして営業運行を開始。

図 7 3 燃料電池バス

出典)東京都交通局 報道発表(2017年2月24日)

【ラストワンマイルの移動手段の確保】

鉄道駅やバス停から自宅などの最終目的地までの交通手段の拡充が求められている。

令和2年4月からの官民連携による民間シェアサイクル実証実験を経て、令和6年度より官民連携によるシェアサイクル事業が本格実施されています。

子育て世代や高齢者等の気軽な外出を促すため、自宅から身近な交通結節点への移動や、身近な中心地へのラストワンマイルの移動等、移動手段の選択肢の充実が求められています。



図 7 4 シェア事業の例

出典)新たなモビリティと道路空間

(社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会(第81回))より抜粋

電動キックボードのみ世田谷区撮影

シェアリングモビリティの普及

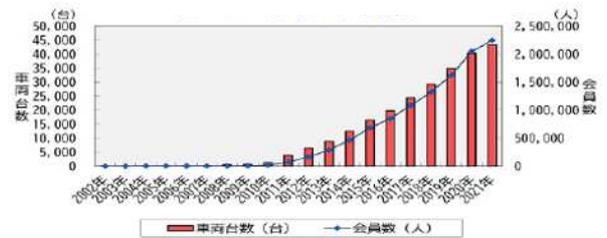
- シェアリングモビリティ(シェアサイクル、電動キックボード、カーシェアリング等)の普及が顕著。

<シェアサイクル>



出典: 自転車活用推進本部(国土交通省)

図 7 5 本格導入都市数の推移



出典: 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

図 7 6 カーシェアリング台数

出典)新たなモビリティと道路空間

(社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会(第81回))より抜粋

- ・ここ数年で都心部を中心に電動キックボードが普及しています。
- ・令和5年（2023年）7月には、改正道路交通法が施行され、最高時速 20 km以下のモデルに限り、電動キックボードなどの1人乗り電動車が「特定小型原動機付き自転車」という新たな車両区分となって、16歳以上は免許なしで運転が可能となり、ヘルメットの着用も努力義務扱いとなりました。また、時速 6 km以下であれば、歩道を通行することも可能となりました。
- ・一方で、交通違反による事故に加え、急発進やバランスを崩すことに起因する単独事故も起きています。
- ・区内でもすでにシェアリングサービスが展開されており、今後普及が予見される電動キックボードを含めた電動マイクロモビリティの安全かつ適切な利用を区民に促すため、区、サービス事業者、警察において、交通ルール遵守などの安全啓発に取り組んでいます。

ルールを守って 電動キックボードに乗ろう

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付き自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

公道走行する前に確認を!

check 1 保安基準に適合していますか?

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準を満たすものには製造時に性能等確認シールが貼られます。

check 2 ナンバープレートは取り付けていますか?

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。

check 3 自賠責保険（共済）に加入していますか?

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに取り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を発行してください。

交通ルールを守りましょう!

主な交通ルール

- ① 車道通行の原則**
原則、車道を通行し、道を空らなければなりません。
（※自転車通行可）、また、原則、道路左側を通行し、右側を通行してはいけません。
- ② 右左折の方法**
左折時は、後方の安全確認とウィンカーでの合意を行い、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して、道路の左端に沿って曲がらなければなりません。
どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。
- ③ 通行の禁止・一時停止すべき場所**
道幅狭小等により、通行を禁止されている道路を通行してはいけません。また、一時停止すべきとされているときは、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で二階停止しなければなりません。
- ④ 歩行者の優先**
歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の直前で一時停止して歩行者に道を譲らなければなりません。

年齢制限・飲酒運転禁止等

- ① 16歳未満の運転は禁止されています。
- ② お酒を飲んだときは絶対に運転してはいけません。飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。
- ③ スマートフォン等を連絡したり、その画面を注視したりしながら運転してはいけません。

安全利用のために

交通事故の被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokutokogata.html>

図 7 7 電動キックボードの交通のルール周知案内

出典：ルールを守って電動キックボードに乗ろう(警察庁・金融庁・総務省・経済産業省・国土交通省)

3. 基本方針と目標

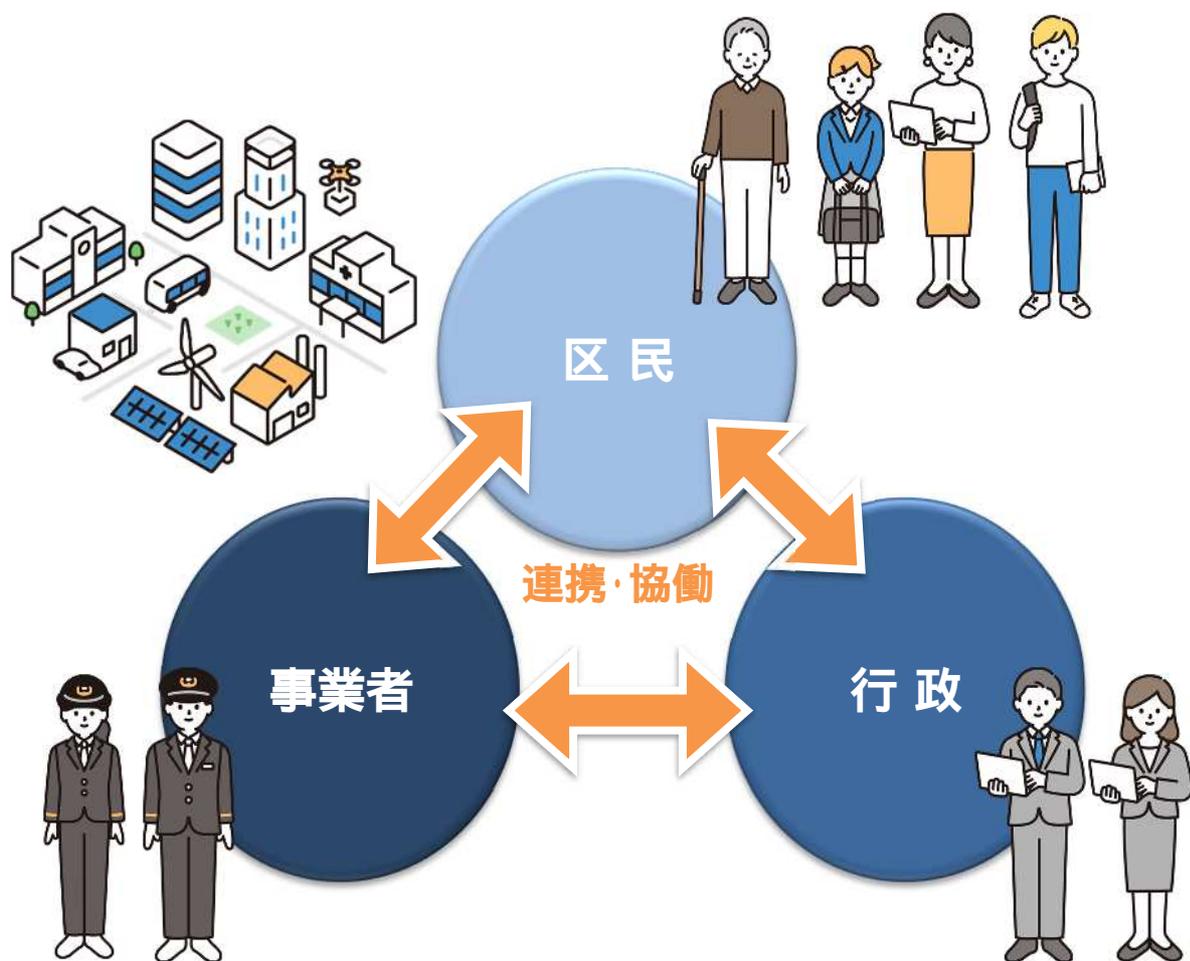
3.1 計画で目指す基本方針

基本方針

誰もが安全・安心・快適に移動できる世田谷

～ 区民・行政・事業者で支える持続可能な世田谷区の地域公共交通～

世田谷区交通まちづくり基本計画で定めた基本方針を継承しつつ、「誰もが安全・安心・快適な移動ができる世田谷」の実現に向けて、区民・行政・交通事業者が連携・協働して、地域公共交通を支えていくことを本計画の基本方針に設定します。



3.2 計画の目標

地域公共交通の課題を踏まえ、以下3点を本計画の目標として定めます。

【目標1】安全・安心な地域公共交通

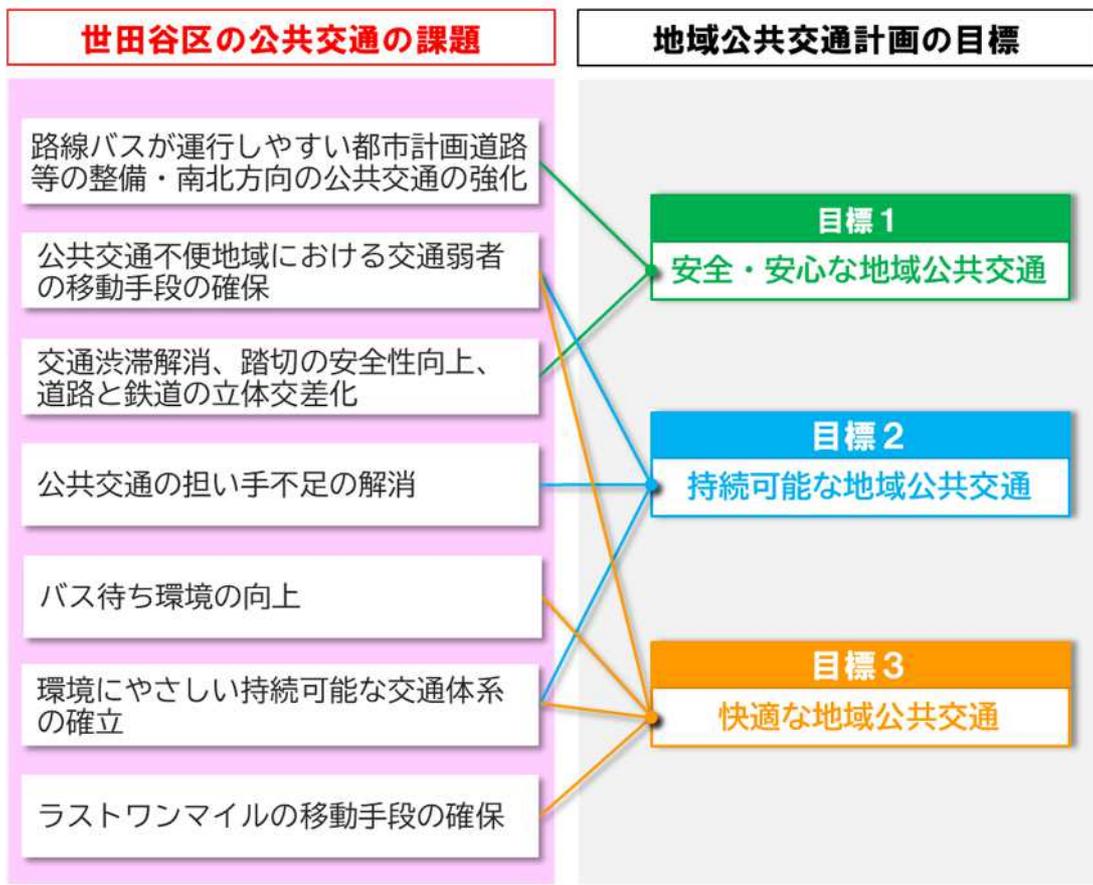
安全に安心して目的地まで移動できることは、全ての基本です。交通の担い手不足が顕在化する中でも、安全性向上のために不断の取組を継続していくとともに、交通施設のバリアフリー化・心のバリアフリーの普及に向けた取組も推進していくことで、「安全・安心な地域公共交通」を目指します。

【目標2】持続可能な地域公共交通

高齢化が進み交通弱者が増大する中、誰もが自由に移動できる公共交通の存在は不可欠であることから、厳しい事業環境の中でも公共交通サービスを確保・維持していくための「持続可能な地域公共交通」を目指します。

【目標3】快適な地域公共交通

人々の移動ニーズの多様化に柔軟に対応し、情報通信技術を活用した新たなモビリティや輸送サービスを活用することで、シームレスで快適な移動ができる地域公共交通を目指します。



4. 計画の施策と取組

基本方針及び3つの目標に基づく施策及び取組を、以下のとおり定めます。

目標	施策	取組
安全・安心な地域公共交通 目標1	施策 1-1:安全・安定輸送の確保	取組 1-1-1 テロ・防犯対策の推進
		取組 1-1-2 都市計画道路等の整備による路線バスの定時性の確保と速達性の向上
		取組 1-1-3 道路と鉄道の立体交差化の促進
		取組 1-1-4 公共交通に対する利用者の協力、意識啓発
		取組 1-1-5 踏切道の安全性向上
		取組 1-1-6 安全で快適な自転車利用環境の創出
	施策 1-2:バリアフリー化の推進	取組 1-2-1 鉄道駅におけるホームドア整備の推進
		取組 1-2-2 鉄道駅におけるバリアフリー経路の確保、エレベーター整備の推進
		取組 1-2-3 バリアフリー車両の導入推進
取組 1-2-4 心のバリアフリーの普及啓発		
施策 1-3:災害時における公共交通の連携体制などの構築	取組 1-3-1 区民への交通情報の提供のあり方の検討	
持続可能な地域公共交通 目標2	施策 2-1:交通ネットワークの確保・維持・拡充	取組 2-1-1 交通体系の確保・維持に向けた行政支援のあり方の検討
		取組 2-1-2 交通の担い手となる人材の確保
		取組 2-1-3 多様な交通モード、事業者の連携
		取組 2-1-4 新たなモビリティサービスの活用検討
	施策 2-2:公共交通の利用促進(モビリティ・マネジメント)	取組 2-2-1 公共交通の利用促進のための広報活動
	取組 2-2-2 多様な交通モード、事業者の連携(再掲)	
施策 2-3:環境負荷の低減	取組 2-3-1 省エネ車両等の導入推進	
施策 2-4:公共交通不便地域対策の推進	取組 2-4-1 地域の状況を踏まえたコミュニティ交通の導入・検討	
快適な地域公共交通 目標3	施策 3-1:交通結節機能の強化による乗継利便性の向上	取組 3-1-1 交通結節点の整備・充実
	施策 3-2:近隣区市と連携した交通利便性の向上	取組 3-2-1 近隣区市と連携した区境地域における交通利便性向上の検討
		取組 3-2-2 エイトライナーの早期実現
	施策 3-3:情報通信技術を活用した分かりやすい情報提供の充実	取組 3-3-1 交通施設におけるバリアフリー関連情報の充実
		取組 3-3-2 鉄道駅・バス停における運行情報等の提供機会の充実
	施策 3-4:快適な移動のための交通環境整備	取組 3-4-1 バス停ベンチ・上屋の設置促進
		取組 3-4-2 交通結節点の整備・充実(再掲)
	施策 3-5:わかりやすく便利な運賃体系の確立	取組 3-5-1 ICカードや二次元コードを活用したキャッシュレス化の促進
		取組 3-5-2 鉄道・バス1日乗車券等の企画乗車券、乗継運賃等の制度の充実
施策 3-6:公共交通を補完する自転車の利活用の促進	取組 3-6-1 自転車シェアリングの充実・利用促進	
	取組 3-6-2 安全で快適な自転車利用環境の創出(再掲)	
施策 3-7:新たな輸送サービスによる移動の選択肢の提供	取組 3-7-1 地域の状況を踏まえたコミュニティ交通の導入・検討(再掲)	
	取組 3-7-2 新たなモビリティサービスの活用検討(再掲)	
施策 3-8:特定需要への対応	取組 3-8-1 多様な交通資源と連携した取組の検討	
	取組 3-8-2 利用者のニーズに応じた多様な移動サービスの充実	
施策 3-9:人々の外出と交流を促進する交通環境の整備	取組 3-9-1 交通結節点の整備・充実(再掲)	
	取組 3-9-2 待ち時間も快適・便利に過ごせる交通環境の整備	

目標 1 安全・安心な地域公共交通

施策 1 - 1 安全・安定輸送の確保

取組 1 - 1 - 1 テロ・防犯対策の推進

実施主体 交通事業者

昨今、走行中の電車で刺傷事件が発生するなど、テロや凶悪な犯罪行為により、安全・安心な地域公共交通が脅かされています。

車内や駅構内等への監視カメラ設置、巡回警備体制の強化、緊急事態の発生を想定した訓練の実施等を推進します。



図 78 我が国における鉄道テロ対策の概要

出典)国土交通省ホームページ「鉄道のテロ対策」

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			継続		

施策 1 - 1 安全・安定輸送の確保

取組 1 - 1 - 2 都市計画道路等の整備による路線バスの定時性の確保と速達性の向上

実施主体 世田谷区、東京都

路線バスは一般道路を走行するため、交通渋滞の影響を受けて遅延し、ダイヤ通りに運行できない場合があります。路線バスの定時性、速達性を確保していくためには、路線バスが走行する道路における渋滞の発生を極力抑制することが必要です。

このため、都市計画道路などの整備により、円滑なバス走行空間の確保を推進します。

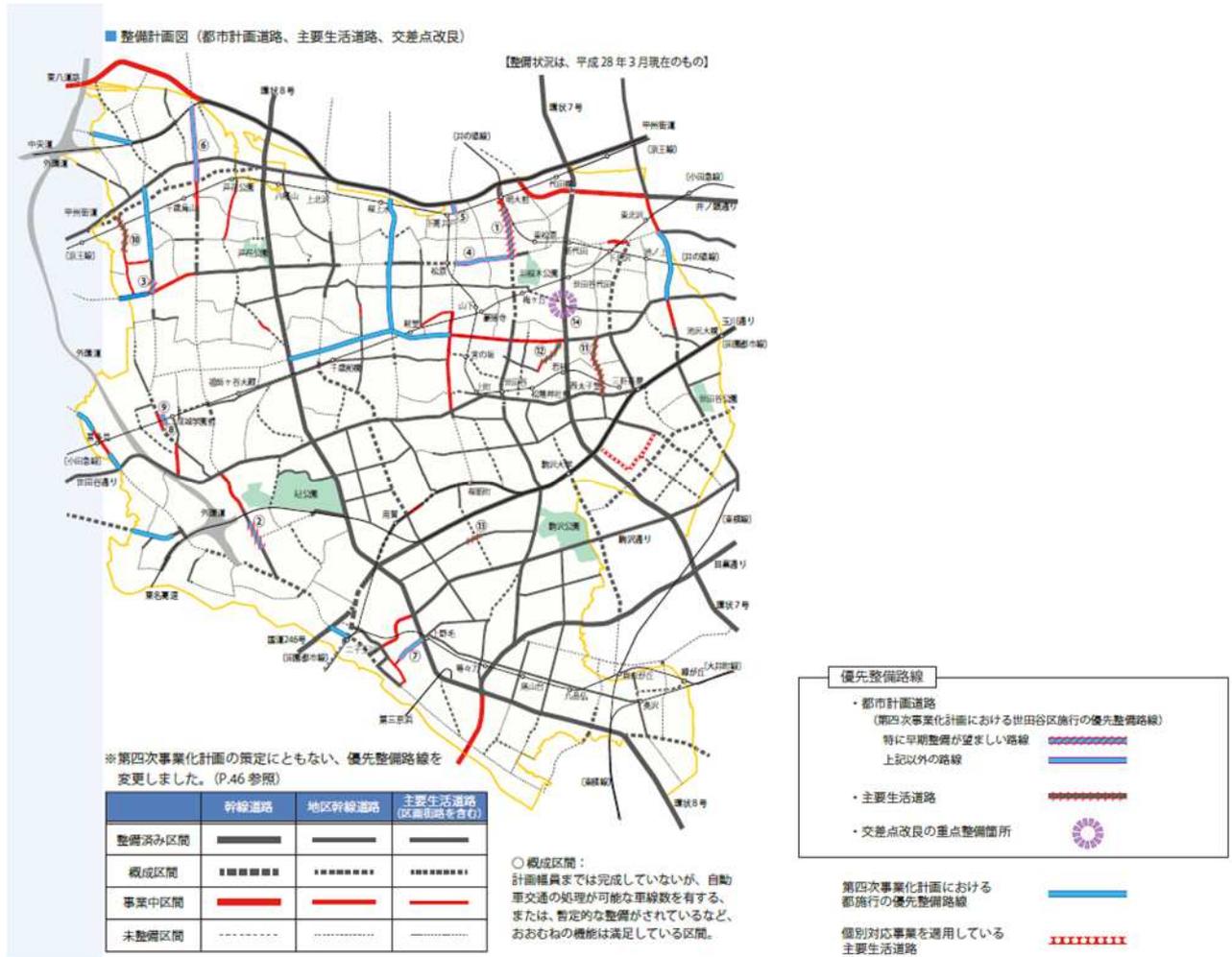


図 7 9 世田谷区内の道路整備計画 (都市計画道路、主要生活道路、交差点改良)

出典) せたがや道づくりプラン【道路整備方針】(平成 28 年 3 月見直し版)

スケジュール

取組	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
			継続		

施策 1 - 1 安全・安定輸送の確保

取組 1 - 1 - 3 道路と鉄道の立体交差化の促進

実施主体 東京都、世田谷区、鉄道事業者

道路と鉄道を立体交差化して踏切をなくすことにより、安全で円滑な交通が実現することから、現在、区内では京王線連続立体交差事業（笹塚～仙川駅間）に取り組んでおり、今後も東京都、渋谷区、杉並区、京王電鉄と連携しながら、事業の早期完成に向けて全力で取り組んでいきます。

連続立体交差事業及び関連する側道整備の概要図

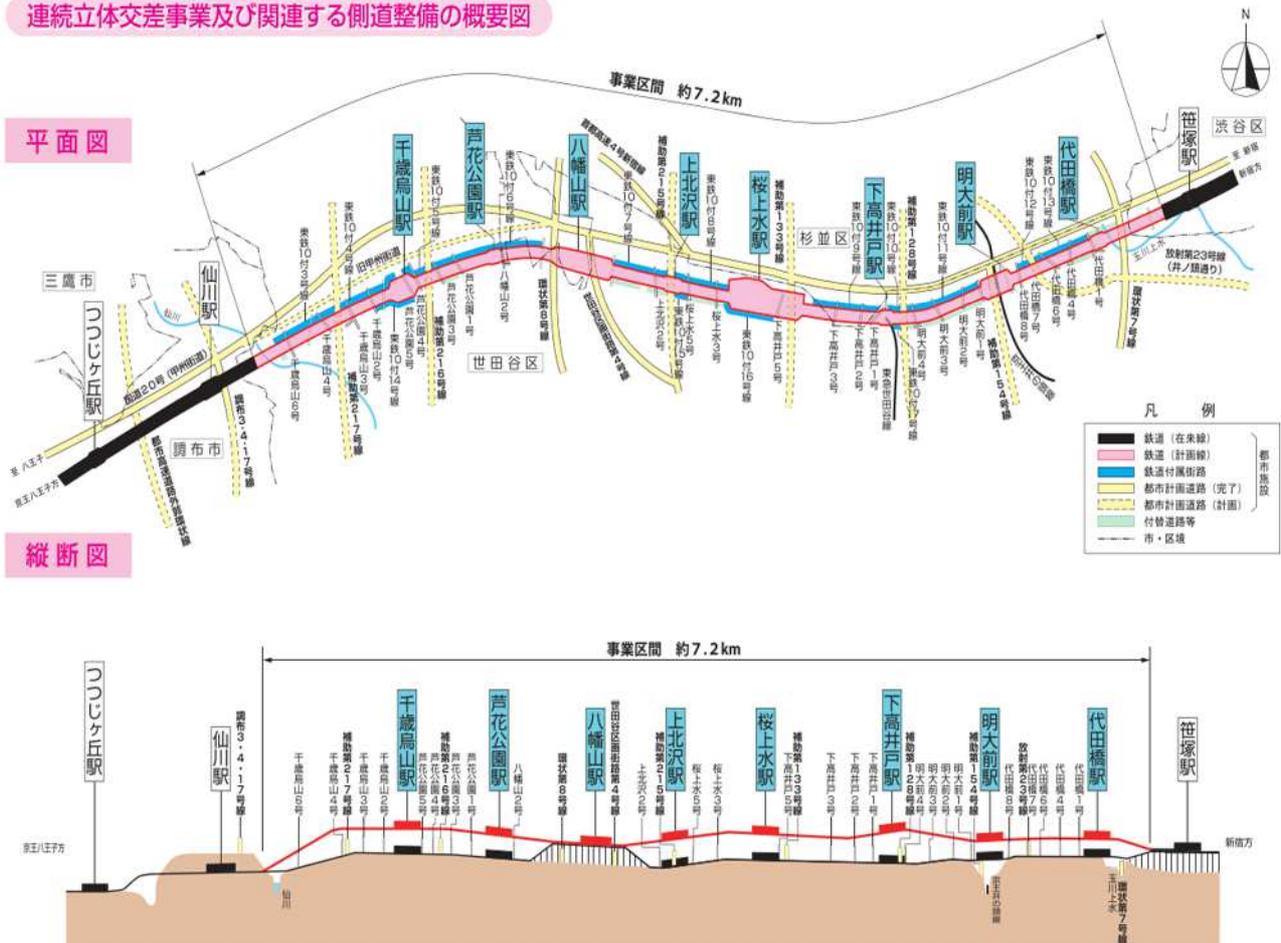


図 80 京王電鉄京王線の連続立体交差事業および関連する側道整備について

出典) 事業パンフレット (東京都・世田谷区・渋谷区・杉並区・京王電鉄(株))

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			継続		

- ・ 区では、これまで小田急電鉄小田原線の連続立体交差事業及び複々線化事業について、東京都や小田急電鉄と協働で取り組んできました。
- ・ 下北沢駅周辺（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）では、地下化方式が採用され、元々線路だった地上部の線路跡地の利用方法について、地域の方々を交えたワークショップ等を経て、検討が進められました。
- ・ その結果、駅前広場、緑地・小広場、駅間通路等を結ぶ、回遊性の高い街づくりが実現しました。



図 8 1 シモキタ雨庭広場



図 8 2 世田谷代田駅前広場

施策 1 - 1 安全・安定輸送の確保

取組 1 - 1 - 4 公共交通に対する利用者の協力、意識啓発

実施主体 交通事業者、区民

公共交通の遅延発生を抑制し、定時性を確保していくことは非常に重要です。路線バス利用者では乗車時における運賃支払いの釣り銭收受やICカードのチャージ等の対応が積み重なって遅延する場合も考えられるため、事前に小銭を用意する、ICカードのチャージを済ませておくなど、遅延を発生させないような利用者自身の心がけや協力の姿勢が不可欠です。また、バスが停車する前に座席から扉の前まで移動するような行為は、急停車時に対応できず転倒するなど、車内事故の原因となります。

鉄道駅のホームにおいても、列車の到着・出発時にホームの端部を歩く、歩きスマホをするなど、安全な運行に支障となる行為は、列車の遅延が発生する要因となっています。「安全に利用する」という利用者自身の心がけ、安全意識の向上が不可欠です。また、一般の自動車・自転車運転者も、路線バスの円滑な運行の妨げとならないよう、バスがバス停から発車するために合図（右ウィンカー）を出したときは、進路を妨げてはならないことが法令（道路交通法第31条の2）で定められています。

これらを踏まえ、交通事業者は、利用者への意識啓発などの取組を継続して進めます。



図追加予定

図 8 3 安定運行・遅延抑制の案内



図 8 4 路線バス座席背面の注意喚起表示



図 8 5 路線バスの定時運行・車内事故防止に関する案内
出典) 山口市ホームページ

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			継続		

施策 1 - 1 安全・安定輸送の確保

取組 1 - 1 - 5 踏切道の安全性向上

実施主体 鉄道事業者、道路管理者、区民

踏切道において遮断機が閉まっている状態での横断は、列車と衝突するなど重大な事故の発生要因となります。自動車、自転車、歩行者など、踏切道を通る全ての人がこの点を認識し、警報機が鳴り始めたら渡らない、列車の運行に支障があると認めた場合や、危険を感じた場合には、迷わず列車を停止させる（踏切の非常ボタンを押す）など、事故発生防止の姿勢が不可欠であり、鉄道事業者と道路管理者で連携しながら、事故を未然に防止する取組を推進し、踏切道の安全性を更に向上させることが求められます。

これらを踏まえ、踏切道の安全性を更に向上させるため、鉄道事業者と道路管理者で連携しながら、事故を未然に防止する取組をソフト・ハードの両面から推進します。



図 8.6 踏切の啓発看板と非常ボタンの例

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			継続		

Column 踏切道における視覚障害者誘導ブロック

- 令和 4 年 4 月、奈良県大和郡山市の踏切道において、視覚障害者（白杖を所持）が電車にはねられて死亡する事故が発生しました。要因の一つとして、視覚障害者が踏切の外にいると誤認してしまった可能性が高いとされています。
- この事故を契機として、国土交通省において「踏切道等における視覚障害者誘導対策ワーキンググループ」が設立され、踏切道における視覚障害者誘導対策について検討が進められています。

出典) 国土交通省ホームページ

- ・ 踏切道には、自動車が立ち往生した場合など、列車の運行に支障があるとセンサーが感知すると、列車の運転士に対して緊急事態を知らせる信号を発光させたり、自動的に列車を停止させたりする装置が整備されています。
- ・ これまでレーザー式のセンサーが主流となっていましたが、これは自動車など大きな障害物を感知することができるものの、人や自転車、バイクなどは認識しづらい状況となっていました。
- ・ 昨今、踏切道における安全性向上のための取組として、これまでのレーザー式より検知精度が高い3D式センサーを使用した検知装置の導入が、各鉄道事業者において進められています。



図 8 7 3 D 障害物検知装置



図 8 8 従来のレーザー式検知装置

図追加予定

施策 1 - 1 安全・安定輸送の確保

取組 1 - 1 - 6 安全で快適な自転車利用環境の創出

実施主体 世田谷区

自転車は、区民の生活を身近なところで支える交通モードであることから、誰もが健康・快適に、また安全・安心に自転車を利用できる環境の整備が求められています。

そこで、「世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画」に基づき、自転車走行環境整備や駐輪場情報の提供、駐輪環境の整備、放置自転車対策等を推進します。



図 8 9 自転車通行空間の整備形態

出典) 世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画



図 9 0 放置自転車の様子および放置禁止区域路面標示シート

出典) 世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			継続		

施策 1 - 2 バリアフリー化の推進

取組 1 - 2 - 1 鉄道駅におけるホームドア整備の推進

実施主体 鉄道事業者

鉄道駅のホーム上から線路へ転落する事故を防止するため、ホームドア（可動式ホーム柵）の設置を推進します。

あわせて、ホーム端部を目立たせて注意を促す「CPライン」や、電車とホームの段差を最小化し、車いすやベビーカー等の乗降がスムーズに可能となる「段差解消ブロック」の設置をはじめ、ユニバーサルデザインの取組が進められてきています。

今後も更なるホームドア等の整備を推進していきます。



図 9 1 駅ホームからの転落件数の推移 (東京メトロ)
出典) ホームドア整備に関するWG 報告書(国土交通省鉄道局)



図 9 2 ホームドア



図 9 3 CPライン

CPライン：CPとは、Color Psychology（色彩心理）の略で、人が危険と感じる度合いが高い色彩を用いてラインを引くことにより、視覚的・心理的にホーム端部の危険性に対して注意喚起を行うものです。

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			継続		

施策 1 - 2 バリアフリー化の推進

取組 1 - 2 - 2 鉄道駅におけるバリアフリー経路の確保、エレベーター整備の推進

実施主体 鉄道事業者

ユニバーサルデザインの観点から、車いす利用者など日常の移動に支障がある方でも円滑に移動ができる社会を実現することが必要です。現在、鉄道駅ではエレベーターの整備等によってバリアフリー経路を少なくとも1ルート確保できていますが、改札口が複数ある鉄道駅などでは、片方の改札口はバリアフリー化されていても、残りの改札口は階段のみなどバリアフリー化されていない場合もあります。

引き続き、ユニバーサルデザインの観点から、駅舎の改修等を契機とした複数のバリアフリー経路の確保を推進していきます。

【参考】移動経路の考え方（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）旅客施設共通ガイドライン）

移動等円滑化された経路

考 え 方	経路については、高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、可能な限り単独で、駅前広場や公共通路など旅客施設の外部から旅客施設内へアプローチし、車両等にスムーズに乗降できるよう、すべての行程において連続性のある移動動線の確保に努めることが必要である。旅客移動について最も一般的な経路(主動線)を移動等円滑化するとともに、主動線が利用できない非常時も勘案し、移動等円滑化された経路を複数確保することが望ましい。
-------------	--

出典)国土交通省ホームページ

東急田園都市線駒沢大学駅では、令和6年(2024年)に2基目のエレベーターの運用を開始して、バリアフリー経路を2ルート確保しました。

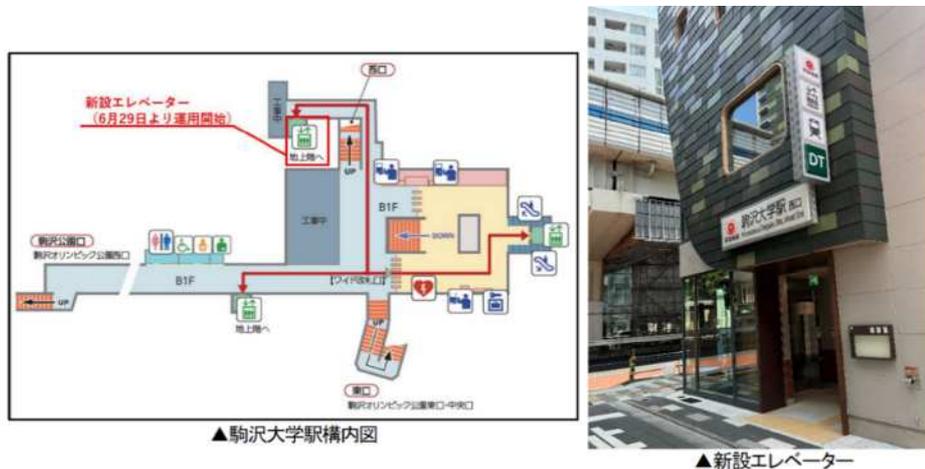


図 9 4 駒沢大学駅

出典)東急電鉄株式会社ホームページ

スケジュール

	令和7年度 (2026年度)	令和8年度 (2027年度)	令和9年度 (2028年度)	令和10年度 (2029年度)	令和11年度 (2030年度)
取組			検討・実施		

施策 1 - 2 バリアフリー化の推進

取組 1 - 2 - 3 バリアフリー車両の導入推進

実施主体 交通事業者

誰もが安全・安心に移動ができる社会を実現するため、公共交通機関における車両のバリアフリー化は重要です。

タクシーにおいては車いすを折りたたまずにそのまま乗車できる車両（UDタクシー）が登場するなど、今後も更なる導入の推進が求められます。

鉄道では車両の一部の座席を撤去し、車いす利用者やベビーカー等のためのスペースとして広い空間を確保する改良が進められています。

路線バスにおいても、区内の大半がノンステップバスとなっており、車いす利用者がそのまま乗車できるようになっています。

合理的配慮の観点から、視覚障害者、聴覚障害者等を含め、今後もさらなるバリアフリー化を推進していきます。



東京ハイヤー・タクシー協会より提供



車両メーカーWEBサイトより

図 9 5 ユニバーサルデザインタクシー

出典)東京都環境局ホームページ



ノンステップバス



車いすスペース

図 9 6 人にやさしいバス車両

出典)東京都交通局ホームページ

【参考】移動経路の考え方（バリアフリー整備ガイドライン（車両等編）車両等に関するガイドライン）

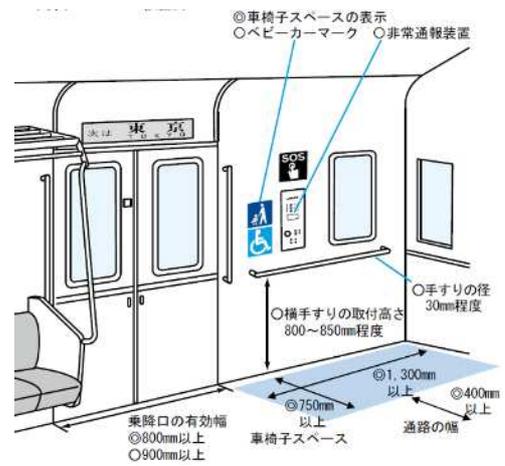


図 9 7 鉄道車両車いすスペースの設置例

出典)国土交通省ホームページ

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			継続		

施策 1 - 2 バリアフリー化の推進

取組 1 - 2 - 4 心のバリアフリーの普及啓発

実施主体 世田谷区、交通事業者、区民

高齢者、障害者、子ども連れの方、重い荷物を持った方など、移動に際して様々な困難を抱える方が、安心して外出し、自立した社会生活を送ることが出来るように、区民一人一人が「心のバリアフリー」への理解を深める必要があります。

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方もつ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうことです。そのためには、一人一人が具体的に行動を起こし継続することが必要です。

公共交通の場においては、高齢者をはじめとした援助や配慮が必要な方に対して、周囲が座席を譲る、声掛けなどの配慮、災害時における安全に避難するための支援をするなどの行動が求められます。

区は、キャンペーンの実施やポスターの掲出などによる継続的な周知活動に取り組んでいきます。

また、交通事業者は、地域公共交通の担い手である駅係員、バス乗務員等についても、接遇の向上に努めていきます。

この取組の推進に際しては、「お互いがお互いを思いやる心」が重要です。区は、これらの状況を踏まえ、「心のバリアフリー」の普及啓発に努めていきます。

「世田谷区移動等円滑化促進方針」における心のバリアフリー

これまで、区で定めたUD推進条例やUD推進計画に基づき、取組を推進してきており、令和5年6月には「世田谷区移動等円滑化促進方針」を策定して、さらなるUDのまちづくりを推進しています。

スケジュール

	令和7年度 (2026年度)	令和8年度 (2027年度)	令和9年度 (2028年度)	令和10年度 (2029年度)	令和11年度 (2030年度)
取組			継続		

- ・ 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難聴の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくとも援助や配慮を必要としている方がいます。
- ・ このような方が、周囲に配慮が必要なことを知らせることで、援助を得やすくするように作成した「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」があります。

ヘルプマーク

義助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるように東京都が作成しました。現在は都営地下鉄の駅などで配布されており、平成28年度に世田谷区も作成しました。

鞆などにつけられ、裏面にシールを貼り必要な支援を記載することができます。



図 98 ヘルプマーク

ヘルプカード

援助を必要とする障害のある方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。日常生活の中ではもちろん、災害時や緊急時など周囲の人に手助けを求めたい時に、ヘルプカードを提示することで手助けを求めることができます。平成25年度に世田谷区で作成しました。



図 99 ヘルプカード

世田谷区では、ヘルプマーク、ヘルプカードを希望される方に配布しています。

施策 1 - 3 災害時における公共交通の連携体制などの構築

取組 1 - 3 - 1 区民への交通情報の提供のあり方の検討

実施主体 世田谷区、交通事業者

区では「世田谷区防災ポータルサイト」において、各鉄道・路線バスの運行状況等を提供しております。災害時、緊急時等に備え、区は、交通事業者と連携して、区民が更に利用しやすい交通情報の提供のあり方について検討を行います。



図 100 世田谷区防災ポータル

出典) 世田谷区防災ポータルサイト

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			検討・実施		

目標 2 持続可能な地域公共交通

施策 2 - 1 交通ネットワークの確保・維持・拡充

取組 2 - 1 - 1 交通体系の確保・維持に向けた行政支援のあり方の検討

実施主体 世田谷区、交通事業者

全国で路線バスの減便、廃止が進んでおり、区内でも一部でその影響が出てきています。

持続可能な地域公共交通を確保していくため、区は、交通事業者の意向を確認しながら、行政支援のあり方について検討し対策を進めていきます。

支援策の例を追加予定

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			検討・実施		

- 世田谷区では、公共交通不便地域対策の一環として、関係機関との協議・調整や導入支援を行い、平成 19 年度に二子玉川駅と喜多見・宇奈根地区を結ぶバス路線（玉 05 系統）の導入に至りました。また、地域の声を踏まえ、関係機関との協議・調整、実証運行を経て、平成 25 年度には喜多見住宅まで延伸（玉 04 系統）しました。
- 一方で、新型コロナウイルス流行の影響などにより利用者が減少し、路線バスの中でも特に欠損額が多い状況が続いてきたことから、運行事業者である東急バス株式会社より、利用実態、収支状況を踏まえ、輸送需要に応じた運行形態（オンデマンド輸送等）に変更することで、喜多見・宇奈根地区における交通網の維持を図ってまいりたいとの提案があり、令和 3 年度より世田谷区と協働し、地域への説明会や運行形態変更に向けてオンデマンド輸送の検証運行を実施しました。
- このような経過を経て、令和 5 年 2 月 28 日をもって喜多見・宇奈根地区コミュニティバス【玉 05】、喜多見・宇奈根地区コミュニティバス（喜多見住宅延伸系統）【玉 04】は運行を終了し、令和 5 年 3 月 1 日からは東急バス株式会社の【砧 06】（朝時間帯のみ運行）、日中時間帯以降はオンデマンド輸送（予約制）として運行しています。



図 1 0 1 宇奈根・喜多見地区のバス路線の運行形態

出典) 東急バスお知らせチラシ

施策 2 - 1 交通ネットワークの確保・維持・拡充

取組 2 - 1 - 2 交通の担い手となる人材の確保

実施主体 交通事業者、世田谷区

少子高齢化の進展によって生産年齢人口が減少し、バス乗務員（運転手）をはじめとした交通の担い手不足が全国的に深刻化しています。このままでは現状の運行本数を確保していくことが困難であり、交通の担い手不足を解消するための取組が必要となっています。

交通事業者は、更なる人材の確保に向け、採用活動に積極的に取り組んでおりますが、区としても、交通事業者の意向を確認しながら、交通の担い手不足の解消に向けた支援のあり方について検討し対策を進めていきます。



図 1 0 2 京都市担い手確保の広報

出典)京都市ホームページ

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			検討・実施		
	➔				

施策 2 - 1 交通ネットワークの確保・維持・拡充

取組 2 - 1 - 3 多様な交通モード、事業者の連携

実施主体 交通事業者

地域公共交通の利便性を向上するためには、鉄道・路線バス・タクシー等、それぞれの交通モード相互間での連携を強化する必要があります。

このため、MaaS アプリ等を活用し、交通モード相互間での一体的な利用ができるような取組について、社会動向を注視しつつ、事業者間の連携やPR活動等について検討を進めます。



図 103 MaaS の概念図

出典) 国土交通省ホームページ

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			検討・実施		

施策 2 - 1 交通ネットワークの確保・維持・拡充

取組 2 - 1 - 4 新たなモビリティサービスの活用検討

実施主体 世田谷区、交通事業者、民間事業者

区は、交通事業者、民間事業者と協力し、鉄道、路線バス等、既存の公共交通機関を補完するものとして、AI オンデマンド交通、自動運転など新たなモビリティサービスの導入についても視野に入れ検討します。

新型輸送サービス

AIオンデマンド交通



- 都市部の交通空白地域や、多様で不確実な移動ニーズがある観光地での活用が期待

**グリーン
スローモビリティ**



- 高齢化が進む地方部や観光地での活用が期待

超小型モビリティ



- 狭い路地の多い大都市の密集地域や観光地の移動に適合

自動運転



- 近年急速に進む運転者不足への対応として、自動運転の活用が期待

図 104 新たなモビリティのイメージ

出典：新たなモビリティサービスの推進(「モビリティ・ロードマップ」のありかたに関する研究会(第5回))

スケジュール

	令和7年度 (2026年度)	令和8年度 (2027年度)	令和9年度 (2028年度)	令和10年度 (2029年度)	令和11年度 (2030年度)
取組	検討・実施				→

施策 2 - 2 公共交通の利用促進（モビリティ・マネジメント）

取組 2 - 2 - 1 公共交通の利用促進のための広報活動

実施主体 世田谷区、交通事業者

普段、自動車を利用している方が公共交通機関を利用してもらうためには、まず公共交通を知ってもらい、身近に感じてもらう必要があります。公共交通機関の利用は、環境負荷の低減につながります。

区では公共交通の利用促進のため、鉄道・バス路線図等を掲載した「世田谷区全図」を配布しています。積極的な広報活動を行うことで、利用促進を図ります。また、交通事業者と連携したイベントの開催などについても検討します。

【参考】利用促進に関する広報・PR

地域住民にバスの利用を促し、持続可能な交通手段としてのバスの重要性を広めるために、各地で広報・PR活動が行われています。

「公共交通利用促進運動」静岡県御殿場市（令和元年度）

「路線バスを育てよう」という合言葉のもと、公共交通利用促進運動を行っており、令和元年度には、「公共交通を年3回利用する」ことを呼びかけ、前年度比7万に増加となる85万人が路線バスを利用しました。

この他、市内企業による「ノーマイカーデー」の設定や小学生向けの「バス教室」の開催、イベント出展などによる周知が行われました。

表 6 御殿場市年間バス利用者

令和元年度	約 851,000 人 (+70,000)
平成 30 年度	約 781,000 人 (+17,000)
平成 29 年度	約 764,000 人

出典)御殿場市 広報紙 2020/6/5



3 1
2
1_路線バスをクリスマスバージョンにラッピング(夢フェスタたまほ) 2_バスと綱引き(ごてんばバスフェス) 3_高齢者向けのバスの乗り方教室

図 105 利用促進運動の様子
出典)御殿場市 広報紙 2020/6/5

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			検討・実施		

施策 2 - 2 公共交通の利用促進（モビリティ・マネジメント）

取組 2 - 2 - 2 多様な交通モード、事業者の連携（再掲）

実施主体 交通事業者

地域公共交通の利便性を向上するためには、鉄道・路線バス・タクシー等、それぞれの交通モード相互間での連携を強化する必要があります。

このため、MaaS アプリ等を活用し、交通モード相互間での一体的な利用ができるような取組について、社会動向を注視しつつ、事業者間の連携やPR活動等について検討を進めます。



図 106 MaaS の概念図

出典) 国土交通省ホームページ

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			検討・実施		

施策 2 - 3 環境負荷の低減

取組 2 - 3 - 1 省エネ車両等の導入推進

実施主体 交通事業者

持続可能な地域公共交通を実現するため、環境に配慮した省エネルギー車両の導入を推進することが重要です。全国各地で電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）の導入が進んでおり、エンジンによる振動・騒音が無いことから、快適性にもつながるものとして注目されています。

電気バス（EVバス）や燃料電池バス（FCバス）についても一部で導入が開始された状況ですが、車両価格や充電設備のメンテナンスコスト等、課題も多く残されています。

鉄道に関しては、新型車両の導入や機器の更新が進められているほか、駅舎等の鉄道施設の省電力化等、環境負荷の低減に取り組んでいます。

タクシーについても、EVタクシーやハイブリッド車両の導入、高効率な新しいエンジンを搭載した車両の導入等により、環境負荷の低減が図られています。

このような背景から、持続可能な地域公共交通を実現するため、省エネ車両等の導入を推進していきます。

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			検討・実施		

施策 2 - 4 公共交通不便地域対策の推進

取組 2 - 4 - 1 地域の状況を踏まえたコミュニティ交通の導入・検討

実施主体 区民、世田谷区、交通事業者

公共交通不便地域での移動の足を確保するため、重点検討地域において持続可能なコミュニティ交通の導入について検討を進めます。

狭あい道路が多く路線バス・コミュニティバスの運行が困難な公共交通不便地域において、新たな輸送サービスを確保・維持していくためには、地域の課題や実情をよく知る地域の方々が主体となって、地域の移動手段を「守り」「育てる」意識が不可欠です。

そのため、コミュニティ交通を導入するためのガイドラインとなる手引き（案）を作成し、区民、交通事業者、区が協働、連携しながら新たな交通サービスの導入の検討を進めます。

砧・大蔵地区における予約制乗合ワゴン(オンデマンド輸送)の実証運行

新たな公共交通不便地域対策の一環として、砧・大蔵地区を「モデル地区」と定め、令和5年5月1日より、デマンド型交通の実証運行を実施しています。

実証運行は3年間を目途として実施し、今後見込まれる超高齢社会や単身高齢者の増加等を踏まえ、住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるよう、地域が主体となるコミュニティ交通の導入における公費負担・収支率の課題や、運行による効果等について検証を行うものです。



乗降地点

1 地神ヶ台大蔵駅	13 大蔵運動場(テニスコート前)	25 センシルプラン砧4丁目西	A 地神ヶ台大蔵駅(用賀駅行き)
2 川口蔵前	14 大蔵運動場(屋内プール前)	26 とみやまクリニック	B 山野小学校(地神ヶ台大蔵駅行き)
3 砧やなぎのあいの家	15 大蔵運動場(屋外プール前)	27 砧4丁目18番先	C 山野小学校(渋谷駅行き)
4 アトリエそら星	16 サレシヤ国際学園世田谷	28 砧4丁目24番先	D 三本杉(成城学園前駅行き)
5 川上道利クリニック	17 友愛十字会	29 東京メアリードホール	E 砧町(渋谷駅行き)
6 砧7丁目4番(マシソン前)	18 稲垣橋(二子玉川駅行き)	30 サミットビル八通1店前	F NHK技術研究所(成城学園前駅行き)
7 ロソン砧5丁目南(結まちなみセンター)	19 稲垣橋(美稲館行き)	31 大蔵給水所	G NHK技術研究所(成城学園前駅行き)
8 結野療病	20 世田谷市場	32 富士見公園	H NHK技術研究所(二子玉川駅行き)
9 日大高学部薬門前	21 美稲橋(二子玉川駅行き)	33 砧図書館	I 成育医療研究センター前(渋谷駅行き)
10 大蔵住宅(30号棟)	22 ビューンアポ前	34 メディカルコミュニティ砧	J 成育医療研究センター前(成城学園前駅行き)
11 カーマスト大蔵の社(8・9号棟)	23 砧1丁目21番(マシソン前)	35 砧3丁目34番(マシソン前)	K 日大高学部前(成城学園前駅行き)
12 カーマスト大蔵の社(5・6・7号棟)	24 山野児童館		



図 107 運行車両

図 108 運行マップ

スケジュール					
	令和7年度 (2026年度)	令和8年度 (2027年度)	令和9年度 (2028年度)	令和10年度 (2029年度)	令和11年度 (2030年度)
取組	→				
	検討・実施			→	
取組 (区・大蔵地)	→ 検討・実施				

目標 3 快適な地域公共交通

施策 3 - 1 交通結節機能の強化による乗継利便性の向上

取組 3 - 1 - 1 交通結節点の整備・充実

実施主体 世田谷区、交通事業者

近年では、歩いて楽しい街、「ウォーカブルシティ」の考え方が浸透してきたほか、鉄道駅や駅前広場を中心とした利便性、快適性、地域性の高いゆとりある一体的な空間形成を目指す「駅まち空間」のデザインが求められるなど、従来の駅前広場や道路のあり方が大きく変化しています。このような状況下において、人々の外出と交流を促進する交通環境を創出・充実させていくことは、とても重要です。

区では世田谷区都市整備方針において、三軒茶屋駅周辺地区、下北沢駅周辺地区、二子玉川駅周辺地区を「広域生活・文化拠点」に位置づけており、主要な交通結節点としての魅力を高める取組を推進します。

区と交通事業者は連携し、その他の鉄道駅なども地域の交通の拠点と捉え、様々な交通手段への乗継利便性を向上するため、駅前広場の整備にあたってはバス乗り場や歩行者空間に配慮した利用しやすいデザインに努めるほか、各交通モードの乗継の拠点となる場所においても、シェアサイクル等にも対応した「モビリティハブ」の整備を検討します。



図 1 0 9 「駅まち空間」の整備例（姫路駅前）



図 1 1 0 MaaSや自動運転に対応した人が主役の都市交通ターミナル

出典)2040年、道路の景色が変わる(国土交通省、令和2年6月)

モビリティハブとは、シェアリング型の移動サービス（カーシェア、シェアサイクル、電動キックボード等）をはじめとしたグリーンな移動手段を統合した交通の拠点であり、環境にやさしい移動機械や社会参加の機会等を創出していく都市の装置のことです。

スケジュール

	令和7年度 (2026年度)	令和8年度 (2027年度)	令和9年度 (2028年度)	令和10年度 (2029年度)	令和11年度 (2030年度)
取組	実施				

施策 3 - 2 近隣区市と連携した交通利便性の向上

取組 3 - 2 - 1 近隣区市と連携した区境地域における交通利便性向上の検討

実施主体 世田谷区、交通事業者

区境地域に居住している方は、日常の移動も近隣区市を行き来する機会が多く、近隣区市への移動体系も考慮する必要があります。

区境地域の交通体系について、シェアサイクルポートの拡充に伴い、交通利便性が向上しているところです。

引き続き、区は、課題共有の場を設けるなど、今後の公共交通の連携のあり方などについて、近隣区市及び交通事業者と連携し検討を進めます。

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組					

施策 3 - 2 近隣区市と連携した交通利便性の向上

取組 3 - 2 - 2 エイトライナーの早期実現

実施主体 世田谷区、関係自治体、東京都

区部周辺部を結ぶ交通手段の一つとして、環状 8 号線を基軸とした南北方向の新たな鉄道構想（エイトライナー）の早期実現に向け、環状 8 号線沿線の北区、板橋区、練馬区、杉並区、大田区や東京都と連携し、検討を進めています。

エイトライナーは平成 28 年の交通政策審議会答申第 198 号において、環七高速鉄道（メトロセブン）とともに「区部周辺部環状公共交通の新設」として「地域の成長に応じた鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置付けられました。

将来を見据えた新しい公共交通のあり方に関する協議を深度化するとともに、答申に示された課題の解決に向け、調査検討を進めます。

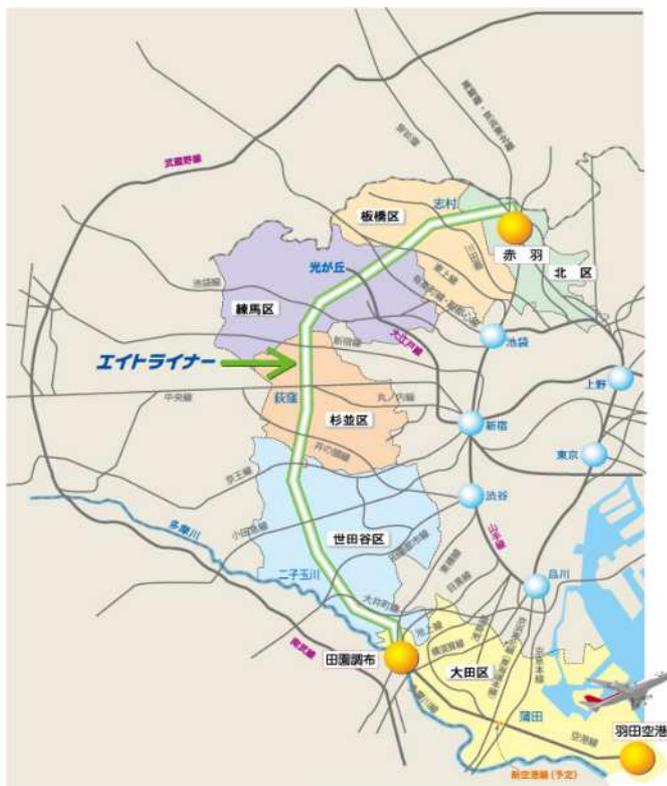


図 111 エイトライナー路線図

表 7 交通政策審議会答申第 198 号において示された、本プロジェクトの意義と課題

【意義】	・環状七・八号線地域間相互の環状方向のアクセス利便性の向上を期待。
【課題】	・事業性に課題があるため、関係地方公共団体において、事業計画について十分な検討が行われることを期待。 ・また、高額な事業費が課題となると考えられることから、需要等も見極めつつ中量軌道等の導入や整備効果の高い区間の優先整備について、検討が行われることを期待。

出典)エイトライナー促進協議会事務局ホームページ

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組	検討				

施策 3 - 3 情報通信技術を活用した分かりやすい情報提供の充実

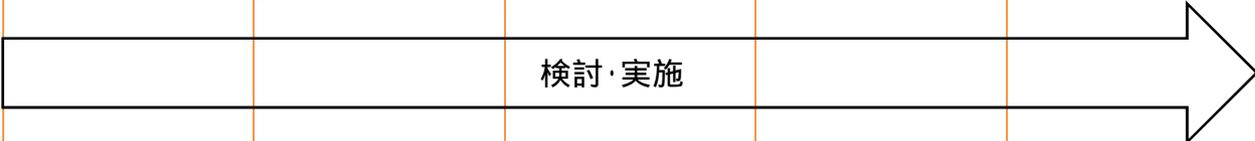
取組 3 - 3 - 1 交通施設におけるバリアフリー関連情報の充実

実施主体 交通事業者、世田谷区

区では、全ての区民が可能な限り快適な生活環境となるようユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進するために「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を定め、条例の趣旨や目的に基づき、公共交通施設等への整備基準とそのうち特に守るべき内容の遵守基準を定めています。

区と交通事業者は、公共交通施設等において、バリアフリーに関連する情報が容易に取得できるよう、連携した取組を推進します。

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組					

施策 3 - 3 情報通信技術を活用した分かりやすい情報提供の充実

取組 3 - 3 - 2 鉄道駅・バス停における運行情報等の提供機会の充実

実施主体 交通事業者、世田谷区

鉄道や路線バスの利便性を向上させるため、鉄道駅やバス停において、現在の運行情報を入手できる機会を充実させることが必要となります。昨今、停留所の標識（標柱）と運行情報提供装置（案内ディスプレイ）が一体化した「スマートバス停」が登場し、一部で導入が進んでいます。また、手持ちの携帯端末等に交通事業者のアプリをインストールしておくことで、発車時刻や現在の運行状況、混雑情報、乗換案内、バリアフリールート等の情報を得ることが可能となっています。

交通事業者は、訪日外国人旅行者や、日本語を得意としない外国籍の区民に対しても分かりやすく簡潔な情報提供を行うことが必要であり、多言語での案内表記や、アナウンス等の対応を推進するとともに、「混雑の見える化」により、利用者の自発的な混雑回避を促進するための情報提供を検討します。

区としても区民・公共交通利用者への情報提供のあり方について検討を進めます。



図 1 1 2 板橋区における都内で初となる「スマートバス停」の導入（高島平駅バス停 2 番のりば）

出典) 板橋区ホームページ

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			検討・実施		

施策 3 - 4 快適な移動のための交通環境整備

取組 3 - 4 - 1 バス停ベンチ・上屋の設置促進

実施主体 世田谷区、交通事業者

区は、路線バスの待合環境整備を推進するため、世田谷区路上ベンチ等設置指針、座れる場づくりガイドライン等に基づき、交通事業者と協働で「上屋」の設置の推進に取り組むほか、ベンチ等の設置に取り組めます。

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			実施		

Column 「広告付き上屋」の設置

上屋に添架した広告板から得られる広告料収入を、バス停留所上屋及びそれに付随するベンチ等の整備・維持管理費用に充てることで、バス停留所上屋等の整備・維持管理費の負担軽減や安全で快適な待合環境の確保に向けた取り組みが進んでいます。



夜間は美しくライトアップ

図 1 1 3 広告付きバス停留所

出典) TOEI AD MEDIA GUIDE 2021

施策 3 - 4 快適な移動のための交通環境整備

取組 3 - 4 - 2 交通結節点の整備・充実（再掲）

実施主体 世田谷区、交通事業者

近年では、歩いて楽しい街、「ウォークブルシティ」の考え方が浸透してきたほか、鉄道駅や駅前広場を中心とした利便性、快適性、地域性の高いゆとりある一体的な空間形成を目指す「駅まち空間」のデザインが求められるなど、従来の駅前広場や道路のあり方が大きく変化しています。このような状況下において、人々の外出と交流を促進する交通環境を創出・充実させていくことは、とても重要です。

区では世田谷区都市整備方針において、三軒茶屋駅周辺地区、下北沢駅周辺地区、二子玉川駅周辺地区を「広域生活・文化拠点」に位置づけており、主要な交通結節点としての魅力を高める取組を推進します。

区と交通事業者は連携し、その他の鉄道駅なども地域の交通の拠点と捉え、様々な交通手段への乗継利便性を向上するため、駅前広場の整備にあたってはバス乗り場や歩行者空間に配慮した利用しやすいデザインに努めるほか、各交通モードの乗継の拠点となる場所においても、シェアサイクル等にも対応した「モビリティハブ」の整備を検討します。



図 1 1 4 「駅まち空間」の整備例（姫路駅前）



図 1 1 5 MaaSや自動運転に対応した人が主役の都市交通ターミナル

出典) 2040年、道路の景色が変わる(国土交通省、令和2年6月)

スケジュール

	令和7年度 (2026年度)	令和8年度 (2027年度)	令和9年度 (2028年度)	令和10年度 (2029年度)	令和11年度 (2030年度)
取組			実施		

施策 3 - 5 分かりやすく便利な運賃体系の確立

取組 3 - 5 - 1 ICカードや二次元コードを活用したキャッシュレス化の促進

実施主体 交通事業者

公共交通のキャッシュレス化は、シームレスな移動の実現とともに、決済データ蓄積によるサービスの改善、人手不足などの課題解決を図ることが可能となることから、公共交通のキャッシュレス化を促進することが必要となります。

昨今では、交通系ICカードの普及が進むとともに、二次元コードを活用したキャッシュレス決済サービスが数多く登場し、鉄道駅の改札機に携帯端末で表示した二次元コードをかざして通過するシステムも導入が進んでいます。

また、訪日外国人観光客などの交通系ICカードを所有していない利用者に向けては、クレジットカードやデビットカード等による非接触型決済（コンタクトレス決済）の導入が進んでいます。

さらなる公共交通のキャッシュレス化に向けた検討を進めていきます。

QRコード決済

コンタクトレス決済



図 1 1 6 キャッシュレス決済の導入事例

出典) MaaS 基盤整備事業(地域交通キャッシュレス導入支援)、国土交通省

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組	検討・実施				

- ・ 鉄道事業者 8 社(京成電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、西武鉄道株式会社、東京モノレール株式会社、東武鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、北総鉄道株式会社)では、2026 年度末以降、磁気乗車券から二次元コード(QRコード)を使用した乗車券(以下「QR乗車券」という。)への置き換えを予定しています。
- ・ QR乗車券への置き換えは、主に以下に示す「持続可能なシステムへの意向」、「より環境にやさしい用紙への置き換え」、「利用者サービスの向上」の3点を目的に実施されるものです。

持続可能なシステムへの移行

現在の自動改札機、自動券売機等は、構造が複雑であることからメンテナンス等が容易で持続可能なシステムに移行する必要があります。

より環境にやさしい用紙への置き換え

磁気乗車券の用紙は金属を含んでいるため、リサイクルにあたり磁気層の分離・廃棄が必要で一定の環境負荷がかかっています。QR乗車券への置き換えにより環境負荷を低減できる用紙に変更が可能となり、環境負荷を軽減できます。

利用者サービスの向上

現在の磁気乗車券は改札機器へ投入する仕組みのため、券詰まり等のトラブルが発生していますが、非接触による処理が可能なQR乗車券の導入により、改札機器のメンテナンス性の向上や故障率の低減が図れます。

- ・ 国内においては、すでに沖縄都市モノレール(ゆいレール)等において導入実績があるほか、航空機への搭乗時にもQRコードを改札機にかざして搭乗することが一般的となっています。

「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

施策 3 - 5 分かりやすく便利な運賃体系の確立

取組 3 - 5 - 2 鉄道・バス 1 日乗車券等の企画乗車券、乗継運賃等の制度の充実

実施主体 交通事業者

弾力的な運賃設定 や割引サービスの提供は、公共交通の利用者拡大や利用回数の増大につながります。

交通事業者は、アプリ等と連携した公共交通の 1 日乗車券の発売や、IC カード利用時の路線バスの乗継割引（特定の系統を乗り継ぐ場合に、2 回目の運賃引き去りを行わない）など、新たな取組に向けた検討を進めていきます。

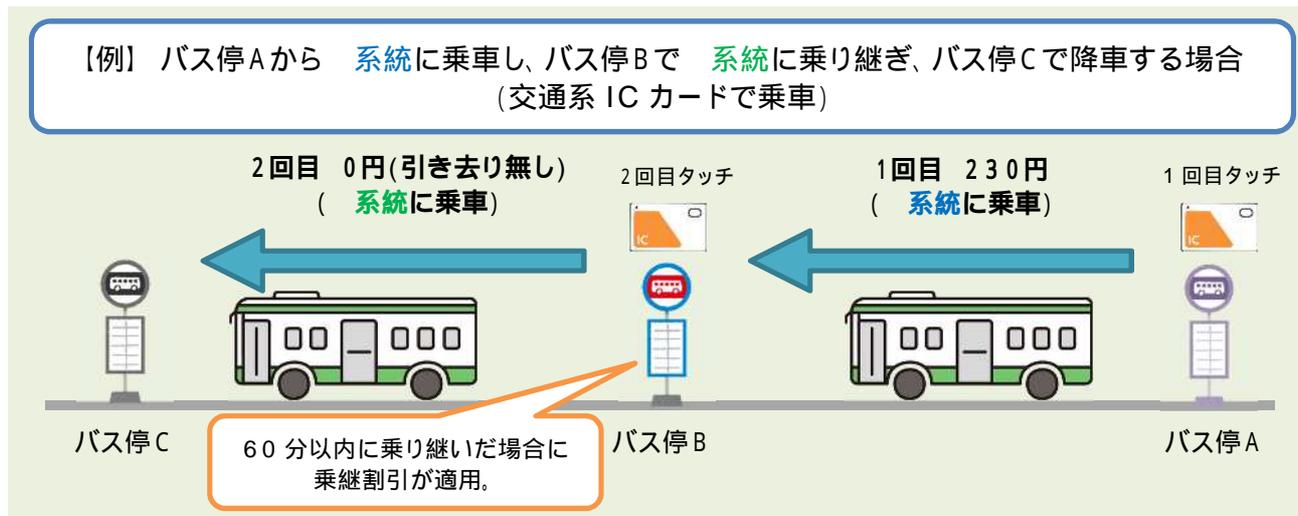


図 1 1 7 乗継割引のイメージ

弾力的な運賃設定とは、「ダイナミックプライシング」と呼ばれ、運賃・料金を一律ではなく、需要と供給のバランスに応じて設定する手法です。航空業界、ホテル業界では一般的であり、新幹線の価格設定やオフピーク通勤定期券の設定など、近年はこの方式の導入・採用事例が増えてきています。

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			検討・実施		

施策 3 - 6 公共交通を補完する自転車の利活用の促進

取組 3 - 6 - 1 自転車シェアリングの充実・利用促進

実施主体 世田谷区、民間事業者

鉄道や路線バス以外の選択肢として、気軽に利用できる自転車があります。昨今は自転車を所有せず、シェア（共有）する考え方が浸透してきており、自転車シェアリングの充実・利用促進が求められています。

そこで、区は民間事業者と連携し、公共交通への乗継場所である鉄道駅・バス停周辺、主要な公共施設等へのサイクルポートの設置を促進し、自転車シェアリングの充実・利用促進に向けた取組を推進します。



図 118 ドコモ・バイクシェア



図 119 HELLOCYCLING

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			実施		

施策 3 - 6 公共交通を補完する自転車の利活用の促進

取組 3 - 6 - 2 安全で快適な自転車利用環境の創出（再掲）

実施主体 世田谷区

自転車は、区民の生活を身近なところで支える交通モードであることから、誰もが健康・快適に、また安全・安心に自転車を利用できる環境の整備が求められています。

そこで、「世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画」に基づき、自転車走行環境整備や駐輪場情報の提供、駐輪環境の整備、放置自転車対策等を推進します。



図 1 2 0 自転車通行空間の整備形態

出典) 世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画



図 1 2 1 放置自転車の様子および放置禁止区域路面標示シート

出典) 世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			実施		

施策3 - 7 新たな輸送サービスによる移動の選択肢の提供

取組3 - 7 - 1 地域の状況を踏まえたコミュニティ交通の導入・検討（再掲）

実施主体 区民、世田谷区、交通事業者

公共交通不便地域での移動の足を確保するため、重点検討地域において持続可能なコミュニティ交通の導入について検討を進めます。

狭あい道路が多く路線バス・コミュニティバスの運行が困難な公共交通不便地域において、新たな輸送サービスを確保・維持していくためには、地域の課題や実情をよく知る地域の方々が主体となって、地域の移動手段を「守り」「育てる」意識が不可欠です。

そのため、コミュニティ交通を導入するためのガイドラインとなる手引き（案）を作成し、区民、交通事業者、区が協働、連携しながら新たな交通サービスの導入の検討を進めます。

砧・大蔵地区における予約制乗合ワゴン(オンデマンド輸送)の実証運行

新たな公共交通不便地域対策の一環として、砧・大蔵地区を「モデル地区」と定め、令和5年5月1日より、デマンド型交通の実証運行を実施しています。

実証運行は3年間を目途として実施し、今後見込まれる超高齢社会や単身高齢者の増加等を踏まえ、住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるよう、地域が主体となるコミュニティ交通の導入における公費負担・収支率の課題や、運行による効果等について検証を行うものです。

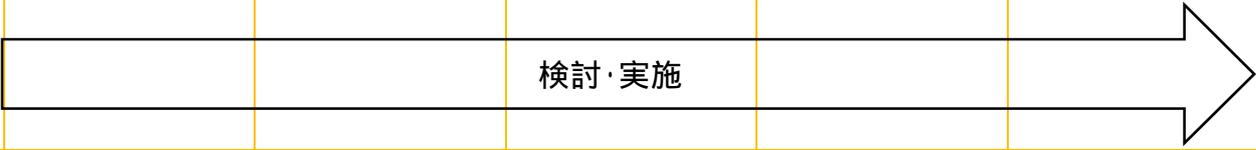


乗降地点			
1 砧1丁目大蔵駅	23 大蔵運動場(テニスコート前)	25 センインプラン砧4丁目北	A 砧1丁目大蔵駅(南行)
2 砧1丁目	14 大蔵運動場(屋内プール前)	26 とみやまクリニック	B 山野小学校(砧1丁目大蔵駅行き)
3 砧4丁目2番(あいの家)	15 大蔵運動場(屋外プール前)	27 砧4丁目18番	C 山野小学校(砧1丁目大蔵駅行き)
4 アトリエ5号	16 サレジオ国際学園世田谷	28 砧4丁目24番	D 三木町(成城学園前駅行き)
5 川上建設のビル	17 聖堂十字会	29 東京メトロホール	E 砧1(砧1丁目大蔵駅行き)
6 砧7丁目4番(マシシ前)	18 稲荷橋(二子玉川駅行き)	30 びんぼろ橋(八雲町前)	F NHK技術研究所(成城学園前駅行き)
7 ローソン砧5丁目店(砧まちセンター前)	19 稲荷橋(東行)	31 大蔵池水所	G NHK技術研究所(成城学園前駅行き)
8 砧郵便局	20 世田谷市場	32 聖土曼公園	H NHK技術研究所(二子玉川駅行き)
9 日大産学部専門前	21 稲荷橋(二子玉川駅行き)	33 砧公園	I 成育医療研究センター前(砧1丁目大蔵駅行き)
10 大蔵住宅(30号棟)	22 ビューテック前	34 メディカルコミュニティ砧	J 成育医療研究センター前(成城学園前駅行き)
11 カムスト大蔵の社(8号棟)	23 砧1丁目21番(マシシ前)	35 砧3丁目34番(マシシ前)	K 日大産学部前(成城学園前駅行き)
12 カムスト大蔵の社(9号棟)	24 山野児童館		



図 1 2 3 運行車両

図 1 2 2 運行マップ

スケジュール					
	令和7年度 (2026年度)	令和8年度 (2027年度)	令和9年度 (2028年度)	令和10年度 (2029年度)	令和11年度 (2030年度)
取組					
取組 (区・大蔵地)					

施策3 - 7 新たな輸送サービスによる移動の選択肢の提供

取組3 - 7 - 2 新たなモビリティサービスの活用検討（再掲）

実施主体 世田谷区、交通事業者、民間事業者

区は、交通事業者、民間事業者と協力し、鉄道、路線バス等、既存の公共交通機関を補完するものとして、AI オンデマンド交通、自動運転など新たなモビリティサービスの導入についても視野に入れ検討します。

新型輸送サービス

AIオンデマンド交通



- 都市部の交通空白地域や、多様で不確実な移動ニーズがある観光地での活用が期待

**グリーン
スローモビリティ**



- 高齢化が進む地方部や観光地での活用が期待

超小型モビリティ



- 狭い路地の多い大都市の密集地域や観光地の移動に適合

自動運転



- 近年急速に進む運転者不足への対応として、自動運転の活用が期待

図 1 2 4 新たなモビリティのイメージ

出典：新たなモビリティサービスの推進(「モビリティ・ロードマップ」のありかたに関する研究会(第5回))

スケジュール

	令和7年度 (2026年度)	令和8年度 (2027年度)	令和9年度 (2028年度)	令和10年度 (2029年度)	令和11年度 (2030年度)
取組	検討・実施				

施策 3 - 8 特定需要への対応

取組 3 - 8 - 1 多様な交通資源と連携した取組の検討

実施主体 世田谷区、民間事業者

全ての移動ニーズに対して、既存の公共交通サービスで対応することは困難であるため、地域にある多様な交通資源を有効活用することが求められています。

そこで、公共交通機関のみで対応が難しい移動ニーズに対しては、必要に応じて、区は民間事業者と連携し、既存の病院の送迎車両、スクールバスなど、地域における多様な交通資源を最大限に活用することを検討します。

図追加予定

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			検討・実施		

施策 3 - 8 特定需要への対応

取組 3 - 8 - 2 利用者のニーズに応じた多様な移動サービスの充実

実施主体 交通事業者

通勤・通学需要など、「できるだけ早く移動したい」といったニーズのほかに、「多少時間がかかっても快適に移動したい」「有意義な時間を過ごしたい」など、時代の変化とともに移動に関するニーズも多様化しています。

鉄道事業者は比較的遠距離を移動する列車で有料の座席指定車両を導入するなど、多様な選択肢を用意するようになってきています。また、タクシー事業者においてはユニバーサルデザインタクシーや子育て支援タクシーなどの取組など、ニーズに応じたサービスを展開しています。

そこで、多様化した移動ニーズへの対応について、社会動向を注視しつつ、必要に応じて検討を進めます。



図 1 2 5 有料座席指定列車の例（外観）



図 1 2 6 有料座席指定列車の例（車内）

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			検討・実施		

施策3 - 9 人々の外出と交流を促進する交通環境の整備

取組3 - 9 - 1 交通結節点の整備・充実（再掲）

実施主体 世田谷区、交通事業者

近年では、歩いて楽しい街、「ウォークブルシティ」の考え方が浸透してきたほか、鉄道駅や駅前広場を中心とした利便性、快適性、地域性の高いゆとりある一体的な空間形成を目指す「駅まち空間」のデザインが求められるなど、従来の駅前広場や道路のあり方が大きく変化しています。このような状況下において、人々の外出と交流を促進する交通環境を創出・充実させていくことは、とても重要です。

区では世田谷区都市整備方針において、三軒茶屋駅周辺地区、下北沢駅周辺地区、二子玉川駅周辺地区を「広域生活・文化拠点」に位置づけており、主要な交通結節点としての魅力を高める取組を推進します。

区と交通事業者は連携し、その他の鉄道駅なども地域の交通の拠点と捉え、様々な交通手段への乗継利便性を向上するため、駅前広場の整備にあたってはバス乗り場や歩行者空間に配慮した利用しやすいデザインに努めるほか、各交通モードの乗継の拠点となる場所においても、シェアサイクル等にも対応した「モビリティハブ」の整備を検討します。



図 1 2 7 「駅まち空間」の整備例（姫路駅前）



図 1 2 8 MaaSや自動運転に対応した人が主役の都市交通ターミナル

出典)2040年、道路の景色が変わる(国土交通省、令和2年6月)

スケジュール

	令和7年度 (2026年度)	令和8年度 (2027年度)	令和9年度 (2028年度)	令和10年度 (2029年度)	令和11年度 (2030年度)
取組			検討・実施		

施策 3 - 9 人々の外出と交流を促進する交通環境の整備

取組 3 - 9 - 2 待ち時間も快適・便利に過ごせる環境整備

実施主体 世田谷区、交通事業者、民間事業者

電車やバスの待ち時間を快適・便利に過ごせる環境づくりが求められています。

区、交通事業者、民間事業者は連携して、気軽に公共交通を利用し、待ち時間を近くのカフェで過ごすなど、充実した時間を過ごせる「モビリティハブ」などの整備について、検討を進めます。

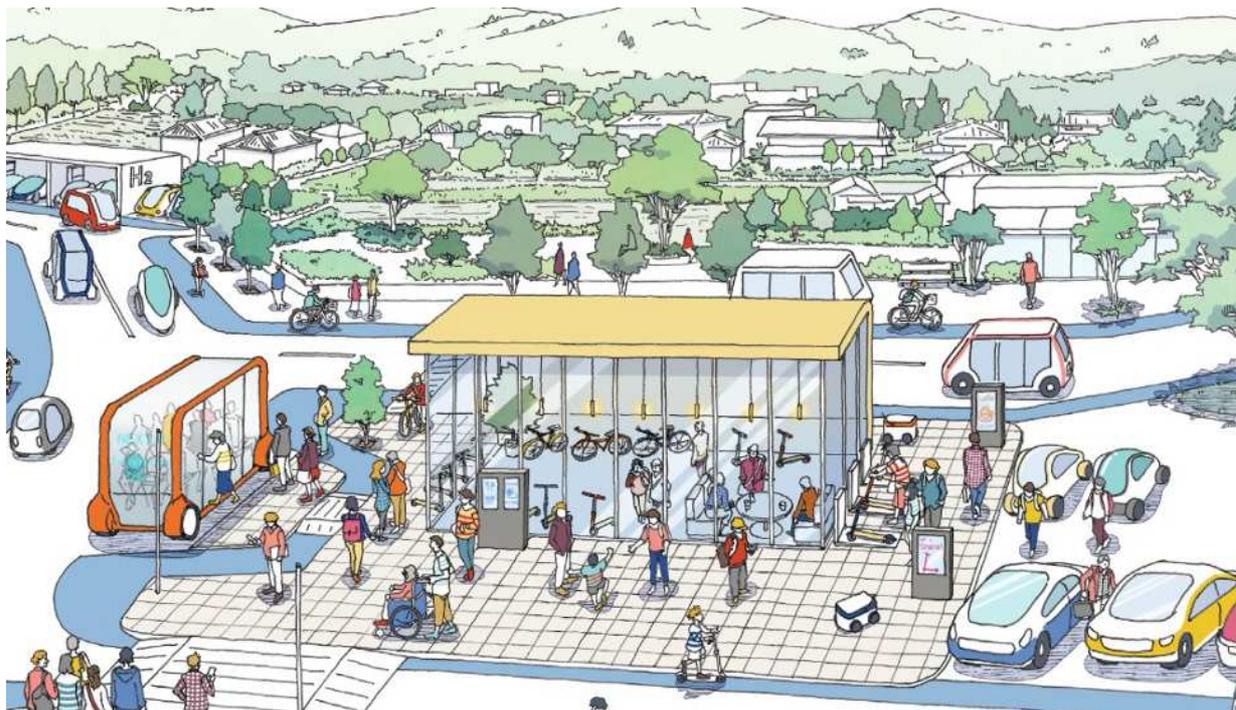


図 1 2 9 モビリティハブの多機能化イメージ

出典)「2040年、道路の景色が変わる」国土交通省ホームページ

スケジュール

	令和 7 年度 (2026 年度)	令和 8 年度 (2027 年度)	令和 9 年度 (2028 年度)	令和 10 年度 (2029 年度)	令和 11 年度 (2030 年度)
取組			検討・実施	➔	

5. 計画の推進

5.1 計画の達成状況の評価

本計画において定めた取組のうち、以下の項目に関する達成状況の調査、分析及び評価を毎年度行います。この内容は、世田谷区地域公共交通活性化協議会及び国土交通大臣に対して報告します。

目標1に関する評価指標「安全・安心な地域公共交通」
ホームドア整備駅数
自転車通行空間整備延長

目標2に関する評価指標「持続可能な地域公共交通」
鉄道・バス利用者数
二酸化炭素排出量（運輸部門）

目標3に関する評価指標「快適な地域公共交通」
区内の交通手段（移動手段）に満足している区民の割合
サイクルポート設置箇所数

評価指標	単位	基準値	年度目標値					モニタリング
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
目標1 安全・安心な地域公共交通								
ホームドア整備駅数	駅	17 (令和5年度)	17 (令和6年度)	20 (令和7年度)	21 (令和8年度)	22 (令和9年度)	22 (令和10年度)	区データ
自転車通行空間整備延長	km	56 (令和5年度)	63 (令和6年度)	68 (令和7年度)	73 (令和8年度)	78 (令和9年度)	83 (令和10年度)	区データ
目標2 持続可能な地域公共交通								
鉄道・バス利用者数	千人/日	2577 (令和4年度)	2729 (令和5年度)	2729 (令和6年度)	2729 (令和7年度)	2729 (令和8年度)	2729 (令和9年度)	世田谷区統計書
二酸化炭素排出量 (運輸部門)	1000t-CO2	405 (令和3年度)	379 (令和4年度)	353 (令和5年度)	328 (令和6年度)	302 (令和7年度)	277 (令和8年度)	オール東京62市町村共同事業「みどり東京・温暖化プロジェクト」
目標3 快適な地域公共交通								
区内の交通手段（移動手段）に満足している区民の割合	%	67 (令和5年度)	68 (令和6年度)	69 (令和7年度)	70 (令和8年度)	71 (令和9年度)	72 (令和10年度)	区データ
サイクルポート設置箇所数	カ所	188 (令和5年度)	198 (令和6年度)	208 (令和7年度)	218 (令和8年度)	228 (令和9年度)	238 (令和10年度)	区データ

5.2 計画の推進体制

本計画については、区民、交通事業者、学識経験者、警察、道路管理者、国、東京都等から組織される「世田谷区地域公共交通活性化協議会」を中心に、それぞれの施策・取組を推進していきます。

また、本計画の推進にあたっては、協議会が主体となり、PDCA サイクルに基づいて進捗を管理していきます。



図 1 3 0 計画の推進体制

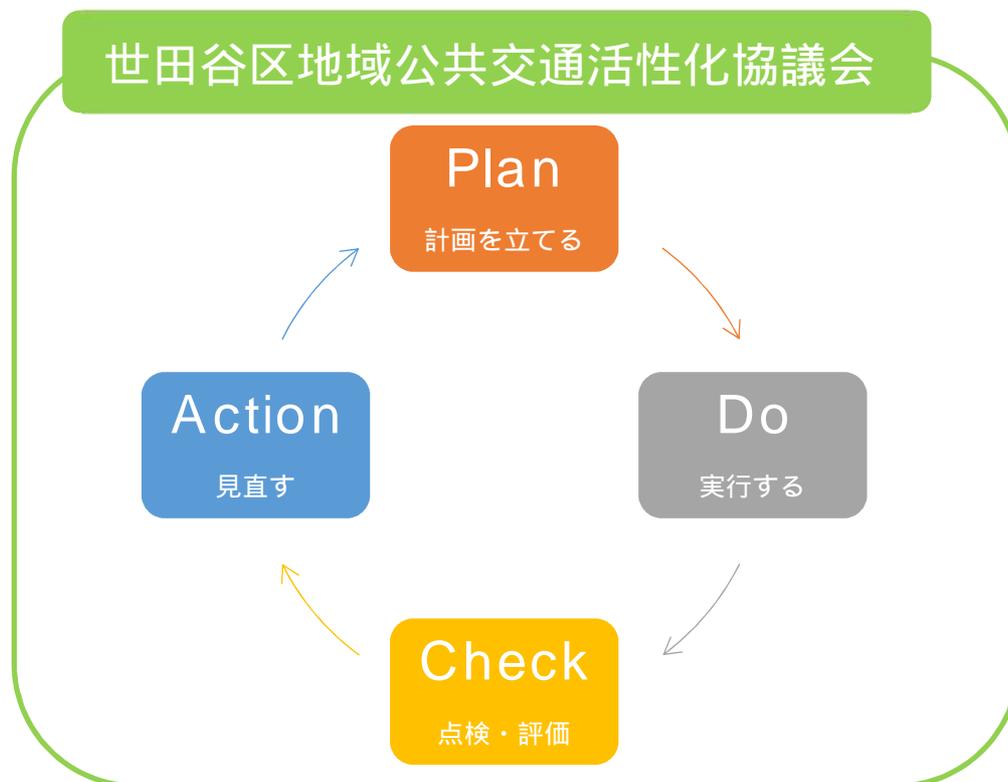


図 1 3 1 計画のPDCAサイクル